

2021

化管法に基づくSDS・ ラベル作成ガイド

～事業者向けGHS分類ガイダンス・
GHS混合物分類判定システム～



経済産業省

目次

パート A リスク評価の概要	1
1 はじめに	1
2 化学物質のリスクとは	2
3 リスク評価について	4
3.1 シナリオ設定（ステップ 1）	4
3.2 化学物質の有害性評価（ステップ 2）	5
3.3 化学物質のばく露評価（ステップ 3）	7
3.4 リスク判定（ステップ 4）	8
4 リスクに基づく適切な化学物質管理	9
4.1 リスクの管理	9
4.2 リスク評価結果の活用	10
5 化学物質のリスク評価関連ツール	11
パート B 化管法に基づく SDS 制度	12
1 化管法の概要	12
1.1 化管法とは	12
1.2 化管法の構成	12
1.3 化管法に基づく SDS 制度の概要	13
1.4 SDS 制度の経緯	14
2 GHS とは	17
2.1 国連 GHS 制定の背景	17
2.2 国連 GHS の概要	17
2.3 GHS の危険有害性クラス及び GHS で使用する絵表示	18
3 化管法に基づく SDS 制度について	20
3.1 化管法に基づく SDS 制度の対象となる事業者	20
3.2 化管法に基づく SDS 制度の対象となる指定化学物質	22
3.3 化管法に基づく SDS 制度の対象製品	23
3.4 化管法に基づく SDS の提供について	24
3.5 化管法に基づく SDS 及びラベルの記載項目	25
3.5.1 化管法に基づく SDS の記載項目	25
3.5.2 化管法に基づくラベルの記載項目	26
4 化管法に基づく GHS 分類と SDS 及びラベルの作成	27
4.1 化管法に基づく SDS 及びラベルの作成にあたり確認・準備すべきこと	27
4.2 化管法に基づく GHS 分類について	29
4.2.1 事業者向け GHS 分類ガイダンス	29
4.2.2 GHS 分類判定に利用可能な情報源	30
4.2.3 GHS 分類ガイダンスにおける独自の分類結果の表現方法	31
4.3 化管法に基づく SDS の作成方法	32
4.4 化管法に基づくラベルの作成方法	48
4.5 GHS 混合物分類判定システム	51
4.5.1 GHS 混合物分類判定ラベル作成システム（NITE-Gmiccs）	51
4.5.2 GHS 混合物分類判定システム（インストール版）	55
参考：指定化学物質リスト（新旧対照表）	59
参考：化管法関連の参考資料一覧	88

このガイドについて

このガイドは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法、以下「化管法」）に基づく安全データシート（以下「SDS」）及びラベルの作成についての理解及び推進を目的に作成されました。

パート A では、化学物質のリスク評価の概要について解説し、化学物質管理についての理解を深める内容となっています。

パート B では、化管法及び化管法に基づく SDS 制度について説明し、「事業者向け GHS 分類ガイダンス」を用いた GHS 分類について解説しています。また、混合物の GHS 分類の実施を支援するためのツール「GHS 混合物分類判定システム」についても紹介しています。

パート A リスク評価の概要

1 はじめに

私たちの身の回りには様々な化学物質があり、暮らしを豊かにしています。しかし、事業活動における製造や使用等の段階で、化学物質の適切な管理がなされずに、事業所から化学物質が大気や水などの周辺環境に排出された場合、人の健康や環境中の生物に望ましくない影響を及ぼす可能性（リスク）があります。

このため、化管法では、事業者のみなさんに対し、法で指定された化学物質の自主的な管理の改善の促進を求めています。また、事業者が自らの化学物質管理の状況を周辺住民等にわかりやすく伝え、理解を深めるように努める（リスクコミュニケーションを行う）ことも求めています。

これらの化学物質の自主的な管理やリスクコミュニケーションを行っていくためには、事業所から排出された化学物質の周辺環境における人の健康や環境中の生物に対するリスクを把握し、リスクの大きいものは優先してそのリスクを削減していくことが重要です。

本パートは、化学物質を取り扱う事業者のみなさんに、リスクを把握するためのリスク評価のイメージを掴んでもらうことを目的に、簡単にリスク評価の概要を紹介するものです。

さらに詳しくリスク評価の方法等について理解したい方は、以下に例示する資料を適宜ご参照ください。

「化学物質のリスク評価について（よりよく理解するために）¹」

¹化学物質のリスク評価について（よりよく理解するために）（独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）） <https://www.nite.go.jp/chem/shiryo/oryoku.html>

2 化学物質のリスクとは

化学物質のリスクは、その化学物質の有害性の強さと人や環境中の生物がその化学物質にさらされる量（ばく露量）により決まります。

化学物質の有害性は、化学物質固有の性質で、化学物質を安全なものと有害なものに分けることはできません。例えば、有害性の強い化学物質であっても、ばく露量が十分に少なければリスクは小さく、逆に有害性の弱い化学物質であってもばく露量がかかなり多いとリスクは大きくなります。

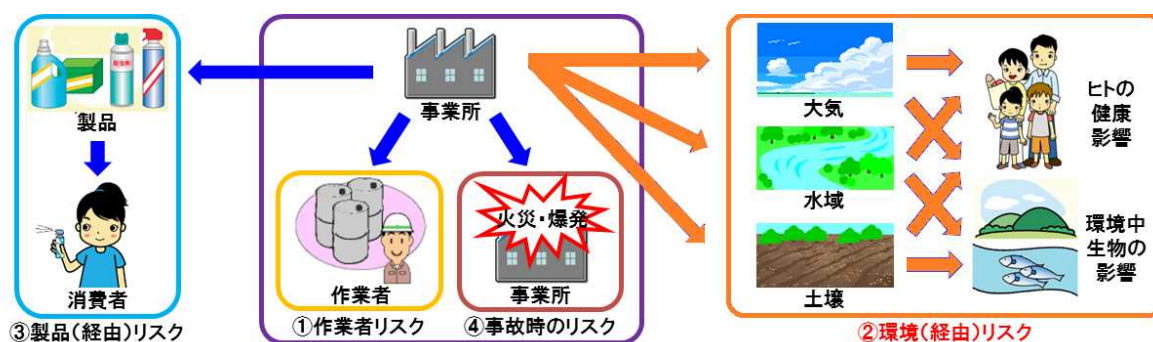
そのため、ある化学物質が実際に人や環境中の生物に望ましくない影響を与えそうかどうかを判断するためにはリスクの大きさを把握すること（リスク評価）が必要になります。

リスク = 「有害性(ハザード)」と「ばく露量」の比較

化学物質の環境リスクについて

化学物質にさらされる（ばく露）経路には、呼吸による吸入、飲食等による摂取、皮膚への直接的接触などがあります。

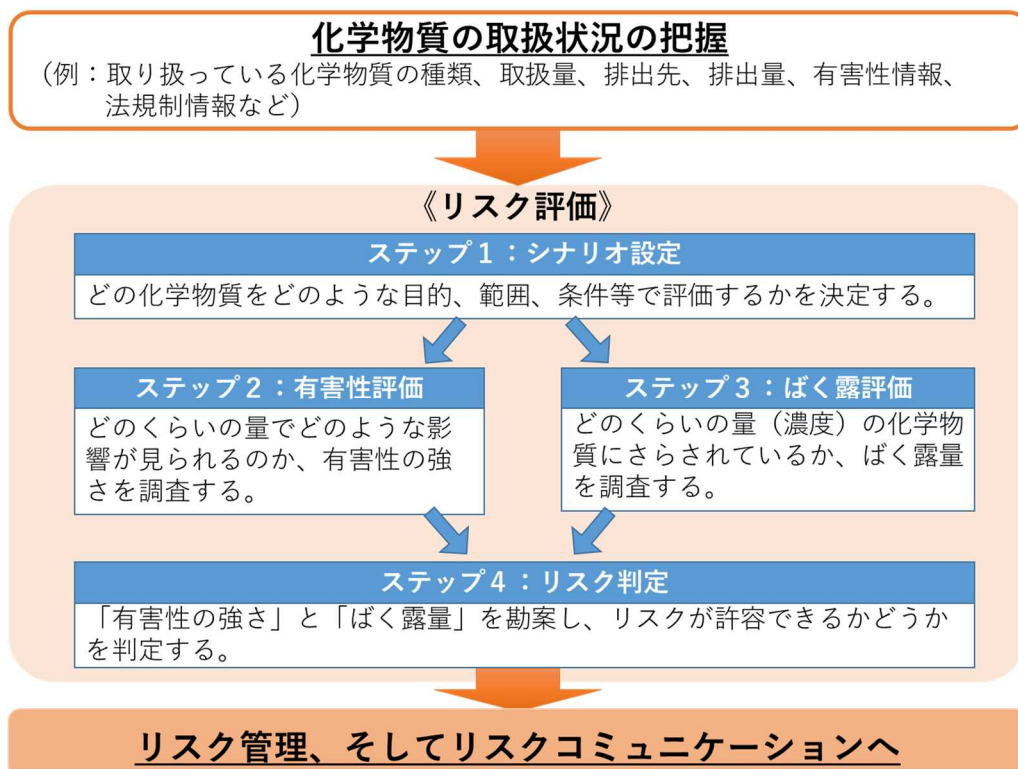
このガイドでは、事業所から環境中（大気、水など）に排出された化学物質によって、人の健康及び環境中の生物に生じるリスク（以下「環境リスク」）を考えます。



① 作業所へのリスク	作業所が、取り扱っている化学物質を吸い込んだり、接触したりすることで、作業所の健康に生じるリスク
② 環境（経由）リスク	大気や水域などの環境中に排出された化学物質によって、周辺環境における人の健康及び環境中の生物に生じるリスク
③ 製品（経由）リスク	製品に含まれる化学物質によって、人（消費者）の健康及び環境中の生物に生じるリスク
④ 事故時のリスク （フィジカルリスク）	爆発や火災などの事故によって、設備や建物などの物（財）、及び人の健康（人命）や環境中の生物に生じるリスク

3 リスク評価について

化学物質の有害性とばく露量の両方を調べて、人の健康や環境中の生物に影響が生じるかどうかを明らかにすることを「化学物質のリスク評価」といいます。このガイドブックでは事業者が導入しやすい化学物質の環境リスク評価の基本的な考え方や手順の例として、以下のステップ1～4の4つのステップで実施する方法を紹介します。



3.1 シナリオ設定（ステップ1）

化学物質の環境リスクを評価する方法は事業所のおかれた状況によって様々です。まず、その状況に応じてリスク評価の目的を明確にします。また、有害性やばく露量は、化学物質ごとに異なるため、リスク評価の前提となる条件を整理する必要があります。シナリオ設定では、以下の①～④について検討します。

- ① リスク評価の対象とする化学物質の選定
- ② 影響を受ける対象の選定（評価する地域、ヒト、生物の選定）
- ③ 化学物質の排出条件と排出先の把握
- ④ ばく露の道筋と経路の検討

3.2 化学物質の有害性評価（ステップ2）

対象とする化学物質について、「どのような有害性を示すか、有害な影響がどのくらいのばく露量で生じるか」を調べることを「有害性評価」といいます。

まず、既存情報からその化学物質がどのような有害性（例えば、慢性毒性、発がん性など）を示すかについて調べます。有害性を示すかといった有害性情報については、以下の①～③の情報源から入手することが可能です。

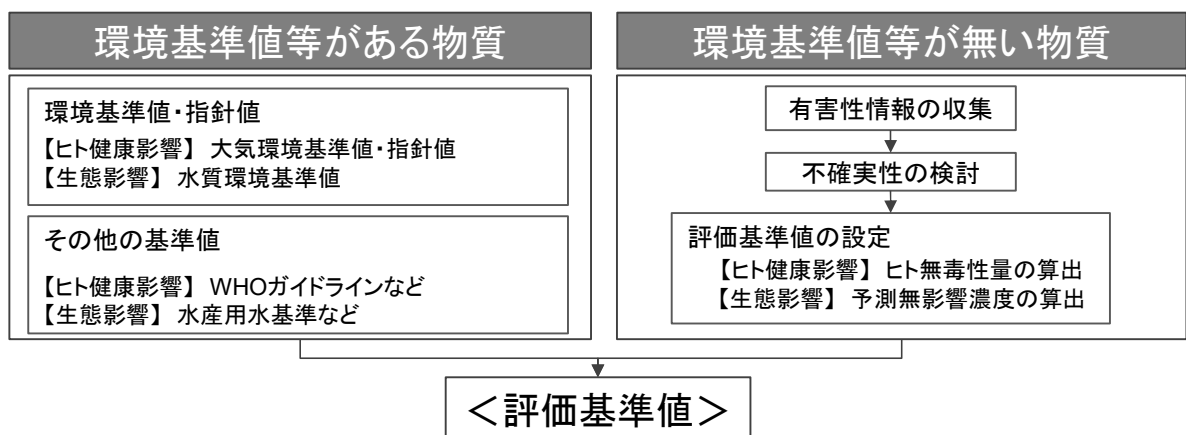
- ① SDS（Safety Data Sheet）
- ② 既存の有害性評価書及びリスク評価書
- ③ 有害性情報に関するデータベース

次に、有害な影響がどのくらいのばく露量で生じるかを調べます。

動物試験等のデータなどから、「動物に対して有害な影響を示さない量（NOAEL 等）」を求め、この結果をヒトに適用する場合の不確実性など（ヒトとの種差、個人差など）を考慮して、「ヒトに対して有害な影響を示さない量」を求めます。

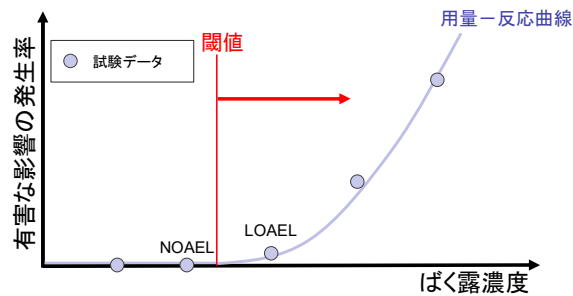
ヒトや生物に対して有害な影響を示さない化学物質の量を「評価基準値」といいます。「評価基準値」として設定することができるデータは、動物試験の結果をヒトに適用した量、大気環境基準や指針値となります。例えば、環境基準値等がある物質については、基準値を評価基準値に設定することが可能です。国内で基準値などが設定されていない場合は、世界保健機関（WHO）のガイドライン値などを参考にすることもできます。

また、環境基準値等が無いような物質については、有害性情報の収集等を実施し、評価基準値を設定します。

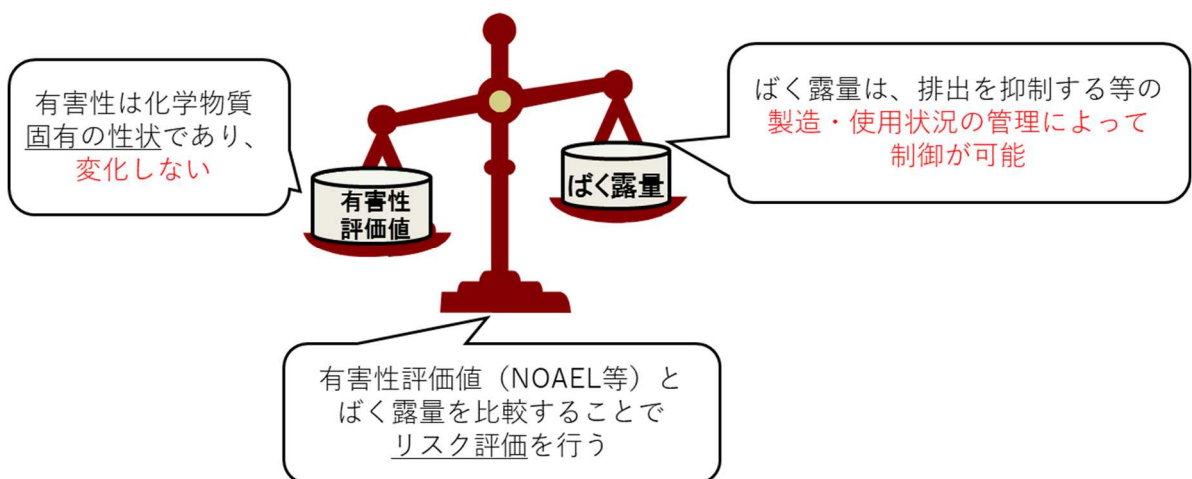


最小毒性量（LOAEL）と無毒性量（NOAEL）

最小毒性量（LOAEL）とは、複数の用量を投与した毒性試験において有害な影響がみられた最小の用量です。無毒性量（NOAEL）とは複数の用量を投与した毒性試験において有害な影響が認められない最大の用量です。基本的に、NOAEL を評価基準値に設定しますが、試験が動物試験であったり、試験結果が LOAEL であったりする場合は、不確実係数をかけた値を評価基準値とします。



出典：経済産業省 化学物質のリスク評価のためのガイドブック(実践編)



3.3 化学物質のばく露評価（ステップ3）

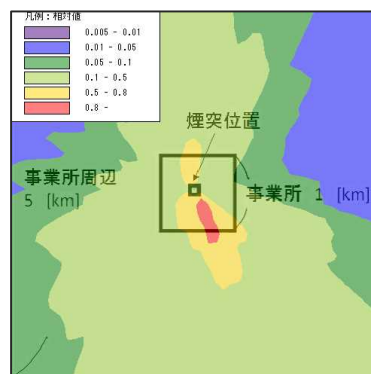
「実際にどのくらいの量（濃度）の化学物質にさらされているのか」を推定することを「ばく露評価」といいます。「ばく露評価」では、対象とした化学物質が影響を受ける対象へ至る道筋（ばく露経路）とばく露する量（濃度）を求めます。例えば、大気中へ排出された化学物質による健康影響のリスク評価では、比較的低濃度の化学物質に長期間さらされる場合に生じる影響を評価します。そこで、「1年間を通じて、人が平均的に吸い込む濃度」をばく露量として求めます。



ばく露量は、実測値あるいは数理モデル（PRTR データの活用、経済産業省低煙源工場拡散モデル（以下「METI-LIS」）の活用等）を用いて推計します。数理モデルでは、拡散方程式等に基づいて環境媒体間の分配や媒体中の物質の移動、拡散、分解等を考慮して環境中濃度を推計します。例えば、事業所周辺の大気中濃度を推計する際には、大気中濃度を推計するプルームパフモデルである METI-LIS は、事業所周辺の濃度を推計するとともに、計算結果の濃度分布を視覚的に表示することが可能です。

<イメージ>

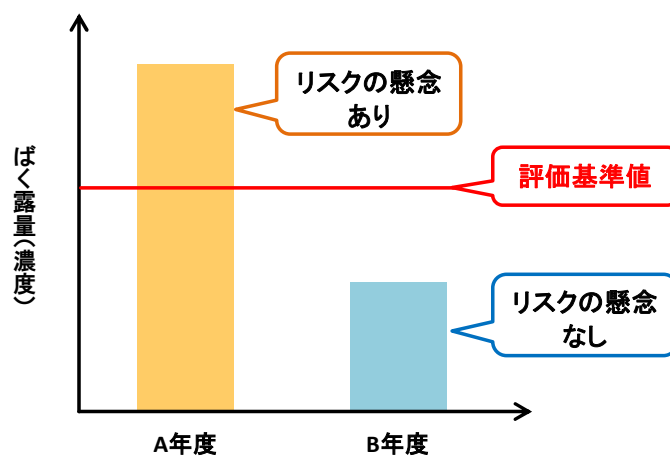
METI-LIS の計算結果（濃度分布図）



3.4 リスク判定（ステップ4）

リスクの判定は、ステップ2で設定した評価基準値と、ステップ3で推定したばく露量（濃度）を比較して行います。推定されたばく露量（濃度）が評価基準値より高いかどうかをみることにより、環境リスクが懸念されるかどうかを判定します。リスク判定の結果をリスク管理の優先順位を考えるときの参考として活用することが出来ます。

リスク判定の基準	
評価基準値 ≤ 推定ばく露量(濃度)	⇒ リスクの懸念あり
評価基準値 > 推定ばく露量(濃度)	⇒ リスクの懸念なし

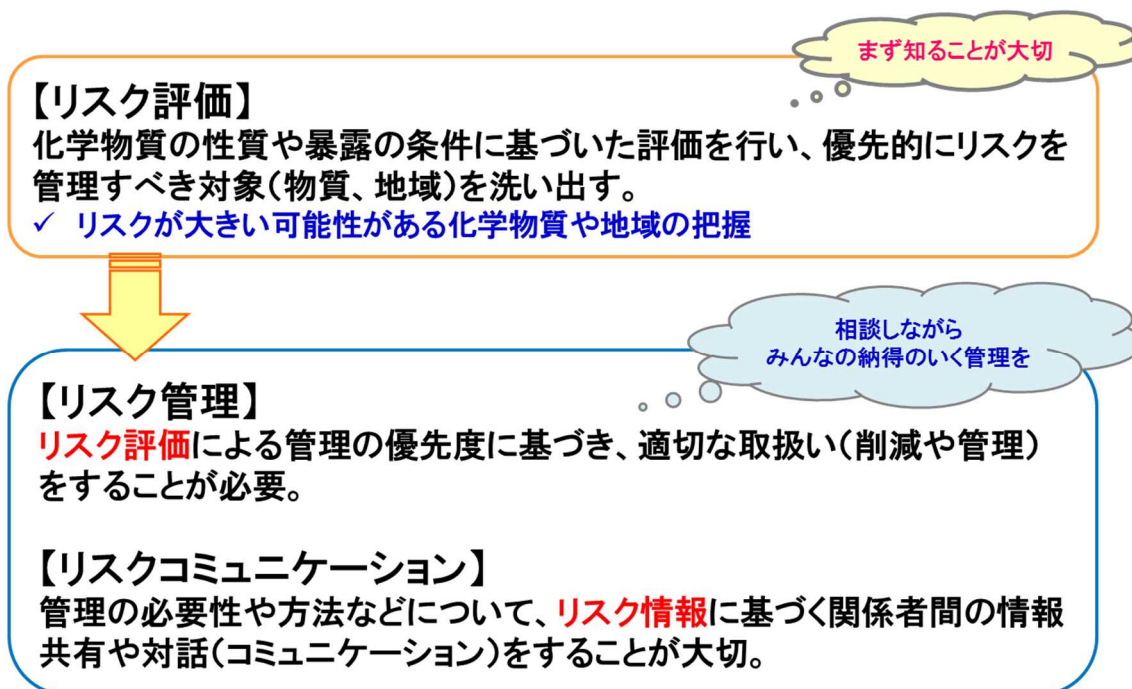


4 リスクに基づく適切な化学物質管理

4.1 リスクの管理

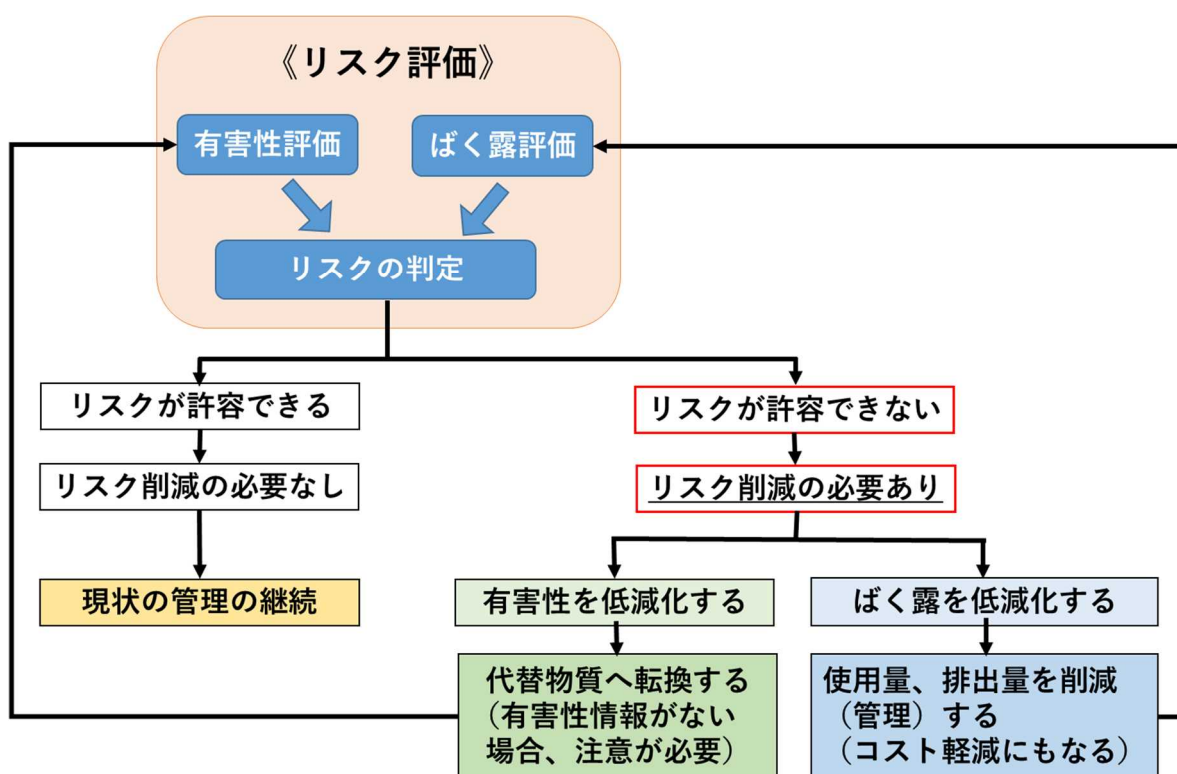
＜リスクに基づく適切な化学物質管理＞

- 化学物質による人の健康や環境中の生物への影響を科学的手法により明らかにする。(リスク評価)
- 得られたリスク評価結果からリスクの内容を分析して、リスクが許容できるかどうかのレベル設定を行い、そのリスクを超えないように管理する。(リスク管理)
- リスク評価及びリスク管理の一連の情報の根拠を付して、社会に向けてわかりやすく提示する。(リスクコミュニケーション)



4.2 リスク評価結果の活用

リスク評価の結果を判断材料に、化学物質の適切な扱いについて検討し、リスクを削減することが必要です。その際、リスクを削減するために、有害性（ハザード）を低減したり、ばく露を低減させたりすることが手段としてあります。また、削減したリスクについて、再び評価を行い、リスクが削減されたことを確認することが重要です。



5 化学物質のリスク評価関連ツール

ばく露評価に活用可能な、化学物質の大気中の濃度を推定するツールを以下に紹介します。

5.1 PRTR マップ²

PRTR マップは「濃度マップ」、「排出量マップ」から構成されています。

「濃度マップ」は大気中推定濃度を 5km×5km 又は 1km×1km のメッシュごとに濃度に応じて色分け表示するマップです。大気中推定濃度は PRTR データや年間気象データ等を基データとし、AIST-ADMER を用いて算出しています。これにより、大気中推定濃度の分布や選択した地域の大気中推定濃度を調べることができます。この濃度を化学物質のリスク評価におけるばく露評価（3.3 参照）に使用することができます。

5.2 AIST-ADMER（産総研－ばく露・リスク評価大気拡散モデル）³

化学物質の大気環境濃度推定及びばく露評価を行なうモデルと一連のシステムで大気中の濃度を、排出量と気象条件から計算できます。

日本全国の任意の地域において、5km×5km グリッド（局所的に最高 100 m×100 m まで可能）の高い空間解像度で、月平均濃度や年平均濃度を推定することができます。

Google Earth の衛星写真上での濃度マップ表示など、ばく露評価に便利な機能を搭載しています。

5.3 METI-LIS（経済産業省低煙源工場拡散モデル）⁴

工場・事業所などの煙突などから排出される化学物質が周辺 10 km 程度の範囲でどのような濃度分布をとるかを計算する拡散計算ソフトです。

高煙突ばかりでなく、低い位置にある排出源からの化学物質を、実際の気象状況や事業場における建物の配置に即して、濃度の分布をコンター図として表示し、把握することが可能です。

² 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) PRTR マップ <https://www.prtrmap.nite.go.jp/prtr/top.do>

³ 国立研究開発法人産業技術総合研究所(AIST) AIST-ADMER <https://www.aist-riss.jp/software/20311/>

⁴ 一般社団法人産業環境管理協会(JEMAI) METI-LIS <http://www.jemai.or.jp/tech/meti-lis/download.html>

パート B 化管法に基づく SDS 制度

1 化管法の概要

1.1 化管法とは

化管法は、PRTR 制度及び SDS 制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。化管法は、平成 11 年 7 月 13 日に制定されました。

1.2 化管法の構成

化管法は以下のように構成されています。

法律
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 第 1 章 総則 第 2 章 第一種指定化学物質の排出量等の把握等 （→PRTR 制度） 第 3 章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等 （→SDS 制度） 第 4 章 雑則 第 5 章 罰則 附 則
政令
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令
省令
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則 第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令 指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（化管法 SDS 省令）

法令の詳細については、化管法の法令集⁵をご参照ください。

⁵ 化管法の法令集 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info1.html

1.3 化管法に基づく SDS 制度の概要

化管法では、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、化管法で指定された化学物質又はそれを規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡又は提供する場合、SDS により、その指定化学物質又はそれを規定含有率以上含有する製品の特性及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務づけるとともに、ラベルによる表示に努めるよう規定しています。

事業者間で化管法に基づく SDS の提供及びラベルによる表示を行って頂くことにより、自らが使用する指定化学物質又はそれを規定含有率以上含有する製品について必要な情報を入手し、適切な管理に役立てていただくことを目的としています。

平成 24 年に、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）の導入の促進を目的として化管法 SDS 省令等の改正が行われました。化管法 SDS 省令の改正により、SDS の記載項目を GHS に対応した 16 項目に拡大、指定化学物質について、新たにラベル表示に関する努力義務を追加、また、SDS 及びラベルの作成・提供に際しては、JIS Z 7253（「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」）に適合する方法で行うことを努力義務としました。

MSDS から SDS へ

平成 24 年 3 月に、従来の JIS Z 7250（「化学物質等安全データシート（MSDS）－内容及び項目の順序」）と JIS Z 7251（「GHS に基づく化学物質等の表示」）を統合して GHS に対応する JIS Z 7253（「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」）が制定されました。この際、安全データシートの名称も「MSDS」から国連 GHS 文書で定義されている「SDS」に変更されました。

1.4 SDS 制度の経緯

	国内法令			国際調和	国内規格				
	化管法	安衛法	毒劇法	GHS	JIS Z 7252 (GHS分類 方法)	JIS Z 7250 (MSDS)	JIS Z 7251 (表示)	JIS Z 7253 (情報伝達)	
平成10年度 以前		昭和47年 ラベル表示義務	昭和25年 容器・被包への 表示義務						
平成11年度 (1999)	平成12年3月 化管法 (MSDS提供義務) 施行					JISZ7250 : 2000 制定			
平成12年度 (2000)		平成12年4月 安衛法 (MSDS提供義務) 改正	平成13年1月 毒劇法 (MSDS提供義務) 施行令改正						
平成13年度 (2001)									
平成14年度 (2002)									
平成15年度 (2003)				平成15年7月 国連欧州経済委員会(UNECE)が GHSを策定、発行					
平成16年度 (2004)									
平成17年度 (2005)				改訂 初版		JISZ7250 : 2005 改訂			
平成18年度 (2006)		平成18年12月 安衛法 (GHSラ ベル表示義務) 施行					JISZ7251 : 2006 制定		
平成19年度 (2007)				改訂 2 版					
平成20年度 (2008)									
平成21年度 (2009)				改訂 3 版	JISZ7252 : 2009 制定 「GHSに基づく化学物質等の分類 方法」				
平成22年度 (2010)						JISZ7250 : 2010 改訂	JISZ7251 : 2010 改訂		
平成23年度 (2011)		安衛則・指針 改正公布	平成24年3月通知 ④	改訂 4 版				平成24年3月 統合※	
平成24年度 (2012)	平成24年4月 化管法省令・指針 改正公布 平成24年6月 ① 指定化学物質 (純物質) に ついて施行	平成24年4月 安衛則・指針 改正 (SDS・ラベル 努力義務) 施行				JISZ7250 : 2005 (廃止 : 平成27年 12月31日 暫定期間 終了)	JISZ7250 : 2010 (廃止 : 平成28年 12月31日 暫定期間 終了)	JISZ7251 : 2006 (廃止 : 平成27年 12月31日 暫定期間 終了)	JISZ7251 : 2010 (廃止 : 平成28年 12月31日 暫定期間 終了)
平成25年度 (2013)				改訂 5 版	平成26年3月 JISZ7252 : 2014 改訂 (暫定期間 : 令和 4年5月24日)				JISZ7253 : 2012 制定 (暫定期間: 令和4年5月24 日) 「GHSに基づ く化学品の危険 有害性情報の伝 達方法ーラベル、作業場内の 表示及び安全 データシート (SDS)」
平成26年度 (2014)		安衛法改正							
平成27年度 (2015)	平成27年4月	安衛則・指針 改正公布		改訂 6 版					
平成28年度 (2016)	指定化学物質 を規定含有率 以上含む製品 について施行	平成28年6月 ③							
平成29年度 (2017)		安衛則・指針 改正 (ラベル義務 拡大・リスク アセスメント 義務) 施行		改訂 7 版					
平成30年度 (2018)					改訂				改訂
令和元年度 (2019)				改訂 8 版	令和元年5月 JISZ7252 : 2019				令和元年5月 JISZ7253 : 2019
令和2年度 (2020)									
令和3年度 (2021)	令和3年10月 化管法政令 改正 化管法省令 改正予定 ②			改訂 9版					

①

【省令改正関連】(化管法指定化学物質)

SDSの記載項目をGHSに対応した16項目に拡大(第3条)

SDSの記載方法について、JIS Z 7253に適合するよう行うことを努力義務化(第4条第1項)

JIS Z 7253に適合するラベル表示を努力義務化(第5条)

※指定化学物質(純物質)については平成24年6月に施行

※指定化学物質を規定含有率以上含有する製品については、平成27年4月に施行

【指針改正関連】

指定化学物質等取扱事業者は、JIS Z 7252及びZ 7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを規定(第四)

②

【政令改正関連】(化管法指定化学物質)

化管法対象の指定化学物質の追加、包括範囲の変更及び削除

【省令改正(予定)関連】 SDSの提供方法の追加

③

【法律改正関連】 SDS交付義務対象物質について、リスクアセスメントの実施を義務化(法第57条の3)

【政省令改正関連】 ラベル表示義務の対象を、SDS交付対象物質まで拡大(施行令第18条)

④

【通知】 「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について(通知)」
(平成24年3月26日通知、薬食化発0326第1号)

※平成24年3月の統合に伴い、安全データシートの名称が「MSDS」から「SDS」に変更されました。

※JIS Z 7252 及び JIS Z 7253 は令和元年5月、国連 GHS 文書改訂6版に基づき、改正されました。

化管法の対象化学物質の見直し（化管法政令改正）

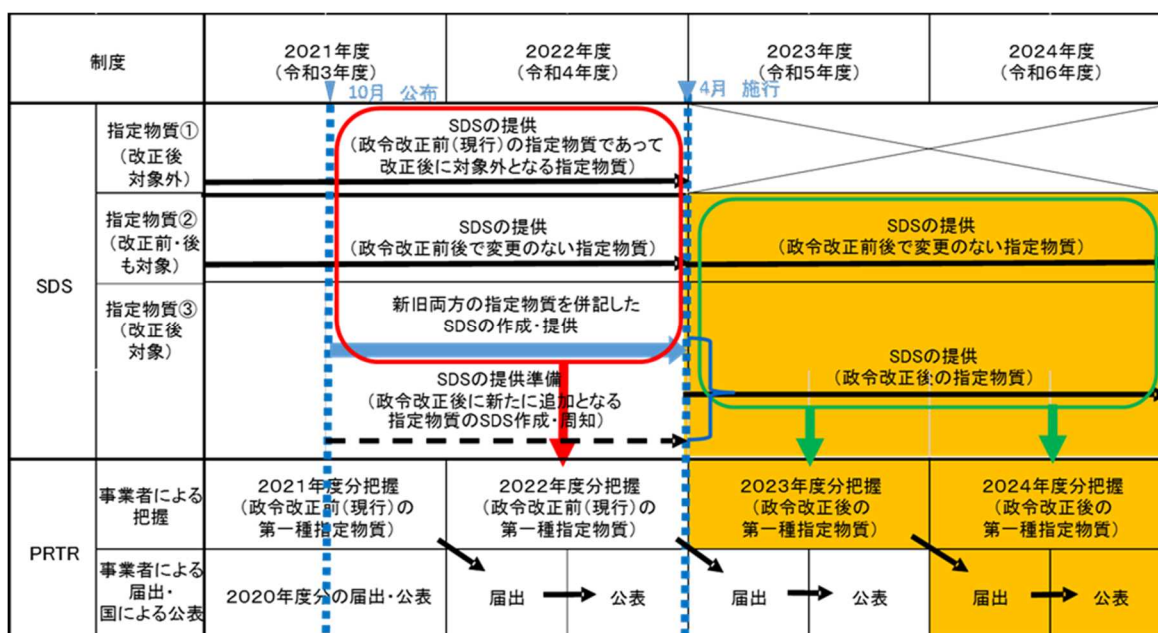
令和 3 年 10 月に化管法政令が改正され、最新の有害性に関する知見や環境中での検出状況、排出量、製造・輸入量等に応じて、化管法対象の指定化学物質の追加、包括範囲の変更及び削除が行われました。なお改正政令の施行日は、令和 5 年 4 月 1 日です。

政令改正後の対象化学物質数は下表のとおりです。

	対象制度	現行	政令改正後
第一種指定化学物質 (特定第一種指定化学物質を含む)	PRTR 制度 及び SDS 制度	462 物質 (特定第一種指定化学物質は 15 物質)	515 物質 (特定第一種指定化学物質は 23 物質)
第二種指定化学物質	SDS 制度	100 物質	134 物質
合計	—	562 物質	649 物質

改正政令施行時に、化学物質の排出量等の把握（PRTR 制度）やサプライチェーン全体において SDS の提供を円滑に開始していただくため、事業者の皆様は、施行日より早い段階から新規対象化学物質に対応した SDS を作成し、提供を行っていただくようお願いします。

＜ 化管法政令改正に関する新旧対象物質の切り替えの流れ＞



※化管法の政令改正については、以下ホームページをご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html

2 GHS とは

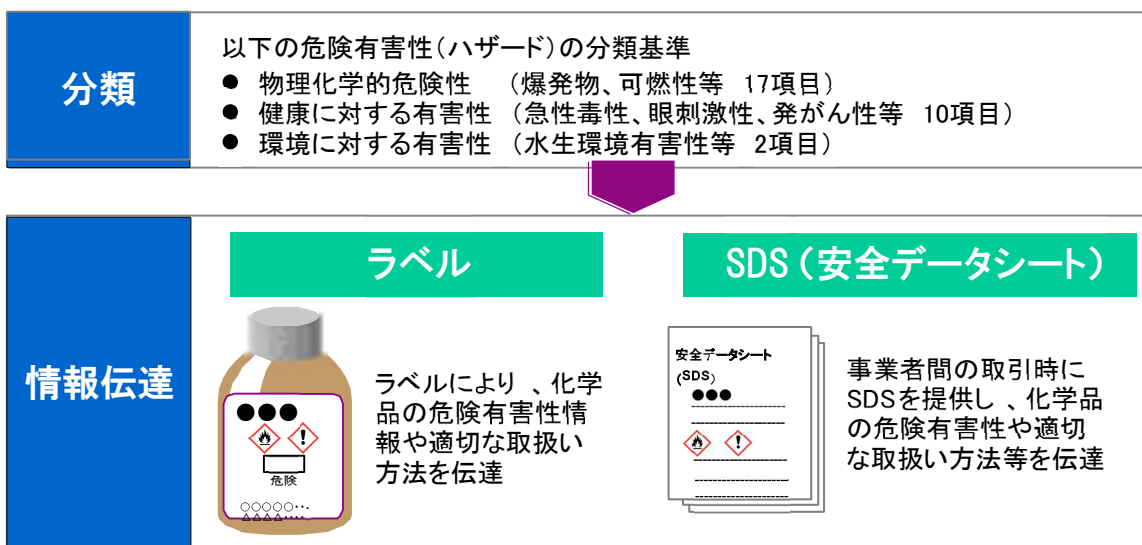
2.1 国連 GHS 制定の背景

近年、多種多様な化学品が全世界で広く利用されており、その中には人や環境に対する危険有害性を有するものも多く含まれています。一方で、こうした危険有害性の情報を伝達するための規則等は国や機関によって様々であり、同じ化学品であっても異なる危険有害性情報が表示されたり、伝達されることもあります。しかし、化学品が世界中に流通している今日、国や機関によって表示内容等が異なる状況では、化学品の安全な使用・輸送・廃棄は困難です。

このような状況から、国際的に推奨された分類・表示方法の必要性が認識されるようになり、2003 年 7 月には、国連経済社会理事会において「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) 」(GHS) の実施促進のための決議が採択されました。

2.2 国連 GHS の概要

目的
GHS は、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的としています。
規定内容
GHS には以下の内容が含まれます。 - 危険有害性を判定するための国際的に調和された基準（分類基準） - 分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段（ラベルや SDS）



2.3 GHS の危険有害性クラス及び GHS で使用する絵表示

GHS の危険有害性クラス

「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に関して以下の「危険有害性クラス」が設定されており、それぞれについて、どの程度の危険有害性があるか、あるいはないかを判断するための調和された分類基準が定められています。

国連 GHS (改訂6版) の危険有害性クラス

物理化学的危険性

- | | | |
|-----------------------------------|-----------|------------|
| ●爆発物 | ●引火性液体 | ●水反応可燃性化学品 |
| ●可燃性ガス(自然発火性ガス、
化学的に不安定なガスを含む) | ●可燃性固体 | ●酸化性液体 |
| ●エアゾール | ●自己反応性化学品 | ●酸化性固体 |
| ●酸化性ガス | ●自然発火性液体 | ●有機過酸化物 |
| ●高圧ガス | ●自然発火性固体 | ●金属腐食性化学品 |
| | ●自己発熱性化学品 | ●鈍性化爆発物 |

健康に対する有害性

- | | | |
|-------------------|-----------|------------------|
| ●急性毒性 | ●生殖細胞変異原性 | ●特定標的臓器毒性(単回ばく露) |
| ●皮膚腐食性／刺激性 | ●発がん性 | ●特定標的臓器毒性(反復ばく露) |
| ●眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | ●生殖毒性 | ●誤えん有害性 |
| ●呼吸器感作性又は皮膚感作性 | | |

環境に対する有害性

- | | |
|----------|------------|
| ●水生環境有害性 | ●オゾン層への有害性 |
|----------|------------|

絵表示について

GHS では、9 種類の絵表示（ピクトグラム）が決められており、危険有害性クラス及び危険有害性区分に応じ表示することとなっています。

注）本表示の説明は JIS Z 7252:2019 に引用された GHS 文書第 6 版に基づくものです。

【爆弾の爆発】



爆発物(不安定爆発物、等級1.1～1.4)
自己反応性化学品(タイプA、B)
有機過酸化物(タイプA、B)

【炎】



可燃性ガス(区分1)
自然発火性ガス
エアゾール(区分1、区分2)
引火性液体(区分1～3)
可燃性固体
自己反応性化学品(タイプB～F)
自然発火性液体
自然発火性固体
自己発熱性化学品
水反応可燃性化学品
有機過酸化物(タイプB～F)
鈍性化爆発物

【円上の炎】



酸化性ガス
酸化性液体
酸化性固体

【ガスボンベ】



高圧ガス

【腐食性】



金属腐食性化学品
皮膚腐食性(区分1)
眼に対する重篤な損傷性(区分1)

【どくろ】



急性毒性
(区分1～区分3)

【感嘆符】



急性毒性(区分4)
皮膚刺激性(区分2)
眼刺激性(区分2/2A)
皮膚感作性
特定標的臓器毒性(単回ばく露)(区分3)
オゾン層への有害性

【健康有害性】



呼吸器感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性(区分1、区分2)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)(区分1、区分2)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)
誤えん有害性

【環境】



水生環境有害性
(短期(急性)区分1、
長期(慢性)区分1、
長期(慢性)区分2)

区分とラベル要素の関係について

GHS では、分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じて絵表示等のラベル要素が決まります。以下の例は、急性毒性（経口）の区分とラベル要素の関係を図にしたものです。

例) 急性毒性(経口)

ATE (Acute Toxicity Estimates) ※のデータから健康有害性の区分を決定	危険有害性の程度			
	危険有害性区分			
	区分1	区分2	区分3	区分4
	ATE ≤ 5 [mg/kg体重]	5 [mg/kg体重] < ATE ≤ 50 [mg/kg体重]	50 [mg/kg体重] < ATE ≤ 300 [mg/kg体重]	300 [mg/kg体重] < ATE ≤ 2000 [mg/kg体重]
ラベル要素				
絵表示				
注意喚起語	危険	危険	危険	警告
危険有害性情報	飲みこむと生命に危険 (H300)	飲みこむと生命に危険 (H300)	飲みこむと有毒 (H301)	飲みこむと有害 (H302)

(さらに、区分に応じた「注意書き」があります)

※ATEは、急性毒性値又は急性毒性推定値の両方を指します。

3 化管法に基づく SDS 制度について

3.1 化管法に基づく SDS 制度の対象となる事業者

化管法に基づく SDS の提供義務やラベルによる表示の努力義務は、指定化学物質（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質）又は、指定化学物質を 1 質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は 0.1 質量%以上）含有する製品を国内の他の事業者に譲渡又は提供する全ての事業者に課せられます（化管法第 14 条第 1 項）。

化管法では、第 15 条において、経済産業大臣は、化管法に基づく SDS 提供の義務に違反する事業者に対して、勧告することができ、それに従わない場合は、その旨を公表することができますと定められています。また、第 16 条で、経済産業大臣は情報の提供に関し報告させることができることとされており、第 24 条において、この報告をしない、又は虚偽の報告をした者に対して 20 万円以下の過料に処することが定められています。

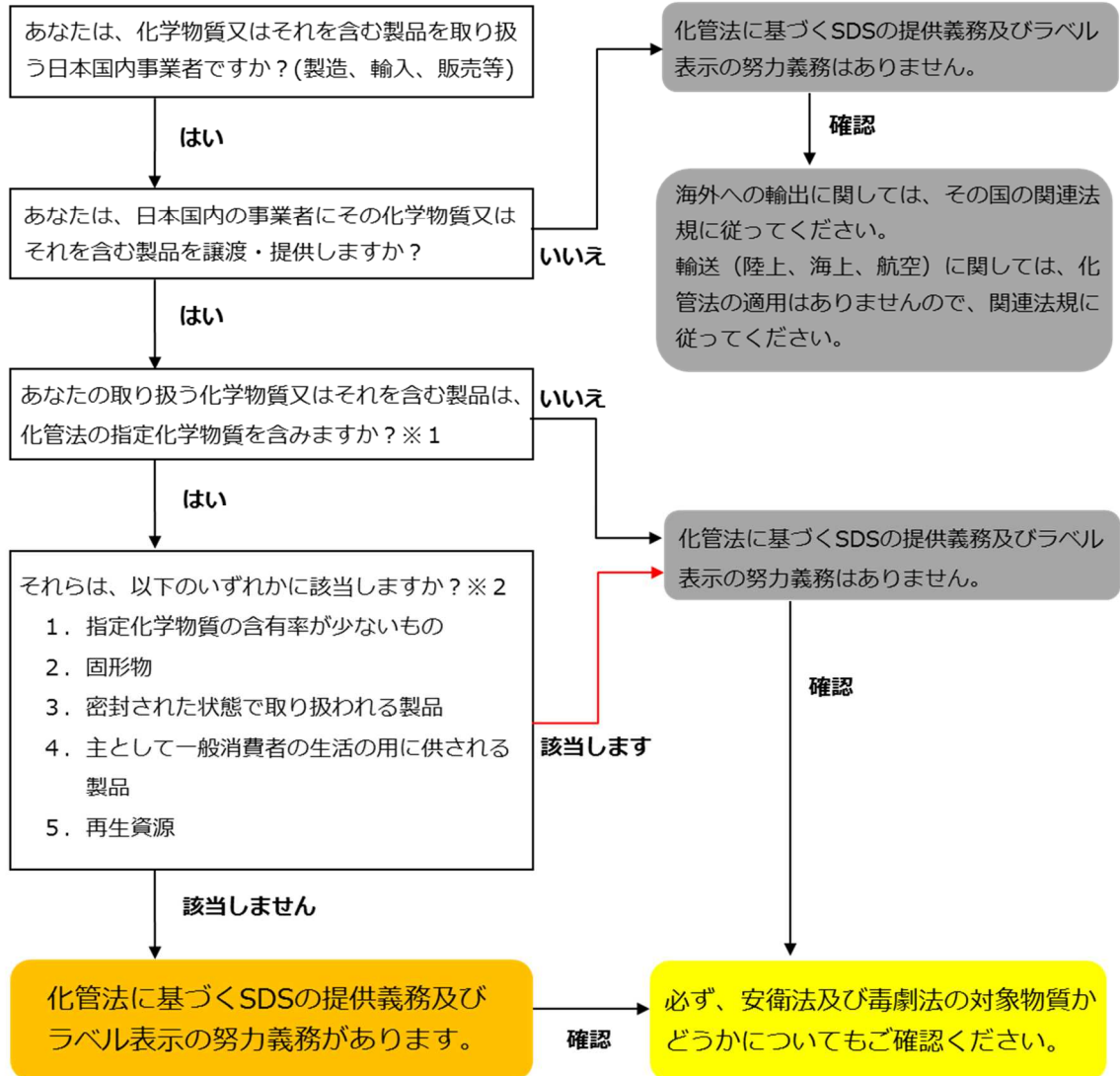
化管法の他にも厚生労働省が所管する「労働安全衛生法（安衛法）⁶」及び「毒物及び劇物取締法（毒劇法）⁷」において SDS 制度が規定されています。次のページでは、化管法に基づく判定フローを表していますので、必要であれば、別途、安衛法及び毒劇法についてもご確認ください。

⁶ 安衛法に基づく SDS 制度に関するお問合せ先（厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課）

⁷ 毒劇法に基づく SDS 制度に関するお問合せ先（厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室）厚生労働省 代表 TEL:03-5253-1111 (代)

化管法に基づく SDS 制度対象事業者 判定フロー

スタート



※1 化管法指定化学物質については 3.2 項をご確認ください。

※2 化管法の適用を受けない製品については 3.3 項をご確認ください。

注1：化管法の第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を規定含有率以上含有する製品については、PRTR 届出が必要な場合があります。PRTR パンフレット⁸の 6 ページ判定フローにてご確認ください。

注2：化管法は、任意での SDS 提供を行うことを妨げるものではありません。ビジネス上、取引先との関係で SDS を提供する場合には、SDS の提供等は取引先の事業者とご相談ください。

⁸ PRTR パンフレット https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/files/PRTR_2012_panph.pdf

3.2 化管法に基づく SDS 制度の対象となる指定化学物質

化管法に基づく SDS 制度の対象となる指定化学物質は、化管法政令で定める「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」です。人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する又は将来的に広く存在する可能性があるものと認められる物質を指定しています。

	対象制度	現行	政令改正後
第一種指定化学物質 (特定第一種指定化学物質を含む)	PRTR 制度 及び SDS 制度	462 物質 (特定第一種指定化学物質は 15 物質)	515 物質 (特定第一種指定化学物質は 23 物質)
第二種指定化学物質	SDS 制度	100 物質	134 物質
合計	—	562 物質	649 物質

指定化学物質のリストについては、本ガイド 59 ページ以降（参考）をご参照ください。

管理番号を導入します

化管法政令改正（本ガイド 1.4 項参照）に際して、事業者における指定化学物質の把握・管理の利便性向上を目的に、指定化学物質に管理番号の付与を行いました。

管理番号とは、政令番号（※）とは異なり、1 物質が固有の 1 番号を維持するもので、今後の政令改正により指定化学物質の追加・削除があった場合にも管理番号は維持される予定です。なお、管理番号の SDS への記載は事業者の任意となり、必須ではありません。

（※）政令番号とは、政令改正ごとに指定化学物質に 1 から順番に番号をつけたもので、政令改正の前と後で同じ物質でも政令番号が異なる場合があります。

改正政令の施行前における適用法令の記載方法は？

改正政令の公布から施行日までの間、SDS において、改正前後の対象化学物質の適用法令の化管法適用時期を書き分けることも可能です。具体的には、SDS の「項目 3 組成及び成分情報」もしくは「項目 15 適用法令」において、以下のように記載すること等が考えられます。

（例 1）改正後に指定化学物質ではなくなる場合

「□□□□」化管法第 1 種指定化学物質（2023 年 3 月 31 日まで）

（例 2）改正前は第 2 種指定化学物質であり、改正後に第 1 種指定化学物質となる場合

「〇〇〇〇」化管法第 2 種指定化学物質（2023 年 4 月 1 日以降、化管法第 1 種指定化学物質）

（例 3）改正後に新たに第 1 種指定化学物質となる場合

「△△△△」（2023 年 4 月 1 日以降、化管法第 1 種指定化学物質）

（例 4）指定範囲の変更は無いものの、名称変更された物質の場合

「◇◇◇◇」化管法第 1 種指定化学物質（2023 年 4 月 1 日以降、「◆◆◆◆」に名称変更）

※ノルマル削除、ウレアから尿素への変更、炭化水素鎖表記の統一化された物質が該当します。

3.3 化管法に基づく SDS 制度の対象製品

指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を 1 質量 %以上（特定第一種指定化学物質は 0.1 質量 %以上）含み、以下のいずれにも該当しない製品が化管法に基づく SDS 制度の対象製品となります（化管法政令第 5 条、第 6 条）。

＜SDS 制度の対象とならないもの＞

含有率が少ないもの	指定化学物質の含有率が 1 質量 %未満（特定第一種指定化学物質の場合は 0.1 質量%未満）の製品
固形物	事業者による取扱いの過程において固体以外の状態とならず、かつ粉状又は粒状にならない製品 ⁹ 例：管、板、組立部品等
密封された状態で使用される製品	例：コンデンサー、乾電池等
一般消費者用の製品	専ら家庭生活に使用されるものとして、容器等に包装された状態で流通し、かつ、小売店等で主として一般消費者を対象に販売されている製品 ¹⁰ 例：家庭用殺虫剤・防虫剤、家庭用洗剤等
再生資源	資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう ¹¹ 例：空き缶、金属くず等

⁹ 事業者の取扱いの過程において、溶融等の加工又は切断・研磨等を行って切削屑等が発生するような製品の場合には、化管法上、SDS の提供義務及びラベルによる表示の努力義務の対象となります。

¹⁰ 専ら業務用として事業者向けに販売していることが明らかな場合、化管法上、SDS の提供義務及びラベルによる表示の努力義務の対象となります。

¹¹ 再生資源に該当するか否かについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第 2 条第 4 項（再生資源の定義）をご確認ください。

3.4 化管法に基づく SDS の提供について

化管法では、化管法に基づく SDS の提供方法として、文書又は磁気ディスクによる交付を原則としています（化管法第 14 条第 1 項）。

ただし、化管法に基づく SDS を提供する相手方の承諾を得ている場合には、FAX や電子メールによる提供、ホームページへの掲載等のその他の方法による提供についても、選択することができます（化管法 SDS 省令第 2 条）。



提供時期等

- ・ 化管法に基づく SDS は、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者譲渡、提供する時までに提供しなければなりません（化管法第 14 条第 1 項）。
- ・ 原則、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者譲渡、提供するごとに化管法に基づく SDS を提供しなければなりません。同一の事業者が同一の指定化学物質等を継続的又は反復して譲渡提供する場合はこの限りではありません。ただし、相手方から SDS の提供を求められた際には提供義務が生じます（化管法 SDS 省令第 6 条）。

SDS の内容に変更が生じた場合はどうする？

化管法に基づく SDS の内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに、当該指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を譲渡・提供した相手方に対し、変更後の内容を含む SDS の提供に努めなければなりません（化管法第 14 条第 2 項）。

3.5 化管法に基づく SDS 及びラベルの記載項目

3.5.1 化管法に基づく SDS の記載項目

化管法に基づく SDS は、日本語で記載することと規定されています（化管法 SDS 省令第 4 条第 2 項）。また、化管法に基づく SDS に記載しなければならない情報について、化管法 SDS 省令第 3 条で以下のとおり規定しています。

化管法に基づく SDS の作成に際しては、JIS Z 7253 に適合する方法で記載を行うよう努めることとしています。JIS Z 7253 に関する努力義務規定については、指定化学物質は平成 24 年 6 月 1 日から、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品は平成 27 年 4 月 1 日から適用されています。

化管法に基づく SDS の記載項目	JIS Z 7253
指定化学物質又は製品の名称、指定化学物質等取扱い事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先 ※ 1	項目 1 化学品及び会社情報
危険有害性の要約	項目 2 危険有害性の要約
製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称及びその含有率（有効数字 2 桁） ※ 2 ※ 3	項目 3 組成及び成分情報
指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急措置	項目 4 応急措置
指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置	項目 5 火災時の措置
指定化学物質等が漏出した際に必要な措置	項目 6 漏出時の措置
指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意	項目 7 取扱い及び保管上の注意
指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置	項目 8 ばく露防止及び保護措置
指定化学物質等の物理的・化学的性状	項目 9 物理的及び化学的性質
指定化学物質等の安定性及び反応性	項目 10 安定性及び反応性
指定化学物質等の有害性	項目 11 有害性情報
指定化学物質等の環境影響	項目 12 環境影響情報
指定化学物質等の廃棄上の注意	項目 13 廃棄上の注意
指定化学物質等の輸送上の注意	項目 14 輸送上の注意
指定化学物質等について適用される法令	項目 15 適用法令
指定化学物質等取扱い事業者が必要と認める事項	項目 16 その他の情報

※1 記載する名称は、ラベルと一致するようにしてください。なお、指定化学物質において、政令で規定している名称以外の名称を記載する場合、項目 3 もしくは項目 15 において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。

※2 化管法の指定化学物質を規定含有率以上含有している製品については、政令で規定している指定化学物質名称、指定化学物質の種別、含有率（有効数字 2 桁）を記載してください。

※3 政令で規定している名称が「●●化合物」のような場合には、化学物質を特定できる名称を記載しても問題ありません。なお、政令で規定している名称以外の名称を記載した場合、項目 15 において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。

3.5.2 化管法に基づくラベルの記載項目

化管法に基づくラベルに記載する情報について、化管法 SDS 省令第 5 条で以下のとおり規定しています。化管法に基づくラベルの作成に際しては、JIS Z 7253 に適合する方法で表示を行うよう努めることとしています。ラベル表示及び JIS Z 7253 に関する努力義務規定については、指定化学物質は平成 24 年 6 月 1 日から、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品は平成 27 年 4 月 1 日から適用されています。

化管法に基づくラベルの記載項目	JIS Z 7253
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性又は環境影響に対応する絵表示	危険有害性を表す絵表示
注意喚起語	注意喚起語
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響	危険有害性情報
指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意	注意書き
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称 ※ 1	化学品の名称
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品の名称 ※ 1	
表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号 ※ 2	供給者を特定する情報
—	その他国内法令によって表示が求められる事項

※1：SDS の名称と一致させてください。なお、製品の名称として略式名を記載する場合にはその名称を SDS にも記載してください。

※2：緊急連絡先についても記載することが望ましいです。

4 化管法に基づく GHS 分類と SDS 及びラベルの作成

4.1 化管法に基づく SDS 及びラベルの作成にあたり確認・準備すべきこと

① 化管法に基づく SDS 及びラベルを作成するにあたっての確認

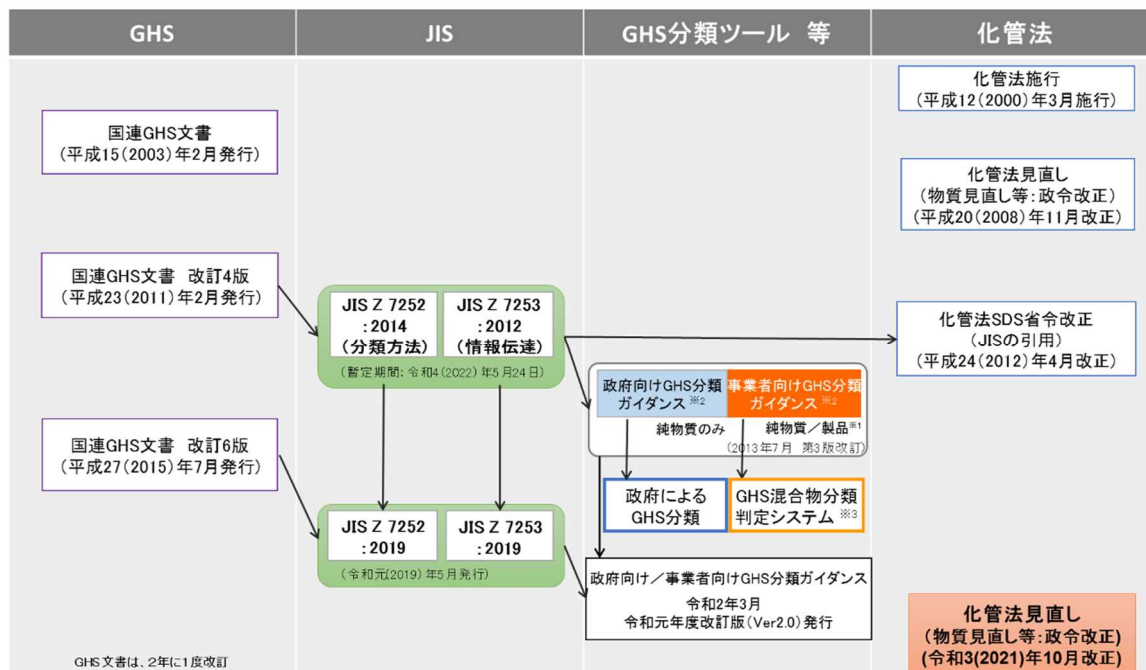
- ・「対象事業者」の確認（本ガイド 3.1 項）
- ・「指定化学物質」の確認（本ガイド 3.2 項）
- ・指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の場合には、「対象製品」の確認（本ガイド 3.3 項）
- ・SDS 及びラベルの記載項目の確認（本ガイド 4.3 項及び 4.4 項）

注 1：化管法の他にも厚生労働省が所管する安衛法及び毒劇法において SDS 制度が規定されています。必要であれば、別途、安衛法及び毒劇法についてもご確認ください。

注 2：化管法は、任意での SDS 提供を行うことを妨げるものではありません。ビジネス上、取引先との関係で SDS を提供する場合には、SDS の提供等は取引先の事業者とご相談ください。

② 化管法に基づく SDS 及びラベルの作成の際の参考資料

【分類に使用する JIS、GHS 分類ガイダンス等の位置付け】



※1¹²、※2¹³、※3¹⁴の詳細については、脚注を参照してください。

¹² 指定化学物質を規定含有率以上含有する製品

¹³ 政府向け GHS 分類ガイダンス及び事業者向け GHS 分類ガイダンス

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html

¹⁴ GHS 混合物分類判定システムについては、本ガイド 51 ページ以降「4.5 GHS 混合物分類判定システム」を参照してください。

次の<1>～<4>に示すものを参考に化管法に基づく SDS 及びラベルを作成してください。

<1> 化学品の情報	取引先から提供される SDS、 情報源（NITE-CHRIP ¹⁵ 、BIGDr ¹⁶ など）から調べた 化学品の情報等
<2> GHS 分類を行う手順書	JIS Z 7252、事業者向け GHS 分類ガイダンス
<3> 混合物の GHS 分類を行うツール	GHS 混合物分類判定システム
<4> SDS 及びラベル作成の手順書	JIS Z 7253 （参考）経済産業省 HP で公開されている項目 ¹⁷ 、 モデル SDS（職場の安全サイト）等

混合物の場合、有害性情報等はどう記載する？

化管法に基づく SDS 及びラベルに記載する化学物質の情報は、原則、製品自体（混合物）の情報について記述することとなっております。

¹⁵ NITE が提供する「化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）」は、化学物質の番号や名称等から、有害性情報、法規制情報及び国際機関によるリスク評価情報等を検索することができるシステムです。

https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

¹⁶ JCIA BIGDr(ビッグドクター)は、一般社団法人日本化学工業協会が提供する「化学物質リスク評価支援ポータルサイト」です。<https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/top>

¹⁷ 化管法 SDS 標準的な書式(JIS Z7253 対応版)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html

4.2 化管法に基づく GHS 分類について

4.2.1 事業者向け GHS 分類ガイダンス

事業者が JIS Z 7252 に基づいて、GHS 分類をより正確かつ効率的に実施するための手引きとなることを目指して、「事業者向け GHS 分類ガイダンス」が作成されました。本ガイダンスは、事業者が製造販売する製品は混合物が主であるため、混合物の GHS 分類の方法も含んだガイダンスとなっています。

本ガイダンスでは、物理化学的危険性、健康有害性、環境有害性の観点から化学品に関する危険性の分類のための分類基準、化学品に関する有害性の分類基準について規定されています。GHS 分類を事業者が自ら実施できるように、分類方法及び信頼できる情報源についても記載されていますが、本ガイダンスを参考に事業者が行った GHS 分類結果については、事業者が責任を負うこととなっています。

GHS 分類に必要な有害性情報はどこから入手する？

化管法、安衛法及び毒劇法において、SDS の提供やラベルによる表示の対象とされている化学物質については、国が GHS に基づいて分類を行い、その結果を NITE のホームページから公表しています。また、政府による GHS 分類結果¹⁸は、NITE が提供する NITE-CHRIP においても確認することができます。

ただし、この GHS 分類結果は、GHS 関係省庁等連絡会議において策定した「政府向け GHS 分類ガイダンス」に従い、GHS 関係省庁等連絡会議、分類実施省庁が収集したデータに基づいて分類した結果であり、あくまでも「GHS 分類結果の参考」です。事業者が SDS の作成やラベル表示を行う場合には、政府による GHS 分類結果、事業者が“信頼性が高い”と判断する外部試験データ、自社データ等いずれを用いてもかまいません。また、政府による GHS 分類が実施されていない化学物質についても、試験データ等があればそれらを基に「事業者向け GHS 分類ガイダンス」を参考に分類を行うことができます。

¹⁸ 政府による GHS 分類結果

NITE の政府による GHS 分類結果 (Excel、HTML) https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html

NITE の NITE 統合版 GHS 分類結果 https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_download.html

4.2.2 GHS 分類判定に利用可能な情報源

物理化学的危険性の情報源

GHS における物理化学的危険性の分類は、従来から国際的な合意の下に用いられてきた分類システムである国連危険物輸送勧告による分類（UNRTDG 分類¹⁹）を基にしています。そのため、原則として GHS における分類と UNRTDG 分類とは一致します。ただし、GHS では、輸送が禁止されている危険物（不安定火薬類等）や UNRTDG 分類では危険物に該当しない物質も分類対象となるため、こうした物質が該当する区分は、UNRTDG 分類にはない区分となります。

GHS における物理化学的危険性の分類は、所定の試験を行った結果（又は同等の価値がある情報）に基づいて行うものですが、多くの項目で UNRTDG の試験方法が採用されているので、物理化学的危険性の分類にあたって、対象とする物質が UNRTDG 分類で既に分類されていれば、その結果を参考にすることができます。

物理化学的危険性の情報源の詳細については、事業者向け GHS 分類ガイダンスの第 2 部をご確認ください。

健康有害性及び環境有害性の情報源

健康有害性及び環境有害性の情報源においては、得られた情報の確からしさを確認することができるかどうかによって、List 1 から 3 の優先順位を付け（List 1 は優先度が高）、分類への適用順位が示されています。

健康有害性及び環境有害性の情報源の詳細については、事業者向け GHS 分類ガイダンスの第 3 部及び第 4 部をご確認ください。

- ・ List1 : 国際機関、主要各国等で作成され、専門家等によるレビューがされている情報源であり、原則として、一次資料に遡ることができ、必要な場合に情報の確からしさを確認できる評価書や成書。
- ・ List2 : List 1 に記載された評価書以外の有用な文書やデータベースを提供している情報源。
- ・ List3 : 一次文献及び参考データベース。List 1、2 から十分な情報が得られなかった場合、あるいは原著を確認する場合に、必要に応じて参照する。

¹⁹ UN Recommendations on the Transport of Dangerous Goods - Model Regulations Twenty-first revised edition
https://www.unece.org/trans/danger/publi/unrec/rev21/21files_e.html

4.2.3 GHS 分類ガイダンスにおける独自の分類結果の表現方法

事業者向け GHS 分類ガイダンスでは、分類 JIS に基づく分類の結果、危険有害性の区分が決定しないときの表現を以下のとおりとしています。

判定論理又は 段階的評価での語句 (国連 GHS 改訂 6 版英 語原文での表記)	分類根拠での語句	説明
分類できない (Classification not possible)	データがなく分類できない	各種の情報源及び自社保有データ等を検討した結果、GHS 分類の判断を行うためのデータが全くない場合。
	データ不足のため分類できない	GHS 分類を行うための十分な情報が得られなかった場合。
区分に該当しない (Not classified 又は No classification)	区分に該当しない (分類対象外)	GHS 分類の手順で用いられる物理的状態、化学構造、化学的性質、危険有害性項目の優先順位が該当しないため、当該区分での分類の対象となっていない場合。例えば、危険有害性区分が「〇〇性固体」となっているもので、物質の状態が液体や気体のもの。
	区分に該当しない	- GHS 分類を行うのに十分な情報が得られており、分類を行った結果、JIS で規定する危険有害性区分のいずれの区分にも該当しない場合。(JIS では採用していない国連 GHS 急性毒性区分 5 に該当することを示すデータがあり、区分 1 から区分 4 には該当しない場合なども含む。) - 発がん性など証拠の確からしさで分類する有害性クラスにおいて、専門家による総合的な判断から当該毒性を有しないと判断される場合や、得られた証拠が区分に分類するには不十分な場合。 - データがない、又は不十分で分類できない場合、判定論理においては分類できないと記されている場合もあるが、このような場合も含まれる場合がある。

注 1：GHS 分類で、区分に該当しないものは危険有害性がないことを必ずしも示しません。「区分に入るだけの危険有害性は認められなかった」という意味です。

注 2：ビルディングブロックアプローチ（選択可能方式）によって、国内に GHS が導入されているため、国連 GHS による分類基準と JIS Z 7252 による分類基準は異なる点にも注意が必要です。例えば、国連 GHS 文書改訂 6 版における「急性毒性」の区分 5 は、JIS Z 7252 では区分に該当しないと分類されます。

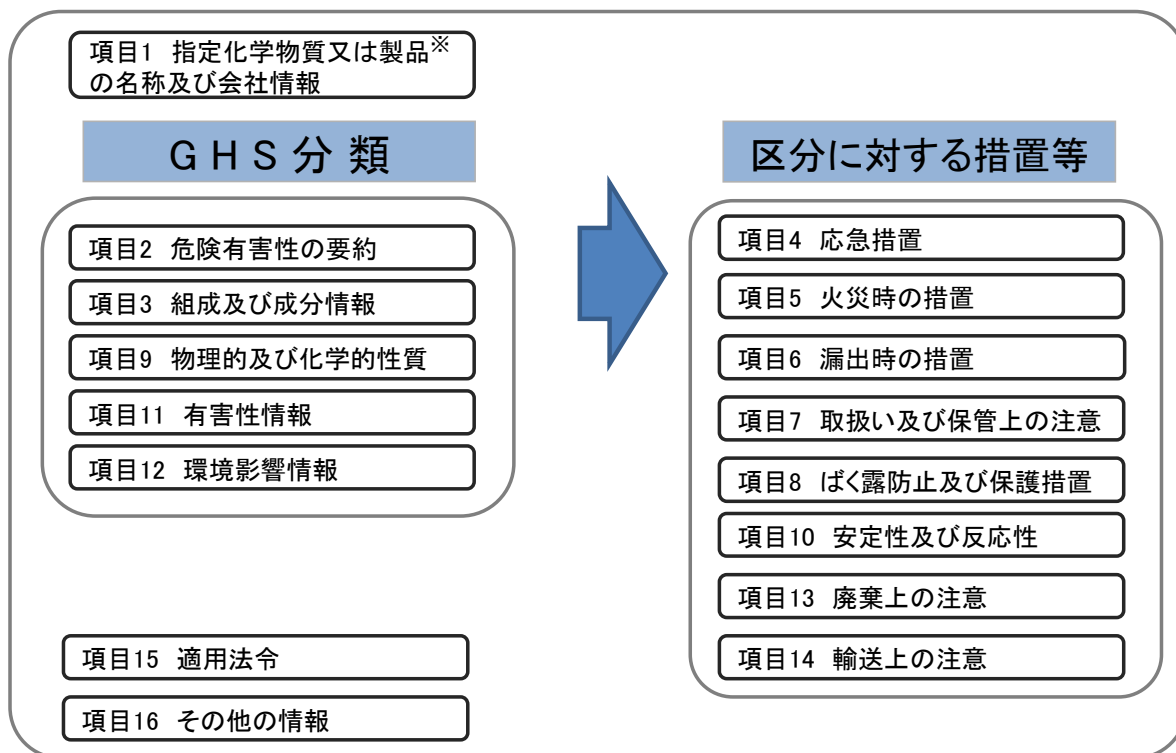
注 3：「区分に該当しない」の説明において、発がん性など証拠の確からしさで分類する危険有害性クラスにおいて、「得られた証拠が区分に分類するには不十分な場合」や、「データがない、又は不十分で分類できない場合、判定論理においては分類できないと記載されている場合もあるが、このような場合も含まれる場合がある。」との記載があります。これは、GHS 分類を実施する際、得られた情報が同一の内容であっても、分類実施者によって判断が異なる場合があるということを意味する記載となります。

「分類できない」は、「区分 1」と同じこともある？

化学物質等の GHS 分類に際しては、危険有害性に関するデータが入手できず分類できない場合は「分類できない」となります。また、入手した危険有害性に関連するデータが信頼できず評価できない場合も「分類できない」となります。「分類できない」は、有害性試験を行った際に「区分 1」と分類される可能性が否定できないことから、その物質等の取扱い時には十分注意をする必要があります。

4.3 化管法に基づく SDS の作成方法

化管法に基づく SDS には、化管法 SDS 省令第 3 条にて規定されている 16 項目について記載する必要があります（3.5.1 項参照）。16 項目は以下のような位置付けとなっています。



※製品：指定化学物質を規定含有率以上含有する製品

化管法に基づく SDS 作成 Step

Step 1	SDS 作成の目的を確認
Step 2	成分情報の同定
Step 3	製品の危険有害性（GHS 分類）、成分情報を確認
Step 4	製品の安全な取扱いのための注意事項等を整理
Step 5	必要項目（法令情報、許容濃度等）の記載

化管法に基づく SDS の記載項目

SDS の記載の詳細な内容につきましては、JIS Z 7253 附属書 D（規定）「SDS の編集及び作成」に適合するよう努めてください。また、化管法に基づく SDS 及びラベルの作成方法について事業者等からよくある質問をまとめた「化管法 SDS 制度に関する Q&A²⁰」をご参照ください。

項目 1 化学品及び会社情報

化管法に基づく SDS の対象となる指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の名称とその提供者に関する情報を記載する項目です。

記載 内容	【化学品の名称】 ＜化学物質名＞・・・指定化学物質（純物質）の場合 ＜製品名＞・・・指定化学物質を規定含有率以上含有する製品（以下「製品」）の場合 ※記載する名称は、ラベルと一致するようにしてください。なお、指定化学物質において、政令で規定している名称以外の名称を記載する場合、項目 3 もしくは項目 15 において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。
	【提供者の情報】 ＜社名、住所と連絡先＞・・・法人の場合 ＜氏名、住所と連絡先＞・・・個人事業者の場合 なお、当該化学品の国内製造事業者等の情報を、当該事業者の了解を得た上で、追記してもよい。

項目 2 危険有害性の要約

化学品の重要危険有害性及び影響（人の健康に対する有害な影響、環境への影響、物理的及び化学的危険性）、並びに特有の危険有害性があればその旨を明確、かつ、簡潔に記載する項目です。

記載 内容	＜GHS 分類結果＞ 純物質／製品について、4.1②で示した事業者向け GHS 分類ガイダンス等を用いて GHS 分類を実施し得られたものを記載します。 ＜GHS ラベル要素＞ GHS ラベル要素とは、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報、注意書きをいいます。 危険有害性の情報を要する際、GHS 分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じたラベル要素が決定されます。独自の判断で絵表示等は選べません。
----------	--

²⁰ 経済産業省 化管法 SDS 制度に関する Q & A
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/ga/3.html

項目 3 組成及び成分情報

化学品に含まれる化管法指定化学物質の組成、含有率等を記載する項目です。

記載 内容	＜化学物質・混合物の区別＞ ＜組成及び成分情報＞ 化管法の指定化学物質を規定含有率以上含有している製品については、政令で規定している指定化学物質名称、指定化学物質の種別、含有率を記載してください。 製品中の化管法指定化学物質の含有率については、有効数字 2 桁で記載しなければなりません（化管法 SDS 省令第 4 条第 3 項）。化管法では、含有率について、一定の幅を持たせて記載することは認められていませんが、製造の際、成分にばらつきが出るなど、有効数字 2 桁の精度では含有率を特定できない場合については、適切な推計式を用いてその推計値を算出し、その結果を有効数字 2 桁で記載してください。この場合、「項目 16 その他の情報」に推計方法の説明を併せて記載してください。 政令で規定している名称が「●●化合物」のような場合には、化学物質を特定できる名称を記載しても問題ありません。なお、政令で規定している名称以外の名称を記載した場合、「項目 15 適用法令」において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。 GHS 分類に基づき、危険有害性があると判断された化学物質については、分類に寄与するすべての不純物及び安定化添加物を含め、化学名又は一般名及び濃度を記載することが望ましいです。混合物の場合は、組成の全部を記載する必要はありません。GHS 分類に基づき、危険有害性があると判断され、かつ、GHS における濃度限界（カットオフ値）以上含有する成分については、すべての危険有害成分を記載することが望ましいです。
----------	---

項目 4 応急措置

化学品に従業員等がばく露した時などの応急時に取るべき措置の内容を記載する項目です。

記載 内容	＜吸入した場合＞ ＜皮膚に付着した場合＞ ＜眼に入った場合＞ ＜飲み込んだ場合＞
----------	--

項目 5 火災時の措置

火災が発生した際の対処法、注意すべき点について記載する項目です。

記載 内容	＜適切な消火剤＞ ＜使ってはならない消火剤＞
----------	--------------------------------------

項目 6 漏出時の措置

化学品が漏出した際の対処法、注意すべき点について記載する項目です。

記載 内容	＜人体に対する注意事項，保護具及び緊急時措置＞ ＜環境に対する注意事項＞ ＜封じ込め、浄化の方法及び機材＞
----------	--

項目 7 取扱い及び保管上の注意

化学品を取扱う際及び保管する際に注意すべき点について記載する項目です。

記載内容	<取扱い上の注意事項> 取扱者のばく露防止策 火災、爆発の防止などの適切な技術的対策 エアロゾル・粉じんの発生防止策 <保管上の注意事項> 混合接触させてはならない化学物質 保管条件（適切な保管条件及び避けるべき保管条件） など
------	---

項目 8 ばく露防止及び保護措置

事業所内において労働者が化学物質による被害を受けないようにするため、ばく露防止に関する情報や必要な保護措置について記載する項目です。

記載内容	<ばく露防止> ばく露限界値、生物学的指標などの許容濃度 可能な限り、ばく露を軽減するための設備対策（設備の密閉、洗浄設備の設置など） <保護措置> 適切な保護具（マスク、ゴーグル、手袋の着用など）
------	--

項目 9 物理的及び化学的性質

化学品の物理的な性質、化学的な性質について記載する項目です。

記載内容	<物理状態> <色> <臭い> <融点／凝固点>* <沸点又は初留点及び沸点範囲> <可燃性> <爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界> <引火点> <自然発火点> <分解温度> <pH> <動粘性率> <溶解度>* <n-オクタノール／水分配係数（log 値）>* <蒸気圧> <密度及び／又は相対密度> <相対ガス密度> <粒子特性> ※製品の場合は、製品の物理化学的性状を記入します。JIS Z 7253:2019 では、原則、製品自体の情報を記載することとなっており、また、混合物については、*の項目は記載しなくてもよいとなっています。
------	--

項目 10 安定性及び反応性

化学品の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について記載する項目です。

記載 内容	<避けるべき条件（熱（特定温度以上の加熱など）、衝撃、静電放電、振動など）> <混触危険物質> <既知の予測可能な有害な分解生成物> など
----------	---

項目 11 有害性情報

化学品の人に対する各種の有害性について記載する項目です。

記載 内容	<急性毒性> <皮膚腐食性／皮膚刺激性> <眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性> <呼吸器感作性又は皮膚感作性> <生殖細胞変異原性> <発がん性> <生殖毒性> <特定標的臓器毒性（単回ばく露）> <特定標的臓器毒性（反復ばく露）> <誤えん有害性>
----------	--

項目 12 環境影響情報

化学品の環境中での影響や挙動に関する情報を記載する項目です。

記載 内容	<生態毒性> <残留性・分解性> <生体蓄積性> <土壌中の移動性> <オゾン層への有害性>など
----------	--

項目 13 廃棄上の注意

化学品を廃棄する際に注意すべき点について記載する項目です。

記載 内容	<安全で環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報> <容器・包装の適正な処理方法>など
----------	---

項目 14 輸送上の注意

化学品を輸送する際に注意すべき点について記載する項目です。

記載 内容	・ 輸送に関する国際規制の情報 ＜国連番号＞ ＜品名＞ ＜国連分類＞ ＜容器等級＞など ・ 国内規制がある場合には、その情報
----------	--

項目 15 適用法令

化学品が化管法に基づく SDS 提供義務の対象となる旨を記載するとともに、適用される他法令についての情報を記載する項目です。

記載 内容	国内で SDS の提供を求めている 3 法（化管法、安衛法、毒劇法）の適用を受ける場合、化学品の名称と共に該当法令の名称及び該当法令に基づく規制に関する情報を記載します。 また、その他の適用される国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を、化学品の名称と共に含めることが望ましいです。
----------	---

項目 16 その他の情報

項目 1 から 15 までの項目以外で、必要と考えられる情報を記載する項目です。

記載 内容	項目 2 で含有率について推計式を用いて算出した場合の説明、特定の訓練の必要性、化学品の推奨される扱い、制約を受ける事項、出典等を記載してもよいです。
----------	--

化管法に基づく SDS 作成例（溶剤 A | トルエン/ベンゼンの混合物）

作成日 2010 年 3 月 10 日
改訂日 2021 年 2 月 1 日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称

製品名

溶剤 A

会社情報

会社名

####株式会社

担当部署

####部

住所

〒123-#### 東京都#####

電話番号

03-####-####

Fax 番号

03-####-####

電子メールアドレス

ABC@##

緊急連絡電話番号

03-####-####

会社情報は、国内製造事業者等から了解が得られている場合、当該事業者の情報を追記していただいてもかまいません。

推奨用途及び使用上の制限

一般工業用途

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

引火性液体

区分 2

健康に対する有害性

急性毒性（経口）

区分 4

急性毒性（吸入：蒸気）

区分 4

皮膚腐食性／皮膚刺激性

区分 2

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

区分 2A

発がん性

区分 2

生殖毒性

区分 1A

生殖毒性・授乳に対する又は授乳を介した影響

区分 1A、追加区分

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

区分 1（中枢神経系、呼吸器）、

区分 3（麻酔作用）

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

区分 1（中枢神経系、造血系、腎臓）

吸引性呼吸器有害性

区分 1

環境に対する有害性

水生環境有害性 短期（急性）

区分 2

水生環境有害性 長期（慢性）

区分 2

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気
 飲み込んだ場合や吸入した場合は有害
 皮膚刺激
 強い眼刺激
 眠気又はめまいのおそれ
 遺伝性疾患のおそれの疑い
 発がんのおそれ
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
 中枢神経系、呼吸器系の障害
 長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系、造血系、腎臓の障害
 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き【安全対策】

使用前に取扱説明書を入手すること。
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
 容器を密閉しておくこと。
 容器を接地しアースをとること。
 防爆型の【電気機器／換気装置／照明機器／…】を使用すること。
 火花を発生させない工具を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
 妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。
 取扱い後は…をよく洗うこと。
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
 環境への放出を避けること。
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

注意書き【応急措置】

飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師／…に連絡すること。
 皮膚に付着した場合：多量の水／…で洗うこと。
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。
 気分が悪いときは医師／…に連絡すること。
 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。
 特別な処置が必要である（このラベルの…を見よ）。
 口をすすぐこと。
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。
 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 漏出物を回収すること。

溶剤 A

改訂日 2021 年 2 月 1 日

注意書き【保管（貯蔵）】

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
施錠して保管すること。

注意書き【廃棄】

内容物／容器を…に廃棄すること。

他の危険有害性

情報なし

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ、皮膚刺激、強い眼刺激、吸入すると有害、呼吸器への刺激のおそれ、眠気又はめまいのおそれ、発がんのおそれの疑い、生殖能又は胎児への悪影響のおそれ、授乳中の子に害を及ぼすおそれ、中枢神経系の障害、長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓の障害

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化管法では、指定化学物質の政令名称及び濃度を有効数字 2 桁で記載いただくことになっております。本項目への記載が難しい場合、項目 15 に記載いただいてもかまいません。

組成及び成分情報

化学名又は一般名	化管法指定化学物質の種別	管理番号（任意）	CAS 番号	化審法官報公示整理番号	安衛法官報公示整理番号	濃度又は濃度範囲（wt%）
トルエン	第一種指定化学物質	■■■	XXX-YY-Z	3-2	—	25
ベンゼン	特定第一種指定化学物質	△△△	AAA-BB-C	3-1	—	75

4. 応急措置

ばく露経路による応急措置

吸入した場合

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
症状が続く場合には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

大量の水で洗うこと。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

眼に入った場合

水で 15～20 分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

水で口をすすぎ、直ちに医師の診断を受けること。

予想される急性症状

情報なし

遅発性症状の最も重要な徴候症状

情報なし

応急措置をする者の保護

救助者は、状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。

溶剤 A

改訂日 2021 年 2 月 1 日

医師に対する特別な注意事項
情報なし

5. 火災時の措置

適切な消火剤

水噴霧、粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素を使用する。

使ってはならない消火剤

火災が周辺に広がる恐れがあるため、直接の棒状注水を避ける。

特有の危険有害性

火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。

特有の消火方法

火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。

延焼の恐れのないよう水スプレーで周囲のタンク、建物等の冷却をする。

消火活動は風上から行う。

火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

消火を行う者の保護

消火作業の際は、適切な自給式の呼吸器用保護具、眼や皮膚を保護する防護服（耐熱性）を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

関係者以外の立ち入りを禁止する。

作業者は適切な保護具（「8 ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項

周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける。

封じ込め、浄化の方法及び機材

危険でなければ漏れを止める。

少量の場合、ウエス、雑巾等でよく拭き取り適切な廃棄容器に回収する。

大量の場合、盛土等で囲って流出を防止する。

取扱いや保管場所の近傍での飲食の禁止。

すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。

安全取扱注意事項

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
容器を接地すること、アースをとること。
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

**接触回避
衛生対策**

混触禁止物質
取扱い後はよく手を洗うこと。

4 / 10

溶剤 A		改訂日 2021 年 2 月 1 日
保管		
技術的対策	保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な照明及び換気の設備を設ける。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。	
混触禁止物質	酸化剤、還元剤等	
保管条件	直射日光を避け、冷暗所に保管する。高温物を近づけない。	
容器包装材料	破損や漏れの無い密閉可能な容器を使用する。	
8. ばく露防止及び保護措置		
管理濃度		
トルエン	20 ppm	
ベンゼン	1 ppm	
許容濃度（ばく露限界値、生物学的指標）		
ACGIH TLV-TWA (2015)	20 ppm（トルエン） TLV-TWA 0.5ppm Skin;A1 TLV-STEL 2.5ppm	
日本産業衛生学会（2015）	50 ppm、188 mg/m ³ （トルエン） 1ppm 過剰発がん生涯リスクレベル 10-3 0.1ppm 過剰発がん生涯リスクレベル 10-4	
設備対策		
取り扱いの場所の近くに、洗眼および身体洗浄剤のための設備を設ける。 高温下や、ミストが発生する場合は換気装置を使用する。		
保護具		
呼吸用保護具	必要に応じて保護マスクや呼吸用保護具を着用する。	
手の保護具	手に接触する恐れがある場合、保護手袋を着用する。	
眼の保護具	眼に入る恐れがある場合、保護眼鏡やゴーグルを着用する。	
皮膚及び身体の保護具	必要に応じて保護衣、保護エプロン等を着用する。	
9. 物理的及び化学的性質		
物理状態、色	無色透明液体	
臭い（閾値）	芳香族臭	
融点／凝固点	情報なし	
沸点又は初留点及び沸騰範囲	△△℃	
可燃性	情報なし	
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	情報なし	
引火点	○○℃（密閉式）	
自然発火点	情報なし	
分解温度	情報なし	
pH	情報なし	
動粘性率	情報なし	
溶解度	水：不溶	
n-オクタノール／水分配係数	情報なし	
蒸気圧	情報なし	
密度及び／又は相対密度	情報なし	
相対ガス密度	情報なし	
粒子特性	情報なし	

5 / 10

溶剤 A		改訂日 2021 年 2 月 1 日
10. 安定性及び反応性		
反応性、化学的安定性	通常の取扱い条件下では安定である。	
危険有害反応可能性	通常の取扱い条件下では危険有害反応を起こさない。	
避けるべき条件	直射日光を避け、冷暗所に保管する。	
混触危険物質	酸化剤、還元剤等	
有害な分解生成物	火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。	
11. 有害性情報		
製品の有害性情報		
情報なし		
成分の有害性情報		
トルエン		
急性毒性（経口）	ラット LD ₅₀ =5,000 mg/kg	
急性毒性（経皮）	ラット LD ₅₀ =12,000 mg/kg	
急性毒性（吸入：蒸気）	ラット LC ₅₀ =3,319-7,646 ppm	
皮膚腐食性／皮膚刺激性	ウサギ 7 匹に試験物質 0.5 mL を 4 時間の半閉塞適用した試験において、中等度の刺激性を示した。	
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	ウサギ 6 匹に試験物質 0.1 mL を適用した試験において、軽度の刺激性を示した。	
生殖毒性	ヒトにおいて、トルエンを高濃度または長期吸引した妊婦に早産、児に小頭、耳介低位、小鼻、小顎、眼瞼裂など胎児性アルコール症候群類似の顔貌、成長阻害や多動など報告される。また、「トルエンは容易に胎盤を通過し、また母乳に分泌されるとの報告がある。	
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	ヒトで 750 mg/m ³ を 8 時間の吸入ばく露で筋脱力、錯乱、協調障害、散瞳、3,000 ppm では重度の疲労、著しい嘔気、精神錯乱など、さらに重度の事故によるばく露では昏睡に至っている。ヒトで本物質は高濃度の急性ばく露で容易に麻酔作用を起こし、さらに、低濃度（200 ppm）のばく露されたボランティアが一過性の軽度の上気道刺激を示した。	
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	トルエンに平均 29 年間ばく露されていた印刷労働者 30 名と対照者 72 名の疫学調査研究で、疲労、記憶力障害、集中困難、情緒不安定、その他に神経衰弱性症状が対照群に比して印刷労働者に有意に多く、神経心理学的テストでも印刷労働者の方が有意に成績が劣った。また、嗜癖でトルエンを含有した溶剤を吸入していた 19 歳男性で、悪心嘔吐が続き入院し、腎生検で間質性腎炎が認められ腎障害を示した。	
誤えん有害性	炭化水素であり、動粘性率は 0.86 mm ² /s（40℃）である。	
ベンゼン		
急性毒性（経口）	ラット LD ₅₀ =1,840 mg/kg	
急性毒性（経皮）	ラット LD ₅₀ >8,200 mg/kg	
急性毒性（吸入：蒸気）	ラット LC ₅₀ =44.66 mg/L（4 時間値）	
皮膚腐食性／皮膚刺激性	ウサギを用いた皮膚一次刺激性試験の結果、皮膚刺激性を有するとの報告がある。 ウサギを用いた皮膚累積刺激性試験の結果、皮膚刺激性を有するとの報告がある。	

6 / 10

溶剤 A

改訂日 2021 年 2 月 1 日

眼に対する重篤な損傷性／
眼刺激性

ウサギを用いた眼刺激性試験の結果の記述から、ベンゼン
は中等度 (moderate) の眼刺激性を示すと考えられる。

発がん性

IARC(1987) グループ 1 ヒトに対して発がん
性を示す
ACGIH(2005) A1 ヒトに対して発がん性が確認
された物質
NTP(2005) K ヒト発がん性があることが知
られている物質
EPA(2000) A ヒト発がん性物質

生殖毒性

母動物毒性が示される用量で胎児毒性がみられるとの報告
がある。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
ヒトでは「皮膚、鼻、口、咽頭への刺激」、「気管炎、喉頭
炎、気管支炎、肺での大量出血」の報告がある。
実験動物では「麻酔状態の際に呼吸障害が観察された」と
の報告がある。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

呼吸器の障害
眠気又はめまいのおそれ
ヒトについては「骨髄の形成不全、過形成もしくは正常芽
細胞をとともう血球減少症、血液毒性、再生不良性貧血に
よる死亡例」、「横断性脊髄炎」、「頻発性頭痛、疲労感、睡眠
障害及び記憶障害、白血球、赤血球数の減少及び平均赤血
球容積の増加」等の記述が見られる。
実験動物では「リンパ球、赤血球数の減少及び循環赤血球
と好中球の形態異常、脾臓有核細胞、循環赤血球及びリン
パ球数の減少、白血球数減少、骨髄細胞充実性の減少、骨
髄多能性幹細胞数の減少」、「赤血球、白血球、リンパ球、ヘ
マトクリット減少、及び平均赤血球容積の増加、大腿骨 B、
脾臓 T,B 及び胸腺 T リンパ球の持続的減少」等の記述が見
られる。
実験動物に対する影響は区分 1 に相当するガイダンス値の
範囲で見られた。

誤えん有害性

長期又は反復ばく露による中枢神経系、造血系の障害
「この液体を飲み込むと、誤嚥により化学性肺炎を起こす
危険がある。」との記載がある。
炭化水素であり、動粘性率は 0.740 mm²/s (25°C) (CERI 計
算値)である。
飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ

1 2. 環境影響情報

製品の環境影響情報

生態毒性

情報なし

残留性・分解性

情報なし

生体蓄積性

情報なし

7 / 10

溶剤 A		改訂日 2021 年 2 月 1 日
土壌中の移動性	情報なし	
オゾン層への有害性	該当しない	
成分の環境影響情報		
トルエン		
水生環境急性有害性	甲殻類 (<i>Ceriodaphnia dubia</i>) 48 時間 EC ₅₀ = 3.78 mg/L	
水生環境慢性有害性	甲殻類 (<i>Ceriodaphnia dubia</i>) 7 日間 NOEC = 0.74 mg/L	
残留性・分解性	2 週間での BOD による分解度 : 123%	
生体蓄積性	log Kow = 2.73	
土壌中の移動性	情報なし	
オゾン層への有害性	該当しない	
ベンゼン		
水生環境急性有害性	魚類 ニジマス LC50 5.3mg/L/96H	
水生環境慢性有害性	魚類 ニジマス LC50 5.3mg/L/96H	
	急性毒性が区分 2、生物蓄積性が低いと推定されるものの (log Kow = 2.13 63)、急速分解性がない (BOD による分解度 : 40% 64)) ことから、区分 2	
残留性・分解性	BOD による分解度 : 40%	
生体蓄積性	log Kow = 2.13 63	
土壌中の移動性	情報なし	
オゾン層への有害性	該当しない	
1 3. 廃棄上の注意 :		
残余廃棄物		
廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。		
汚染容器及び包装		
容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。		
1 4. 輸送上の注意		
国際規制		
陸上輸送 (ADR/RID の規定に従う)		
国連番号	1993	
品名	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの	
国連分類	3	
副次危険性	該当しない	
容器等級	II	
		8 / 10

溶剤 A

改訂日 2021 年 2 月 1 日

海上輸送（IMO の規定に従う）

国連番号	1993
品名	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの
国連分類	3
副次危険性	該当しない
容器等級	II
海洋汚染物質	該当する
IBC コード	ベンゼン 351、トルエン 260

航空輸送（ICAO/IATA の規定に従う）

国連番号	1993
品名	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの
国連分類	3
副次危険性	II
容器等級	1993

国内規制

陸上規制情報	消防法、道路法に従う
海上規制情報	船舶安全法に従う
海洋汚染物質	該当しない
航空規制情報	航空法に従う

緊急時応急措置指針（容器イエローカード）番号

127

特別の安全対策：

輸送に際しては、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

15. 適用法令

- * 化学品に SDS の提供が求められる国内法令（化管法、安衛法、毒劇法）について記載する。
- | | |
|---------------|--|
| 化学物質排出把握管理促進法 | ・ 特定第 1 種指定化学物質（ベンゼン）（0.1 質量%以上を含有する製品） |
| 労働安全衛生法 | ・ 第 1 種指定化学物質（トルエン）（1 質量%以上を含有する製品） |
| | ・ 名称等を表示すべき危険物及び有害物（トルエンを 0.3 重量%以上含有する製剤その他の物、ベンゼンを 0.1 重量%以上を含有する製剤その他の物） |
| | ・ 名称等を通知すべき危険物及び有害物（トルエンを 0.1 重量%以上を含有する製剤その他の物、ベンゼンを 0.1 重量%以上を含有する製剤その他の物） |
| | ・ リスクアセスメントを実施すべき危険有害物（トルエン、ベンゼン） |
| | ・ 作業環境評価基準（トルエン、ベンゼン） |
| | ・ 危険物 引火性の物（引火点が 0℃以上 30℃未満のもの） |
| | ・ 特定化学物質第 2 類物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物） |
| | ・ 特定化学物質特定第 2 類物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物） |
| | ・ 特別管理物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物） |
| | ・ 第 2 種有機溶剤（トルエンを 5%を超えて含有するもの） |

溶剤 A

改訂日 2021 年 2 月 1 日

毒物及び劇物取締法	・ 劇物（トルエン）
* その他の適用される法令の名称を含めることが望ましい。	
化学物質審査規制法	・ 優先評価化学物質（トルエン、ベンゼン）
労働基準法	・ 疾病化学物質（トルエン、ベンゼン）
消防法	・ 第 4 類引火性液体
	・ 第一石油類 非水溶性液体
大気汚染防止法	・ 特定物質（ベンゼン）
	・ 指定物質（ベンゼン）
	・ 有害大気汚染物質、優先取組物質（トルエン、ベンゼン）排気
水質汚濁防止法	・ 有害物質（ベンゼン）
	・ 指定物質（トルエン）
悪臭防止法	・ 特定悪臭物質（トルエン）排気
海洋汚染防止法	・ 危険物（トルエン、ベンゼン）
	・ 有害液体物質（Y 類物質）（トルエン、ベンゼン）
航空法	・ 引火性液体
船舶安全法	・ 引火性液体類
港則法	・ その他の危険物・引火性液体類
土壌汚染対策法	・ 特定有害物質（ベンゼン）
高圧ガス保安法	・ 圧縮ガス
	・ 可燃性ガス
	・ 毒性ガス（ベンゼン）
麻薬及び向精神薬取締法	・ 麻薬向精神薬原料（トルエン）（50%を超える含有物）

16. その他の情報

参考文献

#####株式会社提供資料

NITE GHS 分類結果一覧（2015）

日本産業衛生学会（2015）許容濃度等の勧告

ACGIH, American Conference of Governmental Industrial Hygienists (2015) TLVs and BEIs.

【注意】本 SDS は、JIS Z 7253:2019 に準拠し、作成時における入手可能な製品情報、有害性情報に基づいて作成していますが、必ずしも十分ではない可能性がありますので、取扱いにはご注意ください。本 SDS の記載内容については、新しい知見等がある場合には必要に応じて変更してください。また、注意事項等は通常の実施を前提としたものですので、特別な取扱いをする場合には用途・条件に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。

10 / 10

4.4 化管法に基づくラベルの作成方法

化管法に基づくラベルには、化管法 SDS 省令第 5 条にて規定されている 6 項目について記載する必要があります（3.5.2 項参照）。

化管法に基づくラベルの記載項目

ラベルの記載の詳細な内容につきましては、JIS Z 7253 「6 ラベルに必要な情報及びその内容の決定手順」に適合するよう努めてください。

なお、GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意喚起語、絵表示、危険有害性情報及び注意書きの詳細については、JIS Z 7253 附属書 A（規定）「危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素」、附属書 B（規定）「危険有害性情報の文言及び危険有害性情報のコード」及び附属書 C（規定）「注意書きの文言及び注意書きのコード」をご参照ください。

項目 1 指定化学物質の名称／製品名称

化管法指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の名称を記載する項目です。

記載内容	<化学物質名>・・・指定化学物質の場合 <製品名>・・・指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の場合 ※SDS の名称と一致させてください。なお、製品の名称として略式名を記載する場合にはその名称を SDS にも記載してください。
------	---

項目 2 注意喚起語

GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意喚起語を記載します。

記載内容	GHS で使用する注意喚起語は、“危険” 及び “警告” です。
------	----------------------------------

項目 3 絵表示

GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた絵表示（2.3 項参照）を記載します。

記載内容	ラベルに用いる絵表示は、一つの頂点で正立させた正方形の背景の上に黒いシンボルを置き、はっきり見えるように十分に幅広い赤い枠で囲みます。危険有害性の絵表示は、1 cm ² 以上の面積をもつことが望ましいです。
------	--

項目 4 危険有害性情報

GHS の各危険有害性区分に割り当てられた危険有害性情報を記載します。

記載 内容	危険有害性情報とは、GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた文言で、該当化学品の危険有害性の性質及びその程度を示します。
----------	---

項目 5 貯蔵又は取扱い上の注意

GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意書きを記載します。

記載 内容	注意書きは、貯蔵及び取扱いから生じる被害を防止するため、又は最小にするために取るべき推奨措置について規定した文言です。 ラベルには、表示を行う者が適切な注意書きを選択し、記載します。
----------	--

項目 6 会社情報

化管法指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の提供者に関する情報を記載する項目です。

記載 内容	<社名、住所と連絡先>・・・法人の場合 <氏名、住所と連絡先>・・・個人事業者の場合 ※緊急連絡先についても記載することが望ましいです。
----------	--

化管法に基づくラベル作成例（溶剤 A | トルエン/ベンゼンの混合物）

製品名称： 溶剤 A



絵表示

* 化管法では、成分の記載は不要です。

危険

危険有害性情報：

引火性の高い液体及び蒸気
皮膚刺激
眼刺激
吸入すると有害
発がんのおそれの疑い
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
授乳中の子に害を及ぼすおそれ
中枢神経系の障害
呼吸器への刺激のおそれ
眠気又はめまいのおそれ
長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、腎の障害
水生生物に非常に強い毒性

注意喚起語

長期継続的影響により水生生物に有害

注意書き：

【安全対策】

使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地しアースをとること。
防爆型の【電気機器／換気装置／照明機器／…】を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
妊娠中授乳期中は接触を避けること。
取扱い後は…をよく手を洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
環境への放出を避けること。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【応急措置】

気分が悪いときは医師／…に連絡すること。
気分が悪いときは、医師の診察／手当を受けること。
特別な処置が必要である（このラベルの…を見よ）。
皮膚に付着した場合：多量の水／…で洗うこと。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当を受けること。
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当を受けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当を受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
火災の場合：消火するために…を使用すること。
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水【又はシャワー】で洗うこと。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
漏出物を回収すること。

【保管】

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

会社：####株式会社

住所：〒123-#### 東京都#####

Tel：03-####-####

Fax：03-####-####

4.5 GHS 混合物分類判定システム

4.5.1 GHS 混合物分類判定ラベル作成システム（NITE-Gmiccs）

4.5.1.1 システムの概要

GHS 混合物分類判定ラベル作成システム（NITE-Gmiccs : NITE GHS Mixture Classification and Labels Creation System）は、事業者による混合物の GHS 分類の実施を支援することを目的として独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）から公開されているシステムであり、インターネット環境が整っていれば誰でも簡便に混合物の GHS 分類を行うことができます。経済産業省が運用するインストール型の GHS 混合物分類判定システムをリニューアルしたシステムとなります。

本システムは、国連 GHS 文書改訂 6 版、JIS Z 7252 : 2019 及び事業者向け GHS 分類ガイドンスの内容に基づいた混合物（製品）の GHS 分類判定、ラベル情報の出力等に対応した機能を備えています。また、NITE で公開している約 3,200 物質の政府による GHS 分類結果を予め搭載しており、毎年度、自動的に追加・更新されます。詳細については操作説明書²¹ご確認ください。

システムの利用にあたっての免責事項

NITE は本システムから得られた結果等に起因して被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。本システムから得られた結果等については、本システムの利用者の責任において活用して下さい。

【システムのアクセス方法】

以下の URL からリンクされるページにアクセスすることで使用することができます。



<https://www.ghs.nite.go.jp>

また各種の Web ブラウザより検索する方法でアクセスすることもできますが、推奨環境は Microsoft Edge です。



²¹ NITE-Gmiccs の使い方

https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_Howtouse.html

【システムの使用イメージ】

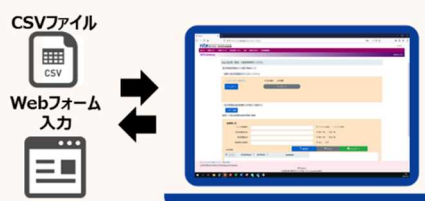


【システムの利用フロー】

本システムは以下の 4 つの Step で混合物の GHS 分類を行い、ラベルを出力します。

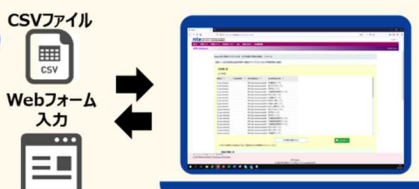
STEP 1：混合物の情報を入力する

混合物（製品）の組成情報などを入力
手入力 or エクセルフォーマット(CSV)で
まとめてアップロード



STEP 2：不足情報を確認する 不足する単一物質（成分） を入力する

純物質のGHS分類情報などを入力
手入力 or エクセルフォーマット(CSV)で
まとめてアップロード



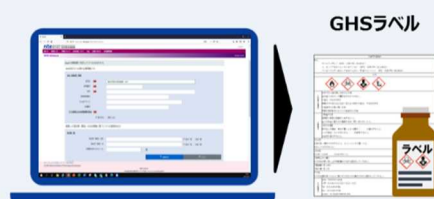
STEP 3：混合物のGHS分類を行う

分類判定ルールを選択すると
自動的にGHS分類されるのを
待つだけ！



STEP 4：ラベル出力を行う

会社情報を入力するとGHS対応の
ラベルを出力できます



【システムの独自機能について】

以下に示す本システムの独自機能を用いることで、データの簡便な取り扱いや GHS 分類やラベル要素の出力をする際に細かな設定をすることが可能です。

独自機能	概要
臓器種名統合機能	特定標的臓器毒性（単回ばく露、反復ばく露）の分類判定の際に表示される臓器の名称を本システム独自の統合ルールに基づいて系統ごとに統合することが可能です。これによりラベル要素の簡略化をすることが可能です。
注意書き絞り込み機能	本システム独自のルールに則り注意書きのフレーズを 4 段階に絞り込む事が可能です。これによりラベル要素の簡略化をすることが可能です。
複数データの入出力	複数の混合物（製品）情報や単一物質（成分）情報を CSV ファイルで入出力することができます。
分類結果及びラベルの日英対応	データの日英変換を自由に行うことができます。英語での作業入力も可能です。

4.5.1.2 システム利用にあたっての留意点

本システム利用にあたっての注意
・ 本システムは、経済産業省が開発した「GHS 混合物分類判定システム」の仕組みを基盤としています。GHS 分類のロジック等は全て共通ですが、Web ブラウザでできるように再構築したのが GHS 混合物分類判定ラベル作成システム（NITE-Gmiccs）です。 ・ 本システムに未搭載の化学物質がある場合は Step1 で混合物（製品）を登録する前に Step2 から単一物質（成分）の GHS 情報の新規登録が必要です。 ・ 本システムでは GHS において既知の成分に関する試験データ等を用いて分類する方法（加算式、カットオフ値／濃度限界など）を採用しています。混合物自体の試験データが使用できる場合やつなぎの原則が適用できる場合については対応しておりませんのでご注意ください。 ・ 物理化学的危険性については原則として混合物の試験データが必要であり、混合物としてのデータ（引火点、初留点、国連番号等）がある場合に限り、本システムにおいて、一部の物理化学的危険性の分類が判定可能です。本システムの主な対象は健康有害性と環境有害性です。詳細については、分類ロジックを参照してください。
本システム独自のロジック
本システムでは、システム化のため、GHS 分類の原則に一部独自のロジックを追加した仕様となっています。本システムで採用しているロジックについては、「NITE-Gmiccs の分類ロジック」²²をご参照ください。 例) ・ 本システムに標準搭載されている政府による GHS 分類結果に関して、区分が細分化されていない分類結果については、システム独自で細区分を行っています。 ※システムでは細区分を採用していますので、自社情報等を採用して分類実行する場合、入力情報としては細区分結果が必要となります。 ・ エアゾールの判定については、本システムでは便宜的に「気体」として分類する仕様となっています。

²² NITE-Gmiccs 分類ロジック

https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_Howtouse.html

4.5.2 GHS 混合物分類判定システム（インストール版）

【お知らせ】

2021 年 4 月 1 日より、独立行政法人製品評価技術基盤機構において、WEB 版の GHS 混合物分類判定ラベル作成システム（NITE-Gmiccs）の運用が開始されております。これをもって、現行のインストール版システムについては以降の更新を行いません。NITE-Gmiccs はインストール版システムと同じ機能を備えていますので、今後は NITE-Gmiccs をご利用ください。なお、これまで GHS 混合物分類判定システムでご利用いただいていた製品情報、化学物質情報につきましては、NITE-Gmiccs でご活用いただけます。

【NITE-Gmiccs 移行ツール（ZIP 形式）】

経済産業省インストール版に登録したデータを NITE-Gmiccs にインポートするためのツールを公開しております。本ツールは、登録済みデータを TSV 形式でエクスポートし、NITE-Gmiccs にインポート可能な CSV 形式に変換するツールとなっております。以下のどちらからでも同じ資料をダウンロードいただけます。

https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/contents/NITE-Gmiccs_Conv.zip

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_auto_classification_tool_ver4.html

4.5.2.1 システムの概要

GHS 混合物分類判定は、事業者による混合物の GHS 分類の実施を支援することを目的としたシステムです。このシステムは、国連 GHS 文書改訂 6 版、JIS Z 7252 : 2019 及び事業者向け GHS 分類ガイダンスの内容に基づいた製品の GHS 分類判定、ラベル情報の出力等に対応した機能を備えています。また、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）で公開された約 3,100 物質（平成 18 年度～令和元年度 GHS 分類実施分）の政府による GHS 分類結果を予め搭載しています。詳細な利用手順については、GHS 混合物分類判定システムの各種操作説明書²³等をご確認ください。

システムの利用にあたっての免責事項

経済産業省は本システムから得られた結果等に起因して被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。本システムから得られた結果等については、本システムの利用者の責任において活用して下さい。

²³ 混合物分類判定システム操作説明書

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_manual_2020_ver6_0/operating_manual_jp.pdf

手順	概要
1. 会社情報登録	システム初回利用時に、『オプション設定』より、ラベル要素に出力する会社情報を登録。
2. 製品登録	『製品情報管理』より、製品に関する情報（組成等）を登録し、GHS 分類判定を行う。GHS 分類判定結果から生成されたラベル要素を確認後、保存。
3. 化学物質情報登録	標準搭載されていない化学物質がある場合や、新たに化学物質のデータを登録したい場合等に、『化学物質情報管理』より、製品組成として登録する化学物質の情報を登録。
4. ラベル要素出力	『ラベル要素出力』より、「2. 製品登録」で作成したラベル要素を Excel かテキスト(TSV)ファイルで出力。

【システムの利用フロー】



【各機能の説明】

本システムは、主に以下の4つの基本機能を備えています。これらの機能を用いて、混合物のGHS分類を実施し、ラベル要素を出力します。

主な機能	概要
GHS 分類の自動類推機能 および ラベル要素出力機能	入力された製品の基本情報（形状、引火点など）と組成情報（含有物質、含有率）から、GHS 分類の類推を行います。また、その結果に基づいたラベル要素の出力を行います。GHS 分類は、国連 GHS 文書改訂 6 版を基にした「UN」と JIS Z 7252:2019 を基にした「JIS」の二つから選択することが可能です。
製品情報管理機能	登録した製品の基本情報、組成情報をシステム内に保存することが出来ます。登録情報を呼び出すことで、情報の修正や、コピー登録も可能です。
化学物質情報管理機能	デフォルトで、平成 18～30 年度までに独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) で公開された約 3,000 物質の政府による GHS 分類結果を搭載しています。公開データ以外の物質については、利用者にて登録することが可能です。 登録した物質は製品情報登録時の組成情報として使用することができます。
製品情報、物質情報の エクスポート、インポート	製品情報および物質情報を指定のフォーマット (TSV) で出力 (エクスポート)、入力 (インポート) する事が可能です。

以下に示す本システムの独自機能を用いることで、GHS 分類やラベル要素の出力をする際、細かな設定をすることが可能です。

独自機能	概要
複数出典管理機能	1つの化学物質に対して、複数の GHS 分類情報（本システムでは『出典』と呼びます）を管理することが可能です。 また、出典情報に優先度を設定し、情報がないときのみ下位の出典情報を利用することも可能です。 これにより、物質の GHS 分類情報を複数の出典にまたがり補完することが可能です。
臓器種名統合機能	特定標的臓器毒性（単回ばく露、反復ばく露）の分類判定の際に表示される臓器の名称を本システム独自の統合ルールに基づいて系統ごとに統合することが可能です。これによりラベル要素の簡略化をすることが可能です。
注意書き絞り込み機能	本システム独自のルールに則り注意書きのフレーズを4段階に絞り込む事が可能です。これによりラベル要素の簡略化をすることが可能です。

4.5.2.2 システム利用にあたっての留意点

本システム利用にあたっての注意

- ・ 本システムでは、基本的に物理化学的危険性の分類はできないため、物理化学的性状は各自での入力が必要となります。
- ・ 本システムに未搭載の化学物質がある場合
「化学物質情報管理」にて新規登録が必要となります。
- ・ 本システムで水溶液の GHS 分類を行う場合
「水 (H₂O)」については、本システムに予め登録されていないため、「化学物質情報管理」にて新規登録が必要となります。なお、登録の際、有害性分類を全て区分外としてください。

※「化学物質情報管理」にて登録を行う際の注意点

「化学物質情報管理」にて登録を行う際は、「出典」の選択が必須です。事前に「オプション設定」にて「GHS 分類出典情報」の追加を行ってください。

本システム独自のロジック

本システムでは、システム化のため、GHS 分類の原則に一部ロジックを追加した仕様となっています。本システムで採用しているロジックについては、「「GHS 混合物分類判定システム」分類方法の補足事項」²⁴をご参照ください。

例)

- ・ 本システムに標準搭載されている政府による GHS 分類結果に関して、区分が細分化されていない分類結果については、システム独自で細区分を行っています。
※ システムでは細区分を採用しています。事業者情報を採用して分類実行する場合、入力情報として、細区分を入力する必要があります。
- ・ エアゾールの判定については、本システムでは便宜的に「気体」として分類する仕様となっています。

このほか、本システムに関して事業者等からよくある質問をまとめた Q&A²⁵が経済産業省のホームページに掲載されていますので、ご参考にしてください。

²⁴ 「GHS 混合物分類判定システム」分類方法の補足事項

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_manual_2020_ver6_0/supplementary_2_document_jp_ver6_0.pdf

²⁵ GHS 混合物分類判定システムに関する Q & A

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/5.html

参考：指定化学物質リスト（新旧対照表）

1. 第一種指定化学物質（新旧対照表）

●現行物質（2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質）の一覧リストは以下をご参照ください。
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/pdf/sin1shu.pdf

令和4年度の化学物質の排出量等の把握物質（令和5年度の届出物質）は現行物質（2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質）です。

●令和3年10月に化管法改正施行令が公布され、指定化学物質が見直しされ、第一種指定化学物質は現行の462物質から515物質となります。2021（R3）年度改正施行令の施行日は令和5年4月1日となります。令和5年度の化学物質の排出量等の把握物質（令和6年度の届出物質）は改正後物質（2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質）です。

●改正により、現行物質から除外される物質、新たに追加される物質等がありますのでご注意ください。

注1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量％以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量％以上）含む製品が化管法適用対象です。

注2：グレー着色：2021年度見直しにおいて除外された物質

緑着色：2021年度見直しにおいて第二種指定化学物質となった物質

水色着色：2021年度見直しにおいて指定範囲の変更がなく名称のみ変更された物質

（令和4年1月）

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
1	1		亜鉛の水溶性化合物		1	1		1	亜鉛の水溶性化合物	
					1	2		563	亜鉛＝ビス（２－メチルプロパー２－エノアート）	
1	2		アクリルアミド		1	3		2	アクリルアミド	
1	3		アクリル酸エチル		1	4		3	アクリル酸エチル	
					1	5		564	アクリル酸２－エチルヘキシル	
1	4		アクリル酸及びその水溶性塩		1	6		4	アクリル酸及びその水溶性塩	
1	5		アクリル酸２－（ジメチルアミノ）エチル		1	7		5	アクリル酸２－（ジメチルアミノ）エチル	
					1	8		565	アクリル酸重合物	
1	6		アクリル酸２－ヒドロキシエチル					6		
1	7		アクリル酸ノルマルブチル		1	9		7	アクリル酸ブチル	
1	8		アクリル酸メチル		1	10		8	アクリル酸メチル	
1	9		アクリロニトリル		1	11		9	アクリロニトリル	
1	10		アクロレイン		1	12		10	アクロレイン	
1	11		アジ化ナトリウム					11		
					1	13		566	アジピン酸、（N－（２－アミノエチル）エタン－１，２－ジアミン又はN，N’－ビス（２－アミノエチル）エタン－１，２－ジアミン）と２－（クロロメチル）オキシランの重縮合物	
					1	14		567	アジピン酸ジ－２－エチルヘキシル	
					1	15		568	アセチルアセトン	
					1	16		569	１－アセチル－１，２，３，４－テトラヒドロ－３－〔（３－ピリジルメチル）アミノ〕－６－〔１，２，２，２－テトラフルオロ－１－（トリフルオロメチル）エチル〕キナゾリン－２－オン	ピリフルキナゾン
1	12		アセトアルデヒド		1	17	○	12	アセトアルデヒド	
1	13		アセトニトリル					13		
1	14		アセトンシアノヒドリン		1	18		14	アセトンシアノヒドリン	
1	15		アヤナフテン		1	19		15	アヤナフテン	

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
1	16		2， 2' -アゾビスイソブチロニトリル					16		
1	17		オルト-アニシジン					17		
1	18		アニリン		1	20		18	アニリン	
1	19		1-アミノ-9， 10-アントラキノン					19		
1	20		2-アミノエタノール		1	21		20	2-アミノエタノール	
1	21		5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリ ダジン-3（2H）-オン	クロリダジ ン	1	22		21	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリ ダジン-3（2H）-オン	クロリダジ ン
1	22		5-アミノ-1-〔2， 6-ジクロロ-4- （トリフルオロメチル）フェニル〕-3-シ アノ-4-〔（トリフルオロメチル）スル フィニル〕ピラゾール	フィブロニ ル	1	23		22	5-アミノ-1-〔2， 6-ジクロロ-4- （トリフルオロメチル）フェニル〕-3-シ アノ-4-〔（トリフルオロメチル）スル フィニル〕ピラゾール	フィブロニ ル
					1	24		570	オルト-アミノフェノール	
1	23		パラ-アミノフェノール		1	25		23	パラ-アミノフェノール	
1	24		メタ-アミノフェノール					24		
1	25		4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3- メチルチオ-1， 2， 4-トリアジン-5 （4H）-オン	メトリブジ ン	1	26		25	4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3- メチルチオ-1， 2， 4-トリアジン-5 （4H）-オン	メトリブジ ン
1	26		3-アミノ-1-プロペン					26		
1	27		4-アミノ-3-メチル-6-フェニル- 1， 2， 4-トリアジン-5（4H）-オン	メタミトロ ン	1	27		27	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル- 1， 2， 4-トリアジン-5（4H）-オン	メタミトロ ン
1	28		アリルアルコール		1	28		28	アリルアルコール	
1	29		1-アリルオキシ-2， 3-エポキシプロパ ン		1	29		29	1-アリルオキシ-2， 3-エポキシプロパ ン	
					1	30		571	3-アリルオキシ-1， 2-ベンゾイソチア ゾール-1， 1-ジオキシド	プロベナ ゾール
2	6				1	31		468	4-アリル-1， 2-ジメトキシベンゼン	
					1	32		572	アリル=ヘキサノアート	
					1	33		573	アリル=ヘプタノアート	
1	257		デシルアルコール	デカノール	1	34		257	アルカノール（炭素数が10のものに限 る。）	デカノール
					1	35		574	〔（3-アルカンアミドプロピル）（ジメチ ル）アンモニオ〕アセタート（アルカンの構 造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素 数が8， 10， 12， 14， 16又は18の もの及びその混合物に限る。）及び（Z）- 〔〔3-（オクタデカ-9-エン）アミド〕プロ ピル〕（ジメチル）アンモニオ〕アセタ ート並びにこれらの混合物	
					1	36		575	（3-アルカンアミドプロピル）（メチル） 〔2-（アルカノイルオキシ）エチル〕アン モニウム=クロリド（アルカン及びアルカノ イルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカ ン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数 が14， 16又は18のもの及びその混合物 に限る。）	
					1	37		576	アルカン-1-アミン（アルカンの構造が直 鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8， 10， 12， 14， 16又は18のもの 及びその混合物に限る。）、（Z）-オクタ デカ-9-エン-1-アミン及び（9Z， 1 2Z）-オクタデカ-9， 12-ジエン-1 -アミン並びにこれらの混合物	
					1	38		577	アルカン-1-アミン（アルカンの構造が直 鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8， 10， 12， 14， 16又は18のもの 及びその混合物に限る。）のオキシラン重付 加物、（Z）-オクタデカ-9-エン-1- アミンのオキシラン重付加物及び（9Z， 1 2Z）-オクタデカ-9， 12-ジエン-1 -アミンのオキシラン重付加物の混合物	

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
					1	39		578	アルファーアルキル-オメガ-ヒドロキシポリ（オキシエタン-1，2-ジイル）（アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1，000未満のものに限る。）及びアルファーアルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ（オキシエタン-1，2-ジイル）（アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1，000未満のものに限る。）並びにこれらの混合物	
					1	40		579	アルファーアルキル-オメガ-ヒドロキシポリ〔オキシエタン-1，2-ジイル／オキシ（メチルエタン-1，2-ジイル）〕（アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物（当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。）に限る。）	
					1	41		580	アルファーアルキル-オメガ-ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1，000未満のものに限る。）	
1	320		ノニルフェノール		1	42		320	アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）	
1	74		パラ-オクチルフェノール		1	43		74	パラ-アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が8のものに限る。）	
					1	44		581	アルキル（ベンジル）（ジメチル）アンモニウムの塩（アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。）	
1	30		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）		1	45		30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）	
					1	46		582	アルミニウム＝トリス（エチル＝ホスホナート）	ホセチル又はホセチルアルミニウム
					1	47		583	安息香酸ベンジル	
1	31		アンチモン及びその化合物		1	48		31	アンチモン及びその化合物	
1	32		アントラセン		1	49		32	アントラセン	
					1	50		584	アントラセン-9，10-ジオン	アントラキノ
1	33	○	石綿		1	51	○	33	石綿	
					1	52		585	アルファー（イソシアナトベンジル）-オメガ（イソシアナトフェニル）ポリ〔（イソシアナトフェニレン）メチレン〕	
1	34		3-イソシアナトメチル-3，5，5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート		1	53		34	3-イソシアナトメチル-3，5，5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	
1	35		イソブチルアルデヒド					35		
1	36		イソブレン		1	54		36	イソブレン	
1	37		4，4'-イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA	1	55		37	4，4'-イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA
1	38		2，2'-〔イソプロピリデンビス〔（2，6-ジブロモ-4，1-フェニレン）オキシ〕〕ジエタノール					38		

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別 名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別 名
1	39		N－イソプロピルアミノホスホン酸O－エチル－O－（3－メチル－4－メチルチオフェニル）	フェナミホス				39		
					1	56		586	イソプロピル＝3－クロロカルバニラート	クロルプロ ファム又は I P C
					1	57		587	3－（4－イソプロピルフェニル）－2－メチルプロパナール	
					1	58		588	4－イソプロピル－3－メチルフェノール	
1	40		イソプロピル＝2－（4－メトキシビフェニル－3－イル）ヒドラジノホルマート	ビフェナゼート	1	59		40	イソプロピル＝2－（4－メトキシビフェニル－3－イル）ヒドラジノホルマート	ビフェナ ゼート
1	41		3’－イソプロポキシ－2－トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニル	1	60		41	3’－イソプロポキシ－2－トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニ ル
1	42		2－イミダゾリジンチオン					42		
1	43		1, 1’－[イミノジ（オクタメチレン）]ジゲアニジン	イミノクタジン				43		
					1	61		589	1, 1’－（イミノジオクタメチレン）ジゲアニジン＝トリアセタート	イミノクタ ジン酢酸塩
1	44		インジウム及びその化合物		1	62		44	インジウム及びその化合物	
1	45		エタンチオール					45		
					1	63		590	エチリデンノルボルネン	
1	46		エチル＝2－〔4－（6－クロロ－2－キノキサリニルオキシ）フェノキシ〕プロピオナート	キザロホップエチル	1	64		46	エチル＝2－〔4－（6－クロロ－2－キノキサリニルオキシ）フェノキシ〕プロピオナート	キザロホップ エチル
					1	65		591	エチルシクロヘキサン	
					1	66		592	5－エチル－5, 8－ジヒドロ－8－オキソ－〔1, 3〕ジオキソロ〔4, 5－g〕キノリン－7－カルボン酸	オキシリ ニック酸
					1	67		593	N－エチル－N, N－ジメチルテトラデカン－1－アミニウムの塩	
1	47		O－エチル＝O－（6－ニトロメタートリル）＝セカンダリーブチルホスホリアミドチオアート	ブタミホス	1	68		47	O－エチル＝O－（6－ニトロメタートリル）＝セカンダリーブチルホスホリアミドチオアート	ブタミホス
1	48		O－エチル＝O－4－ニトロフェニル＝フェニルホスホチオアート	E P N	1	69		48	O－エチル＝O－4－ニトロフェニル＝フェニルホスホチオアート	E P N
1	49		N－（1－エチルプロピル）－2, 6－ジニトロ－3, 4－キシリジン	ベンディメタリン	1	70		49	N－（1－エチルプロピル）－2, 6－ジニトロ－3, 4－キシリジン	ベンディメ タリン
1	50		S－エチル＝ヘキサヒドロ－1H－アゼピン－1－カルボチオアート	モリネート	1	71		50	S－エチル＝ヘキサヒドロ－1H－アゼピン－1－カルボチオアート	モリネート
1	51		2－エチルヘキサン酸					51		
1	52		エチル＝（Z）－3－〔N－ベンジル－N－〔メチル（1－メチルチオエチリデンアミノ）オキシカルボニル）アミノ〕チオ〕アミノ〕プロピオナート	アラニカルブ	1	72		52	エチル＝（Z）－3－〔N－ベンジル－N－〔メチル（1－メチルチオエチリデンアミノ）オキシカルボニル）アミノ〕チオ〕アミノ〕プロピオナート	アラニカル ブ
1	53		エチルベンゼン		1	73		53	エチルベンゼン	
1	54		O－エチル＝S－1－メチルプロピル＝（2－オキソ－3－チアゾリジニル）ホスホチオアート	ホスチアゼート	1	74		54	O－エチル＝S－1－メチルプロピル＝（2－オキソ－3－チアゾリジニル）ホスホチオアート	ホスチア ゼート
1	55		エチレンイミン					55		
1	56	○	エチレンオキシド		1	75	○	56	エチレンオキシド	
1	57		エチレングリコールモノエチルエーテル		1	76		57	エチレングリコールモノエチルエーテル	
					1	77		594	エチレングリコールモノブチルエーテル	ブチルセロ ソルブ
1	58		エチレングリコールモノメチルエーテル		1	78		58	エチレングリコールモノメチルエーテル	

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
1	59		エチレンジアミン		1	79		59	エチレンジアミン	
1	60		エチレンジアミン四酢酸		1	80		595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	
1	61		N、N′－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガ	マンネブ	1	81		61	N、N′－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガ	マンネブ
1	62		N、N′－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガ	マンコゼブ又はマンゼブ	1	82		62	N、N′－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガ	マンコゼブ又はマンゼブ
1	63		1、1′－エチレン－2、2′－ビピリジニウム＝ジプロミド	ジクアトジプロミド又はジクワット	1	83		63	1、1′－エチレン－2、2′－ビピリジニウム＝ジプロミド	ジクアトジプロミド又はジクワット
					1	84		596	（4－エトキシフェニル）〔3－（4－フルオロ－3－フェノキシフェニル）プロピル〕ジメチルシラン	シラフルオフェン
1	64		2－（4－エトキシフェニル）－2－メチルプロピル＝3－フェノキシベンジルエーテル	エトフェンブロックス	1	85		64	2－（4－エトキシフェニル）－2－メチルプロピル＝3－フェノキシベンジルエーテル	エトフェンブロックス
1	65		エピクロロヒドリン		1	86		65	エピクロロヒドリン	
1	66		1、2－エボキシブタン		1	87		66	1、2－エボキシブタン	
1	67		2、3－エボキシ－1－プロパノール					67		
1	68		1、2－エボキシプロパン	酸化プロピレン	1	88		68	1、2－エボキシプロパン	酸化プロピレン
1	69		2、3－エボキシプロピル＝フェニルエーテル					69		
1	70		エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物				70		
1	71		塩化第二鉄					71		
1	72		塩化パラフィン（炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。）		1	89		72	塩化パラフィン（炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。）	
					1	90		597	塩化直鎖パラフィン（炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。）	
					1	91		598	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	
					1	92		599	オキサシクロヘキサデカン－2－オン	
2	15				1	93		477	4、4′－オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	
1	73		1－オクタノール		1	94		73	1－オクタノール	
					1	95		600	オクタプロモジフェニルエーテル	
					1	96		601	オクタメチルシクロテトラシロキサン	
					1	97		602	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩	
					1	98		603	過酢酸	
1	75	○	カドミウム及びその化合物		1	99	○	75	カドミウム及びその化合物	
1	76		イブシロン－カプロラクタム					76		
					1	100		604	カリウム＝ジエチルジチオカルバマート	
1	77		カルシウムシアナミド					77		
1	78		2、4－キシレノール		1	101		78	2、4－キシレノール	
1	79		2、6－キシレノール		1	102		79	2、6－キシレノール	
1	80		キシレン		1	103		80	キシレン	
1	81		キノリン		1	104		81	キノリン	
1	82		銀及びその水溶性化合物		1	105		82	銀及びその水溶性化合物	
1	83		クメン		1	106		83	クメン	
1	84		グリオキサール		1	107		84	グリオキサール	
					1	108		605	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩	

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
1	85		グルタルアルデヒド		1	109		85	グルタルアルデヒド	
1	86		クレゾール		1	110		86	クレゾール	
1	87		クロム及び三価クロム化合物		1	111		87	クロム及び三価クロム化合物	
1	88	○	六価クロム化合物		1	112	○	88	六価クロム化合物	
1	89		クロロアニリン		1	113		89	クロロアニリン	
					1	114		606	1－（2－クロロイミダゾ〔1，2－a〕ピリジン－3－イルスルホニル）－3－（4，6－ジメトキシピリミジン－2－イル）尿素	イマゾスルフロ ン
1	90		2－クロロ－4－エチルアミノ－6－イソプロピルアミノ－1，3，5－トリアジン	アトラジン	1	115		90	2－クロロ－4－エチルアミノ－6－イソプロピルアミノ－1，3，5－トリアジン	アトラジン
1	91		2－（4－クロロ－6－エチルアミノ－1，3，5－トリアジン－2－イル）アミノ－2－メチルプロピオニトリル	シアナジン	1	116		91	2－（4－クロロ－6－エチルアミノ－1，3，5－トリアジン－2－イル）アミノ－2－メチルプロピオニトリル	シアナジン
1	92		4－クロロ－3－エチル－1－メチル－N－〔4－（パラトリロキシ）ベンジル〕ピラゾール－5－カルボキサミド	トルフェン ピラド	1	117		92	4－クロロ－3－エチル－1－メチル－N－〔4－（パラトリロキシ）ベンジル〕ピラゾール－5－カルボキサミド	トルフェン ピラド
1	93		2－クロロ－2’－エチル－N－（2－メトキシ－1－メチルエチル）－6’－メチルアセトアニリド	メトラク ロール	1	118		93	2－クロロ－2’－エチル－N－（2－メトキシ－1－メチルエチル）－6’－メチルアセトアニリド	メトラク ロール
					1	119		607	2－クロロ－2’－エチル－N－〔（1S）－2－メトキシ－1－メチルエチル〕－6’－メチルアセトアニリド及び2－クロロ－2’－エチル－N－〔（1R）－2－メトキシ－1－メチルエチル〕－6’－メチルアセトアニリドの混合物（2－クロロ－2’－エチル－N－〔（1S）－2－メトキシ－1－メチルエチル〕－6’－メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。）	S－メトラ クロール
1	94	○	クロロエチレン	塩化ビニル	1	120	○	94	クロロエチレン	塩化ビニル
1	95		3－クロロ－N－（3－クロロ－5－トリフルオロメチル－2－ピリジル）－アルファ，アルファ，アルファ－トリフルオロ－2，6－ジニトロ－パラ－トルイジン	フルアジナ ム	1	121		95	3－クロロ－N－（3－クロロ－5－トリフルオロメチル－2－ピリジル）－アルファ，アルファ，アルファ－トリフルオロ－2，6－ジニトロ－パラ－トルイジン	フルアジナ ム
1	96		1－〔〔2－〔2－クロロ－4－（4－クロロフェノキシ）フェニル〕－4－メチル－1，3－ジオキサラン－2－イル〕メチル〕－1H－1，2，4－トリアゾール	ジフェノコ ナゾール	1	122		96	1－〔〔2－〔2－クロロ－4－（4－クロロフェノキシ）フェニル〕－4－メチル－1，3－ジオキサラン－2－イル〕メチル〕－1H－1，2，4－トリアゾール	ジフェノコ ナゾール
1	97		1－クロロ－2－（クロロメチル）ベンゼン					97		
1	98		クロロ酢酸		1	123		98	クロロ酢酸	
1	99		クロロ酢酸エチル					99		
1	100		2－クロロ－2’，6’－ジエチル－N－（2－プロポキシエチル）アセトアニリド	ブレチラク ロール	1	124		100	2－クロロ－2’，6’－ジエチル－N－（2－プロポキシエチル）アセトアニリド	ブレチラク ロール
1	101		2－クロロ－2’，6’－ジエチル－N－（メトキシメチル）アセトアニリド	アラクロー ル	1	125		101	2－クロロ－2’，6’－ジエチル－N－（メトキシメチル）アセトアニリド	アラクロー ル
					1	126		608	3－（4－クロロ－5－シクロペンチルオキシ－2－フルオロフェニル）－5－イソプロピリデン－1，3－オキサゾリジン－2，4－ジオン	ペントキサ ゾン
					1	127		609	5－クロロ－2－（2，4－ジクロロフェノキシ）フェノール	トリクロサ ン
1	102		1－クロロ－2，4－ジニトロベンゼン					102		
					1	128		610	（RS）－5－クロロ－N－（1，3－ジヒドロ－1，1，3－トリメチルイソベンゾフラン－4－イル）－1，3－ジメチル－1H－ピラゾール－4－カルボキサミド	フラメトビ ル
1	103		1－クロロ－1，1－ジフルオロエタン	H C F C－ 1 4 2 b	1	129		103	1－クロロ－1，1－ジフルオロエタン	H C F C－ 1 4 2 b
1	104		クロロジフルオロメタン	H C F C－ 2 2	1	130		104	クロロジフルオロメタン	H C F C－ 2 2

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
					1	131		611	3'-クロロ-4, 4'-ジメチル-1, 2, 3-チアアジアゾール-5-カルボキサニリド	チアジニル
					1	132		612	（RS）-2-クロロ-N-（2, 4-ジメチル-3-チエニル）-N-（2-メトキシ-1-メチルエチル）アセトアミド	ジメテナミド
					1	133		613	（S）-2-クロロ-N-（2, 4-ジメチル-3-チエニル）-N-（2-メトキシ-1-メチルエチル）アセトアミド	ジメテナミドP
					1	134		614	3-クロロ-N-（4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル）-1-メチル-4-（5-メチル-5, 6-ジヒドロ-1, 4, 2-ジオキサジン-3-イル）ピラゾール-5-スルホンアミド	メタゾスルフロ
					1	135		615	3-（2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル）-5-メチル-N-ニトロ-1, 3, 5-オキサジアジナン-4-イミン	チアメトキサム
					1	136		616	（E）-1-（2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル）-3-メチル-2-ニトログアニジン	クロチアニジン
1	105		2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	HCFC-124	1	137		105	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	HCFC-124
1	106		クロロトリフルオロエタン	HCFC-133	1	138		106	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133
1	107		クロロトリフルオロメタン	CFC-13				107		
1	108		（RS）-2-（4-クロロ-オルトトリルオキシ）プロピオン酸	メコプロップ	1	139		108	（RS）-2-（4-クロロ-オルトトリルオキシ）プロピオン酸	メコプロップ
1	109		オルトクロロトルエン					109		
1	110		パラクロロトルエン					110		
1	111		2-クロロ-4-ニトロアニリン					111		
1	112		2-クロロニトロベンゼン					112		
1	113		2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-1, 3, 5-トリアジン	シマジン又はCAT	1	140		113	2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-1, 3, 5-トリアジン	シマジン又はCAT
					1	141		617	トランス-N-（6-クロロ-3-ピリジルメチル）-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン	アセタミブリド
					1	142		618	1-（6-クロロ-3-ピリジルメチル）-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン	イミダクロブリド
					1	143		619	3-（6-クロロピリジン-3-イルメチル）-1, 3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド	チアクロブリド
1	114		（RS）-2-〔2-（3-クロロフェニル）-2, 3-エポキシプロピル〕-2-エチルインダン-1, 3-ジオン	インダノファン				114		
1	115		4-（2-クロロフェニル）-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド	1	144		115	4-（2-クロロフェニル）-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド
1	116		（4RS, 5RS）-5-（4-クロロフェニル）-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチアゾクス				116		
1	117		（RS）-1-パラクロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-（1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル）ペンタン-3-オール	テブコナゾール	1	145		117	（RS）-1-パラクロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-（1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル）ペンタン-3-オール	テブコナゾール
1	118		2-（4-クロロフェニル）-2-（1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル）ヘキサンニトリル	ミクロブタニル				118		
1	119		（RS）-4-（4-クロロフェニル）-2-フェニル-2-（1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル）ブチロニトリル	フェンブコナゾール				119		
1	120		オルトクロロフェノール					120		
1	121		パラクロロフェノール		1	146		121	パラクロロフェノール	
1	122		2-クロロプロピオン酸					122		

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
1	123		3-クロロプロペン	塩化アリル	1	147		123	3-クロロプロペン	塩化アリル
1	124		1-（2-クロロベンジル）-3-（1-メ チル-1-フェニルエチル）ウレア	クミルロン	1	148		124	1-（2-クロロベンジル）-3-（1-メ チル-1-フェニルエチル）尿素	クミルロン
1	125		クロロベンゼン		1	149		125	クロロベンゼン	
1	126		クロロペンタフルオロエタン	CFC-1 15	1	150		126	クロロペンタフルオロエタン	CFC-1 15
1	127		クロロホルム		1	151		127	クロロホルム	
					1	152		620	2-〔2-クロロ-4-メシル-3-〔（テ トラヒドロフラン-2-イルメトキシ）メチ ル〕ベンゾイル〕シクロヘキサン-1, 3- ジオン	テフリルト リオン
					1	153		621	3-（2-クロロ-4-メシルベンゾイル） -4-フェニルスルファニルビスクロ〔3. 2. 1〕オクタ-3-エン-2-オン	ベンゾビシ クロン
1	128		クロロメタン	塩化メチル	1	154		128	クロロメタン	塩化メチル
					1	155		622	（E）-N-〔2-クロロ-5-〔1-（6- メチルピリジン-2-イルメトキシイミ ノ）エチル〕ベンジル〕カルバミン酸メチル	ピリベンカ ルブ
1	129		4-クロロ-3-メチルフェノール					129		
1	130		（4-クロロ-2-メチルフェノキシ）酢酸	MCP又は MCPA				130		
1	131		3-クロロ-2-メチル-1-プロペン					131		
1	132		コバルト及びその化合物		1	156		132	コバルト及びその化合物	
1	133		酢酸2-エトキシエチル	エチレンジ リコールモ ノエチル エーテルア セテート	1	157		133	酢酸2-エトキシエチル	エチレンジ リコールモ ノエチル エーテルア セテート
1	134		酢酸ビニル		1	158		134	酢酸ビニル	
					1	159		623	酢酸ヘキシル	
1	135		酢酸2-メトキシエチル	エチレンジ リコールモ ノメチル エーテルア セテート	1	160		135	酢酸2-メトキシエチル	エチレンジ リコールモ ノメチル エーテルア セテート
					1	161		624	サリチル酸メチル	
1	136		サリチルアルデヒド					136		
1	137		シアナミド					137		
1	138		（RS）-2-シアノ-N-〔（R）-1- （2, 4-ジクロロフェニル）エチル〕- 3, 3-ジメチルブチラミド	ジクロシ メット				138		
1	139		（S）-アルファーシアノ-3-フェノキシ ベンジル=（1R, 3S）-2, 2-ジメチ ル-3-（1, 2, 2, 2-テトラブロモエ チル）シクロプロパンカルボキシラート	トラロメト リン				139		
1	140		（RS）-アルファーシアノ-3-フェノキシ ベンジル=2, 2, 3, 3-テトラメチル シクロプロパンカルボキシラート	フェンブロ パトリン				140		
1	141		トランス-1-（2-シアノ-2-メトキシ イミノアセチル）-3-エチルウレア	シモキサニ ル	1	162		141	トランス-1-（2-シアノ-2-メトキシ イミノアセチル）-3-エチル尿素	シモキサニ ル
1	142		2, 4-ジアミノアニソール					142		
1	143		4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル		1	163		143	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル	
1	144		無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除 く。）		1	164		144	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除 く。）	
					1	165		625	ジイソプロピルナフタレン	
					1	166		626	ジエタノールアミン	
1	145		2-（ジエチルアミノ）エタノール					145		
1	146		O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミ ジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホ チオアート	ピリミホス メチル	1	167		146	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミ ジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホ チオアート	ピリミホス メチル
1	147		N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4- クロロベンジル	チオベンカ ルブ又はベン チオカーブ	1	168		147	N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4- クロロベンジル	チオベンカ ルブ又はベン チオカーブ
1	148		N, N-ジエチル-3-（2, 4, 6-トリ メチルフェニルスルホニル）-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンス トロール	1	169		148	N, N-ジエチル-3-（2, 4, 6-トリ メチルフェニルスルホニル）-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンス トロール

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
					1	170		627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	
1	149		四塩化炭素		1	171		149	四塩化炭素	
					1	172		628	1， 4－ジオキサシクロヘプタデカン－5， 17－ジオン	
1	150		1， 4－ジオキサン		1	173		150	1， 4－ジオキサン	
1	151		1， 3－ジオキソラン					151		
1	152		1， 3－ジカルバモイルチオ－2－（N， N－ ジメチルアミノ）－プロパン	カルタップ	1	174		152	1， 3－ジカルバモイルチオ－2－（N， N－ ジメチルアミノ）－プロパン	カルタップ
1	153		シクロヘキサ－1－エン－1， 2－ジカルボ キシミドメチル＝（1RS）－シス－トラ ンス－2， 2－ジメチル－3－（2－メチル プロパ－1－エニル）シクロプロパンカルボ キシラート	テトラメト リン	1	175		153	シクロヘキサ－1－エン－1， 2－ジカルボ キシミドメチル＝（1RS）－シス－トラ ンス－2， 2－ジメチル－3－（2－メチル プロパ－1－エニル）シクロプロパンカルボ キシラート	テトラメト リン
					1	176		629	シクロヘキサン	
					1	177		630	シクロヘキシリデン（フェニル）アセトニ トリル	
1	154		シクロヘキシルアミン		1	178		154	シクロヘキシルアミン	
1	155		N－（シクロヘキシルチオ）フタルイミド					155		
1	156		ジクロロアニリン		1	179		631	シクロヘキセン	
1	157		1， 2－ジクロロエタン		1	180		156	ジクロロアニリン	
1	158		1， 1－ジクロロエチレン	塩化ビニリ デン	1	181		157	1， 2－ジクロロエタン	
1	159		シス－1， 2－ジクロロエチレン		1	182		158	1， 1－ジクロロエチレン	塩化ビニリ デン
2	24				1	183		632	1， 2－ジクロロエチレン	
					1	184		633	4， 5－ジクロロ－2－オクチルイソチア ゾール－3（2H）－オン	
					1	185		634	3， 4－ジクロロ－2’－シアノ－1， 2－ チアゾール－5－カルボキサニリド	イソチアニ ル
1	160		3， 3’－ジクロロ－4， 4’－ジアミノジ フェニルメタン		1	186	○	160	3， 3’－ジクロロ－4， 4’－ジアミノジ フェニルメタン	
1	161		ジクロロジフルオロメタン	CFC－1 2	1	187		161	ジクロロジフルオロメタン	CFC－1 2
1	162		3， 5－ジクロロ－N－（1， 1－ジメチル －2－プロピニル）ベンズアミド	プロピザミ ド	1	188		162	3， 5－ジクロロ－N－（1， 1－ジメチル －2－プロピニル）ベンズアミド	プロピザミ ド
1	163		ジクロロテトラフルオロエタン	CFC－1 14	1	189		163	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC－1 14
1	164		2， 2－ジクロロ－1， 1， 1－トリフルオ ロエタン	HCFC－ 123	1	190		164	2， 2－ジクロロ－1， 1， 1－トリフルオ ロエタン	HCFC－ 123
					1	191		635	2’， 4－ジクロロ－アルファ， アルファ， アルファ－トリフルオロ－4’－ニトロメ タートルエンシルホンアニリド	フルスル ファミド
					1	192		636	O－（2， 6－ジクロロ－パラ－トリル）＝ O， O－ジメチル＝ホスホロチオアート	トルクロホ スメチル
1	165		2， 4－ジクロロトルエン					165		
2	28				1	193		490	2－〔4－（2， 4－ジクロロ－メタートル オイル）－1， 3－ジメチル－5－ピラゾリ ルオキシ〕－4－メチルアセトフェノン	ベンゾフェ ナップ
1	166		1， 2－ジクロロ－4－ニトロベンゼン					166		
1	167		1， 4－ジクロロ－2－ニトロベンゼン					167		
1	168		3－（3， 5－ジクロロフェニル）－N－イ ソプロピル－2， 4－ジオキソイミダゾリ ジン－1－カルボキサミド	イプロジオ ン	1	194		168	3－（3， 5－ジクロロフェニル）－N－イ ソプロピル－2， 4－ジオキソイミダゾリ ジン－1－カルボキサミド	イプロジオ ン
					1	195		637	1－（2， 4－ジクロロフェニル）－N－ （2， 4－ジフルオロフェニル）－N－イソ プロピル－5－オキソ－4， 5－ジヒドロ 1H－1， 2， 4－トリアゾール－4－カル ボキサミド	イブフェン カルバゾン
					1	196		638	N－（3， 5－ジクロロフェニル）－1， 2 －ジメチルシクロプロパン－1， 2－ジカル ボキシミド	プロシミド ン
1	169		3－（3， 4－ジクロロフェニル）－1， 1 －ジメチル尿素	ジウロン又 はDCMU	1	197		169	3－（3， 4－ジクロロフェニル）－1， 1 －ジメチル尿素	ジウロン又 はDCMU

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
1	170		（RS）－2－（2，4－ジクロロフェニル）－3－（1H－1，2，4－トリアゾール－1－イル）プロピル＝1，1，2，2－テトラフルオロエチル＝エーテル	テトラコナゾール				170		
1	171		（2RS，4RS）－1－〔2－（2，4－ジクロロフェニル）－4－プロピル－1，3－ジオキソラン－2－イルメチル〕－1H－1，2，4－トリアゾール及び（2RS，4SR）－1－〔2－（2，4－ジクロロフェニル）－4－プロピル－1，3－ジオキソラン－2－イルメチル〕－1H－1，2，4－トリアゾールの混合物	プロビコナゾール	1	198		171	（2RS，4RS）－1－〔2－（2，4－ジクロロフェニル）－4－プロピル－1，3－ジオキソラン－2－イルメチル〕－1H－1，2，4－トリアゾール及び（2RS，4SR）－1－〔2－（2，4－ジクロロフェニル）－4－プロピル－1，3－ジオキソラン－2－イルメチル〕－1H－1，2，4－トリアゾールの混合物	プロビコナゾール
1	172		3－〔1－（3，5－ジクロロフェニル）－1－メチルエチル〕－3，4－ジヒドロ－6－メチル－5－フェニル－2H－1，3－オキサジン－4－オン	オキサジクロメホン	1	199		172	3－〔1－（3，5－ジクロロフェニル）－1－メチルエチル〕－3，4－ジヒドロ－6－メチル－5－フェニル－2H－1，3－オキサジン－4－オン	オキサジクロメホン
1	173		（RS）－3－（3，5－ジクロロフェニル）－5－メチル－5－ビニル－1，3－オキサゾリジン－2，4－ジオン	ピンクロゾリン				173		
1	174		3－（3，4－ジクロロフェニル）－1－メトキシ－1－メチル尿素	リニュロン	1	200		174	3－（3，4－ジクロロフェニル）－1－メトキシ－1－メチル尿素	リニュロン
1	175		2，4－ジクロロフェノキシ酢酸	2，4－D 又は2，4－PA	1	201		175	2，4－ジクロロフェノキシ酢酸	2，4－D 又は2，4－PA
1	176		1，1－ジクロロ－1－フルオロエタン	H C F C－ 1 4 1 b	1	202		176	1，1－ジクロロ－1－フルオロエタン	H C F C－ 1 4 1 b
					1	203		639	2，3－ジクロロ－N－4－フルオロフェニルマレイミド	フルオリミド
1	177		ジクロロフルオロメタン	H C F C－ 2 1	1	204		177	ジクロロフルオロメタン	H C F C－ 2 1
2	36				1	205		498	1，3－ジクロロ－2－プロパノール	
1	178		1，2－ジクロロプロパン		1	206	○	178	1，2－ジクロロプロパン	
1	179		1，3－ジクロロプロペン	D－D	1	207		179	1，3－ジクロロプロペン	D－D
1	180		3，3'－ジクロロベンジジン					180		
1	181		ジクロロベンゼン		1	208		181	ジクロロベンゼン	
1	182		2－〔4－（2，4－ジクロロベンゾイル）－1，3－ジメチル－5－ピラゾリルオキシ〕アセトフェノン	ピラゾキシフェン	1	209		182	2－〔4－（2，4－ジクロロベンゾイル）－1，3－ジメチル－5－ピラゾリルオキシ〕アセトフェノン	ピラゾキシフェン
1	183		4－（2，4－ジクロロベンゾイル）－1，3－ジメチル－5－ピラゾリル＝4－トルエンスルホナート	ピラゾレート	1	210		183	4－（2，4－ジクロロベンゾイル）－1，3－ジメチル－5－ピラゾリル＝4－トルエンスルホナート	ピラゾレート
1	184		2，6－ジクロロベンズニトリル	ジクロベニル又はDBN	1	211		184	2，6－ジクロロベンズニトリル	ジクロベニル又はDBN
1	185		ジクロロペンタフルオロプロパン	H C F C－ 2 2 5	1	212		185	ジクロロペンタフルオロプロパン	H C F C－ 2 2 5
1	186		ジクロロメタン	塩化メチレン	1	213		186	ジクロロメタン	塩化メチレン
					1	214		640	2－（2，4－ジクロロ－3－メチルフェノキシ）プロピオンアニリド	クロメプロップ
1	187		2，3－ジシアノ－1，4－ジチアアントラキノン	ジチアノン	1	215		187	2，3－ジシアノ－1，4－ジチアアントラキノン	ジチアノン
1	188		N，N－ジシクロヘキシルアミン		1	216		188	N，N－ジシクロヘキシルアミン	
1	189		N，N－ジシクロヘキシル－2－ベンゾチアゾールスルフェンアミド					189		
1	190		ジシクロペンタジエン		1	217		190	ジシクロペンタジエン	
1	191		1，3－ジチオラン－2－イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン	1	218		191	1，3－ジチオラン－2－イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン
1	192		ジチオリン酸O－エチル－S，S－ジフェニル	エディフェンホス又はEDDP				192		

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
1	193		ジチオリン酸O、O-ジエチル-S-（2-エチルチオエチル）	エチルチオメトン又はジスルホトン				193		
1	194		ジチオリン酸O、O-ジエチル-S-〔（6-クロロ-2, 3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル）メチル〕	ホサロン				194		
1	195		ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス	1	219		195	ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス
1	196		ジチオリン酸S-（2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル）メチル-O、O-ジメチル	メチダチオン又はDMTP	1	220		196	ジチオリン酸S-（2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル）メチル-O、O-ジメチル	メチダチオン又はDMTP
1	197		ジチオリン酸O、O-ジメチル-S-1, 2-ビス（エトキシカルボニル）エチル	マラソン又はマラチオン	1	221		197	ジチオリン酸O、O-ジメチル-S-1, 2-ビス（エトキシカルボニル）エチル	マラソン又はマラチオン
1	198		ジチオリン酸O、O-ジメチル-S-〔（N-メチルカルバモイル）メチル〕	ジメトエート	1	222		198	ジチオリン酸O、O-ジメチル-S-〔（N-メチルカルバモイル）メチル〕	ジメトエート
					1	223		641	（3R, 4S, 5S, 6R, 7R, 9R, 11R, 12R, 13S, 14R）-4-〔（2, 6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-アルファ-L-リボヘキソピラノシル）オキシ〕-14-エチル-12, 13-ジヒドロキシ-7-メトキシ-3, 5, 7, 9, 11, 13-ヘキサメチル-6-〔〔3, 4, 6-トリデオキシ-3-（ジメチルアミノ）-ペクター-D-キシロヘキソピラノシル〕オキシ〕オキサシクロテトラデカン-2, 10-ジオン	クラリスロマイシン
					1	224		642	ジデシル（ジメチル）アンモニウムの塩	
					1	225		643	四ナトリウム＝5, 8-ビス（カルボジチオアート）-2, 5, 8, 11, 14-ペンタアザペンタデカンビス（ジチオアート）	
1	199		ジナトリウム＝2, 2'-ビニレンビス〔5-（4-ホルホルノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ）ベンゼンスルホナート〕	C1フルオレスセント260	1	226		199	ジナトリウム＝2, 2'-ビニレンビス〔5-（4-ホルホルノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ）ベンゼンスルホナート〕	C1フルオレスセント260
1	200		ジニトロトルエン		1	227		200	ジニトロトルエン	
1	201		2, 4-ジニトロフェノール		1	228		201	2, 4-ジニトロフェノール	
1	202		ジビニルベンゼン					202		
1	203		ジフェニルアミン		1	229		203	ジフェニルアミン	
					1	230		644	5, 5-ジフェニル-2, 4-イミダゾリジンジオン	
1	204		ジフェニルエーテル					204		
1	205		1, 3-ジフェニルグアニジン					205		
1	206		N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ〔b〕フラニル	カルボスルファン	1	231		206	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ〔b〕フラニル	カルボスルファン
1	207		2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール		1	232		207	2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	
1	208		2, 4-ジターシャリーブチルフェノール					208		
					1	233		645	4-（2, 2-ジフルオロ-1, 3-ベンゾジオキソール-4-イル）-1H-ピロール-3-カルボニトリル	フルジオキソニル
					1	234		646	N, N-ジプロピルチオカルバミン酸＝S-ベンジル	プロスルホカルブ
2	45				1	235		45	1, 2-ジプロモエタン	二臭化エチレン又はEDB
1	209		ジプロモクロロメタン		1	236		209	ジプロモクロロメタン	
1	210		2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド		1	237		210	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド	
1	211		ジプロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402	1	238		211	ジプロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
					1	239		647	2'， 6'－ジブプロモ－2－メチル－4'－トリフルオロメトキシ－4－トリフルオロメチル－1， 3－チアゾール－5－カルボキサニリド	チフルザミド
2	49				1	240		511	ジベンジルエーテル	
1	212		（RS）－O， S－ジメチル＝アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート	1	241		212	（RS）－O， S－ジメチル＝アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート
1	213		N， N－ジメチルアセトアミド		1	242		213	N， N－ジメチルアセトアミド	
1	214		2， 4－ジメチルアニリン					214		
1	215		2， 6－ジメチルアニリン					215		
1	216		N， N－ジメチルアニリン					216		
1	217		5－ジメチルアミノ－1， 2， 3－トリチアム	チオシクラム	1	243		217	5－ジメチルアミノ－1， 2， 3－トリチアム	チオシクラム
					1	244		648	（4S， 4aR， 5S， 5aR， 6S， 12aS）－4－（ジメチルアミノ）－3， 5， 6， 10， 12， 12a－ヘキサヒドロキシ－6－メチル－1， 11－ジオキソ－1， 4， 4a， 5， 5a， 6， 11， 12a－オクタヒドロトラセン－2－カルボキサミド	オキシテトラサイクリン
1	218		ジメチルアミン		1	245		218	ジメチルアミン	
					1	246		649	3－（3， 3－ジメチルウレイド）フェニル＝ターシャリ－ブチルカルバマート	カルブチレート
					1	247		650	（2E）－3， 7－ジメチルオクタ－2， 6－ジエニル＝アセタート	酢酸ゲラニル
					1	248		651	N， N－ジメチルオクタデシルアミン	
					1	249		652	3， 7－ジメチルオクタ－3－オール	
1	219		ジメチルジスルフィド		1	250		219	ジメチルジスルフィド	
1	220		ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩					220		
1	221		2， 2－ジメチル－2， 3－ジヒドロ－1－ベンゾフラン－7－イル＝N－〔N－（2－エトキシカルボニルエチル）－N－イソプロピルスルフェナモイル〕－N－メチルカルバマート	ベンフラカルブ	1	251		221	2， 2－ジメチル－2， 3－ジヒドロ－1－ベンゾフラン－7－イル＝N－〔N－（2－エトキシカルボニルエチル）－N－イソプロピルスルフェナモイル〕－N－メチルカルバマート	ベンフラカルブ
1	222		N， N－ジメチルチオカルバミン酸S－4－フェノキシブチル	フェノチオカルブ				222		
1	223		N， N－ジメチルドデシルアミン		1	252		223	N， N－ジメチルドデシルアミン	
1	224		N， N－ジメチルドデシルアミン＝N－オキシド		1	253		224	N， N－ジメチルドデシルアミン＝N－オキシド	
1	225		ジメチル＝2， 2， 2－トリクロロ－1－ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロロホン又はDEP	1	254		225	ジメチル＝2， 2， 2－トリクロロ－1－ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロロホン又はDEP
1	226		1， 1－ジメチルヒドラジン					226		
1	227		1， 1'－ジメチル－4， 4'－ビピリジニウム＝ジクロリド	バラコート又はバラコートジクロリド	1	255		227	1， 1'－ジメチル－4， 4'－ビピリジニウム＝ジクロリド	バラコート又はバラコートジクロリド
1	228		3， 3'－ジメチルビフェニル－4， 4'－ジイル＝ジイソシアネート					228		
					1	256		653	ジメチル（1－フェニルエチル）ベンゼン	
1	229		ジメチル＝4， 4'－（オルト－フェニレン）ビス（3－チオアロファナート）	チオファネートメチル	1	257		229	ジメチル＝4， 4'－（オルト－フェニレン）ビス（3－チオアロファナート）	チオファネートメチル
					1	258		654	3， 3－ジメチルブタン酸＝3－メシチル－2－オキソ－1－オキサスピロ〔4， 4〕ノナ－3－エン－4－イル	スピロメシフェン
					1	259		655	（RS）－N－〔2－（1， 3－ジメチルブチル）－3－チエニル〕－1－メチル－3－（トリフルオロメチル）－1H－ピラゾール－4－カルボキサミド	ベンチオピラド
1	230		N－（1， 3－ジメチルブチル）－N'－フェニル－パラ－フェニレンジアミン		1	260		230	N－（1， 3－ジメチルブチル）－N'－フェニル－パラ－フェニレンジアミン	
					1	261		656	2'－〔（RS）－1， 3－ジメチルブチル〕－5－フルオロ－1， 3－ジメチルピラゾール－4－カルボキサニリド	ベンフルフェン

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特 定 第 一 種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特 定 第 一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
					1	262		657	2，2－ジメチルプロパン酸＝（E）－2－ （4－ターシャリーブチルフェニル）－2－ シアノ－1－（1，3，4－トリメチルピラ ゾール－5－イル）ビニル	シエノピラ フェン
					1	263		658	N－（1，2－ジメチルプロピル）－N－エ チルチオカルバミン酸S－ベンジル	エスプロカ ルブ
1	231		3，3′－ジメチルベンジジン	オルトート リジン				231		
1	232		N，N－ジメチルホルムアミド		1	264		232	N，N－ジメチルホルムアミド	
					1	265		659	2，2－ジメチル－3－メチリデンピシクロ 〔2，2，1〕ヘプタン	カンフェン
					1	266		660	N′－〔1，1－ジメチル－2－（メチルス ルホニル）エチル〕－3－ヨード－N－〔2 －メチル－4－〔1，2，2，2－テトラフ ルオロ－1－（トリフルオロメチル）エチ ル〕フェニル〕フタルアミド	フルベンジ アミド
					1	267		661	1，2－ジメトキシエタン	
					1	268		662	アルファー（4，6－ジメトキシ－2－ビリ ミジニルカルバモイルスルファモイル）－オル トートルイル酸メチル	ペンシルフ ロンメチル
					1	269		663	（RS）－7－（4，6－ジメトキシビリミ ジン－2－イルチオ）－3－メチル－2－ベン ゾフラン－1（3H）－オン	ビリフタリ ド
1	233		2－〔（ジメトキシホスフィノチオイル）チ オ〕－2－フェニル酢酸エチル	フェント エート又は P A P	1	270		233	2－〔（ジメトキシホスフィノチオイル）チ オ〕－2－フェニル酢酸エチル	フェント エート又は P A P
1	234		臭素					234		
1	235		臭素酸の水溶性塩					235		
1	236		3，5－ジヨード－4－オクタノイルオキシ ベンゾニトリル	アイオキシ ニル	1	271		236	3，5－ジヨード－4－オクタノイルオキシ ベンゾニトリル	アイオキシ ニル
1	237		水銀及びその化合物		1	272		237	水銀及びその化合物	
1	238		水素化テルフェニル			273		238	水素化テルフェニル	
1	239		有機スズ化合物		1	274		664	有機スズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝ オキシドを除く。）	
1	240		スチレン		1	275		240	スチレン	
1	241		2－スルホヘキサデカン酸－1－メチルエス テルナトリウム塩					241		
					1	276		665	セリウム及びその化合物	
1	242		セレン及びその化合物		1	277		242	セレン及びその化合物	
1	243	○	ダイオキシシン類		1	278	○	243	ダイオキシシン類	
					1	279		666	タリウム及びその化合物	
					1	280		667	炭化けい素	
					1	281		668	炭酸リチウム	
1	244		2－チオキソ－3，5－ジメチルテトラヒド ロ－2H－1，3，5－チアジアジン	ダゾメット	1	282		244	2－チオキソ－3，5－ジメチルテトラヒド ロ－2H－1，3，5－チアジアジン	ダゾメット
					1	283		669	チオシアン酸銅（Ⅰ）	
1	245		チオ尿素		1	284		245	チオ尿素	
1	246		チオフェノール					246		
1	247		チオリン酸O－1－（4－クロロフェニル） －4－ピラゾリル－O－エチル－S－プロピ ル	ピラクロホ ス				247		
					1	285		670	チオリン酸O－4－シアノフェニル－O，O －ジメチル	シアノホス 又はC Y A P
1	248		チオリン酸O，O－ジエチル－O－（2－イ ソプロピル－6－メチル－4－ビリミジニ ル）	ダイアジノ ン	1	286		248	チオリン酸O，O－ジエチル－O－（2－イ ソプロピル－6－メチル－4－ビリミジニ ル）	ダイアジノ ン
1	249		チオリン酸O，O－ジエチル－O－（3， 5，6－トリクロロ－2－ビリジル）	クロルビリ ホス	1	287		249	チオリン酸O，O－ジエチル－O－（3， 5，6－トリクロロ－2－ビリジル）	クロルビリ ホス
1	250		チオリン酸O，O－ジエチル－O－（5－ フェニル－3－イソオキサゾリル）	イソキサチ オン	1	288		250	チオリン酸O，O－ジエチル－O－（5－ フェニル－3－イソオキサゾリル）	イソキサチ オン
1	251		チオリン酸O，O－ジメチル－O－（3－メ チル－4－ニトロフェニル）	フェントロ チオン又は M E P	1	289		251	チオリン酸O，O－ジメチル－O－（3－メ チル－4－ニトロフェニル）	フェントロ チオン又は M E P

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一種	管理 番 号	物 質 名 称	別名
1	252		チオリン酸O、OージメチルOー（3ーメチルー4ーメチルチオフェニル）	フェンチオン又はMP P	1	290		252	チオリン酸O、OージメチルOー（3ーメチルー4ーメチルチオフェニル）	フェンチオン又はMP P
1	253		チオリン酸Oー4ーブromoー2ークロロフェニルOーエチルSープロピル	プロフェノホス				253		
1	254		チオリン酸SーベンジルO、Oージイソプロピル	イプロベンホス又はI B P	1	291		254	チオリン酸SーベンジルO、Oージイソプロピル	イプロベンホス又はI B P
					1	292		671	1, 1'ー〔（1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S）ー4ー〔〔5ーデオキシー2ーOー〔2ーデオキシー2ー（メチルアミノ）ーアルファーLーグルコピラノシル〕ー3ーCーホルミルーアルファーLーリキシフラノシル〕オキシ〕ー2, 5, 6ートリヒドロキシクロヘキサンー1, 3ージイル〕ジグアニジン	ストレプトマイシン
					1	293		672	（2R, 3a S, 5a R, 5b S, 9S, 13S, 14R, 16a S, 16b R）ー2ー〔（6ーデオキシー2, 3, 4ートリーOーメチルーアルファーLーマンノピラノシル）オキシ〕ー13ー〔〔4ー（ジメチルアミノ）ー2, 3, 4, 6ーテトラデオキシーペーターDーエリトローヘキソピラノシル〕オキシ〕ー9ーエチルー14ーメチルー2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16bーテトラデカヒドロー1Hーasーインダセノ〔3, 2ーd〕オキサシクロデシンー7, 15ージオン（別名スピノシンA）及び（2S, 3a R, 5a S, 5b S, 9S, 13S, 14R, 16a S, 16b S）ー2ー〔（6ーデオキシー2, 3, 4ートリーOーメチルーアルファーLーマンノピラノシル）オキシ〕ー13ー〔〔4ー（ジメチルアミノ）ー2, 3, 4, 6ーテトラデオキシーペーターDーエリトローヘキソピラノシル〕オキシ〕ー9ーエチルー4, 14ージメチルー2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16bーテトラデカヒドロー1Hーasーインダセノ〔3, 2ーd〕オキサシクロデシンー7, 15ージオン（別名スピノシンD）の混合物	スピノサド
					1	294		673	デカナール	デシルアルデヒド
1	255		デカブromoジフェニルエーテル		1	295		255	デカブromoジフェニルエーテル	
1	256		デカン酸					256		
1	258		1, 3, 5, 7ーテトラアザトリシクロ〔3.3.1.1（3, 7）〕デカン	ヘキサメチレンテトラミン	1	296		258	1, 3, 5, 7ーテトラアザトリシクロ〔3.3.1.1（3, 7）〕デカン	ヘキサメチレンテトラミン
1	259		テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム	1	297		259	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム
1	260		テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はT P N	1	298		260	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はT P N
1	261		4, 5, 6, 7ーテトラクロロイソベンゾフランー1（3H）ーオン	フサライド	1	299		261	4, 5, 6, 7ーテトラクロロイソベンゾフランー1（3H）ーオン	フサライド
2	60				1	300		60	1, 1, 2, 2ーテトラクロロエタン	四塩化アセチレン
1	262		テトラクロロエチレン		1	301		262	テトラクロロエチレン	
1	263		テトラクロロジフルオロエタン	C F Cー112				263		
1	264		2, 3, 5, 6ーテトラクロローパラベンゾキノン					264		
					1	302		674	テトラヒドロフラン	
1	265		テトラヒドロメチル無水フタル酸		1	303		265	テトラヒドロメチル無水フタル酸	
					1	304		675	テトラフルオロエチレン	

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
					1	305		676	2，2，3，3－テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム	テトラピオン又はフルプロバネートナトリウム塩
1	266		2，3，5，6－テトラフルオロ－4－メチルベンジル＝（Z）－3－（2－クロロ－3，3，3－トリフルオロ－1－プロペニル）－2，2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン	1	306		266	2，3，5，6－テトラフルオロ－4－メチルベンジル＝（Z）－3－（2－クロロ－3，3，3－トリフルオロ－1－プロペニル）－2，2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン
					1	307		677	テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド	
1	267		3，7，9，13－テトラメチル－5，11－ジオキサ－2，8，14－トリチア－4，7，9，12－テトラアザペンタデカ－3，12－ジエン－6，10－ジオン	チオジカルブ	1	308		267	3，7，9，13－テトラメチル－5，11－ジオキサ－2，8，14－トリチア－4，7，9，12－テトラアザペンタデカ－3，12－ジエン－6，10－ジオン	チオジカルブ
1	268		テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム	1	309		268	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム
					1	310		678	1－〔（1R，2R，5S，7R）－2，6，6，8－テトラメチルトリシクロ〔5.3.1.0（1，5）〕ウンデカ－8－エン－9－イル〕エタノン	
1	269		3，7，11，15－テトラメチルヘキサデカ－1－エン－3－オール	イソフィートール				269		
					1	311		679	テルル及びその化合物	
1	270		テレフタル酸		1	312		270	テレフタル酸	
1	271		テレフタル酸ジメチル		1	313		271	テレフタル酸ジメチル	
1	272		銅水溶性塩（錯塩を除く。）		1	314		272	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	
1	273		1－ドデカノール	ノルマルドデシルアルコール	1	315		273	1－ドデカノール	ノルマルドデシルアルコール
					1	316		680	ドデカン－1－チオール	
1	274		ターシャリドデカンチオール					274		
					1	317		681	2－（N－ドデシル－N，N－ジメチルアンモニオ）アセタート	
1	275		ドデシル硫酸ナトリウム		1	318		275	ドデシル硫酸ナトリウム	
1	276		3，6，9－トリアザウンデカン－1，11－ジアミン	テトラエチレンペンタミン				276		
					1	319		682	1，3，5－トリアジン－2，4，6－トリアミン	メラミン
					1	320		683	トリイソプロパノールアミン	
1	277		トリエチルアミン		1	321		277	トリエチルアミン	
1	278		トリエチレンテトラミン					278		
					1	322		684	トリオクチルアミン	
1	279		1，1，1－トリクロロエタン		1	323		279	1，1，1－トリクロロエタン	
1	280		1，1，2－トリクロロエタン		1	324		280	1，1，2－トリクロロエタン	
1	281		トリクロロエチレン		1	325	○	281	トリクロロエチレン	
1	282		トリクロロ酢酸					282		
1	283		2，4，6－トリクロロ－1，3，5－トリアジン					283		
1	284		トリクロロトリフルオロエタン	CFC－113	1	326		284	トリクロロトリフルオロエタン	CFC－113
1	285		トリクロロニトロメタン	クロロピクリン	1	327		285	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン
1	286		（3，5，6－トリクロロ－2－ピリジル）オキシ酢酸	トリクロピル	1	328		286	（3，5，6－トリクロロ－2－ピリジル）オキシ酢酸	トリクロピル
1	287		2，4，6－トリクロロフェノール		1	329		287	2，4，6－トリクロロフェノール	
1	288		トリクロロフルオロメタン	CFC－11	1	330		288	トリクロロフルオロメタン	CFC－11
1	289		1，2，3－トリクロロプロパン		1	331		289	1，2，3－トリクロロプロパン	
1	290		トリクロロベンゼン		1	332		290	トリクロロベンゼン	
					1	333		685	N－（トリクロロメチルチオ）－1，2，3，6－テトラヒドロフタルイミド	キャプタン
					1	334		686	トリシクロ〔5.2.1.0（2，6）〕デカ－4－エン－3－イル＝プロビオナート	
1	291		1，3，5－トリス（2，3－エポキシプロピル）－1，3，5－トリアジン－2，4，6（1H，3H，5H）－トリオン					291		

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
1	292		トリブチルアミン		1	335		292	トリブチルアミン	
1	293		アルファ、アルファ、アルファートリフルオ ロ-2，6-ジニトロ-N，N-ジプロピル -バラートルイジン	トリフルラ リン	1	336		293	アルファ、アルファ、アルファートリフルオ ロ-2，6-ジニトロ-N，N-ジプロピル -バラートルイジン	トリフルラ リン
1	294		2，4，6-トリブプロモフェノール					294		
2	66				1	337		66	トリブプロモメタン	プロモホル ム
					1	338		687	トリメチルアミン	
					1	339		688	トリメチル（オクタデシル）アンモニウムの 塩	
					1	340		689	（E）-4-（2，6，6-トリメチルシク ロヘキサ-1-エン-1-イル）ブタ-3- エン-2-オン	
					1	341		690	N，N，N-トリメチルドデカン-1-アミ ニウムの塩	
1	295		3，5，5-トリメチル-1-ヘキサノール					295		
1	296		1，2，4-トリメチルベンゼン		1	342		691	トリメチルベンゼン	
1	297		1，3，5-トリメチルベンゼン							
					1	343		692	2，4，4-トリメチルペンタ-1-エン及 び2，4，4-トリメチルペンタ-2-エン の混合物	
					1	344		693	トリメトキシ-〔3-（オキシラン-2-イ ルメトキシ）プロピル〕シラン	
1	298		トリレンジイソシアネート		1	345		298	トリレンジイソシアネート	
1	299		トルイジン		1	346	○	299	トルイジン	
1	300		トルエン		1	347		300	トルエン	
1	301		トルエンジアミン					301		
					1	348		694	ナトリウム＝アルケンスルホナート（アルケ ンの炭素数が14から16までのもの及びそ の混合物に限る。）及びナトリウム＝ヒドロ キシアルカンスルホナート（アルカンの炭素 数が14から16までのもの及びその混合物 に限る。）並びにこれらの混合物	
					1	349		695	ナトリウム＝1-オキソ-1ラムダ（5）- ピリジン-2-チオラート	
					1	350		696	ナトリウム＝（ドデカノイルオキシ）ベンゼ ンスルホナート	
2	68				1	351		530	ナトリウム＝1，1'-ビフェニル-2-オ ラート	
1	302		ナフタレン		1	352		302	ナフタレン	
1	303		1，5-ナフタレンジイル＝ジイソシアネー ト					303		
1	304		鉛		1	353	○	697	鉛及びその化合物	
1	305	○	鉛化合物					306		
1	306		ニアクリル酸ヘキサメチレン					306		
1	307		ニ塩化酸化ジルコニウム					307		
1	308		ニッケル		1	354		308	ニッケル	
1	309	○	ニッケル化合物		1	355	○	309	ニッケル化合物	
1	310		ニトリロ三酢酸		1	356		698	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩	
1	311		オルト-ニトロアニソール					311		
1	312		オルト-ニトロアニリン		1	357		312	オルト-ニトロアニリン	
1	313		ニトログリセリン					313		
1	314		パラ-ニトロクロロベンゼン		1	358		314	パラ-ニトロクロロベンゼン	
1	315		オルト-ニトロトルエン					315		
1	316		ニトロベンゼン		1	359		316	ニトロベンゼン	
1	317		ニトロメタン		1	360		317	ニトロメタン	
1	318		二硫化炭素		1	361		318	二硫化炭素	
1	319		1-ノナノール	ノルマル- ノニルアル コール	1	362		319	1-ノナノール	ノルマル- ノニルアル コール
1	321		バナジウム化合物		1	363		321	バナジウム化合物	
					1	364		699	バラホルムアルデヒド	
1	322		5'-〔N，N-ビス（2-アセチルオキシ エチル）アミノ〕-2'-（2-プロモ- 4，6-ジニトロフェニルアゾ）-4'-メ トキシアセトアニリド					322		
					1	365		700	ビス（アルキル）（ジメチル）アンモニウム の塩（アルキル基の構造が直鎖であり、か つ、当該アルキル基の炭素数が12，14， 16，18又は20のもの及びその混合物に 限る。）	

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別 名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別 名
					1	366		701	2，4－ビス（イソプロピルアミノ）－6－メチルチオ－1，3，5－トリアジン	プロメトリ ン
1	323		2，4－ビス（エチルアミノ）－6－メチルチオ－1，3，5－トリアジン	シメトリン	1	367		323	2，4－ビス（エチルアミノ）－6－メチルチオ－1，3，5－トリアジン	シメトリン
					1	368		702	ビス（2－エチルヘキシル）＝（Z）－ブタ－2－エンジオアート	
1	324		1，3－ビス〔（2，3－エポキシプロピル）オキシ〕ベンゼン					324		
1	325		ビス（8－キノリノラト）銅	オキシ銅 又は有機銅	1	369		325	ビス（8－キノリノラト）銅	オキシ銅 又は有機銅
1	326		3，6－ビス（2－クロロフェニル）－1，2，4，5－テトラジン	クロフェン チジン				326		
1	327		1，2－ビス（2－クロロフェニル）ヒドラジン					327		
1	328		ビス（N，N'－ジメチルジチオカルバミン酸）亜鉛	ジラム	1	370		328	ビス（N，N'－ジメチルジチオカルバミン酸）亜鉛	ジラム
1	329		ビス（N，N'－ジメチルジチオカルバミン酸）N，N'－エチレンビス（チオカルバモイルチオ亜鉛）	ポリカーバ メート	1	371		329	ビス（N，N'－ジメチルジチオカルバミン酸）N，N'－エチレンビス（チオカルバモイルチオ亜鉛）	ポリカーバ メート
					1	372		703	ビス（2－スルフィドピリジン－1－オラト）銅	
					1	373		704	（T－4）－ビス〔2－（チオキソ－カップS）－ピリジン－1（2H）－オラト－カップO〕亜鉛（Ⅱ）	
					1	374		705	ビス（2，2，6，6－テトラメチル－4－ピペリジル）＝セバケート	
1	239		有機スズ化合物		1	375	○	706	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド	
					1	376		707	N，N－ビス（2－ヒドロキシエチル）アルカンアミド（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8，10，12，14，16又は18のもの及びその混合物に限る。）、（Z）－N，N－ビス（2－ヒドロキシエチル）オクタデカ－9－エンアミド及び（9Z，12Z）－N，N－ビス（2－ヒドロキシエチル）オクタデカ－9，12－ジエンアミド並びにこれらの混合物	
1	330		ビス（1－メチル－1－フェニルエチル）＝ペルオキシド					330		
1	331		S，S－ビス（1－メチルプロピル）＝O－エチル＝ホスホロジチオアート	カズサホス	1	377		331	S，S－ビス（1－メチルプロピル）＝O－エチル＝ホスホロジチオアート	カズサホス
1	332	○	砒素及びその無機化合物		1	378	○	332	砒素及びその無機化合物	
1	333		ヒドラジン		1	379		333	ヒドラジン	
1	334		4－ヒドロキシ安息香酸メチル					334		
					1	380		708	（1－ヒドロキシエタン－1，1－ジイル）ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	
1	335		N－（4－ヒドロキシフェニル）アセトアミド					335		
1	336		ヒドロキノ		1	381		336	ヒドロキノ	
1	337		4－ビニル－1－シクロヘキセン		1	382		337	4－ビニル－1－シクロヘキセン	
1	338		2－ビニルピリジン					338		
1	339		N－ビニル－2－ピロリドン					339		
1	340		ビフェニル		1	383		340	ビフェニル	
1	341		ビベラジン		1	384		341	ビベラジン	
					1	385		709	ビペロナール	ヘリオトロ ピン
1	342		ピリジン		1	386		342	ピリジン	
1	343		ピロカテコール	カテコール	1	387		343	ピロカテコール	カテコール
1	344		フェニルオキシラン					344		
1	345		フェニルヒドラジン					345		
1	346		2－フェニルフェノール		1	388		346	2－フェニルフェノール	
1	347		N－フェニルマレイミド		1	389		347	N－フェニルマレイミド	
1	348		フェニレンジアミン		1	390		348	フェニレンジアミン	
1	349		フェノール		1	391		349	フェノール	
1	350		3－フェノキシベンジル＝3－（2，2－ジクロロビニル）－2，2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリ ン	1	392		350	3－フェノキシベンジル＝3－（2，2－ジクロロビニル）－2，2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリ ン

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
1	351	○	1, 3－ブタジエン		1	393	○	351	1, 3－ブタジエン	
1	352		フタル酸ジアリル					352		
1	353		フタル酸ジエチル					353		
					1	394		710	フタル酸ジオクチル	
1	354		フタル酸ジノルマルーブチル		1	395		354	フタル酸ジブチル	
1	355		フタル酸ビス（2－エチルヘキシル）		1	396		355	フタル酸ビス（2－エチルヘキシル）	
1	356		フタル酸ノルマルーブチル＝ベンジル		1	397		356	フタル酸ブチル＝ベンジル	
					1	398		711	2－ターシャリーブチルアミノ－4－シクロ プロピルアミノ－6－メチルチオ－1, 3, 5－トリアジン	
1	357		2－ターシャリーブチルイミノ－3－イソブ ロピル－5－フェニルテトラヒドロ－4H－ 1, 3, 5－チアジアジン－4－オン	ブプロフェ ジン	1	399		357	2－ターシャリーブチルイミノ－3－イソブ ロピル－5－フェニルテトラヒドロ－4H－ 1, 3, 5－チアジアジン－4－オン	ブプロフェ ジン
					1	400		712	ターシャリーブチル＝2－エチルペルオキシ ヘキサノアート	
1	358		N－ターシャリーブチル－N'－（4－エチ ルベンゾイル）－3, 5－ジメチルベンゾヒ ドラジド	テブフェノ ジド	1	401		358	N－ターシャリーブチル－N'－（4－エチ ルベンゾイル）－3, 5－ジメチルベンゾヒ ドラジド	テブフェノ ジド
1	359		ノルマルーブチル－2, 3－エポキシプロピ ルエーテル					359		
1	360		N－〔1－（N－ノルマルーブチルカルバモ イル）－1H－2－ベンゾイミダゾリル〕カル バミン酸メチル	ペノミル	1	402		360	N－〔1－（N－ブチルカルバモイル）－1 H－2－ベンゾイミダゾリル〕カルバミン酸 メチル	ペノミル
1	361		ブチル＝（R）－2－〔4－（4－シアノー 2－フルオロフェノキシ）フェノキシ〕プロ ピオナート	シハロホッ ブチル	1	403		361	ブチル＝（R）－2－〔4－（4－シアノー 2－フルオロフェノキシ）フェノキシ〕プロ ピオナート	シハロホッ ブチル
1	362		1－ターシャリーブチル－3－（2, 6－ジ イソプロピル－4－フェノキシフェニル）チ オ尿素	ジアフェン チウロン	1	404		362	1－ターシャリーブチル－3－（2, 6－ジ イソプロピル－4－フェノキシフェニル）チ オ尿素	ジアフェン チウロン
					1	405		713	2－ターシャリーブチルシクロヘキシル＝ア セタート	
					1	406		714	4－ターシャリーブチルシクロヘキシル＝ア セタート	
1	363		5－ターシャリーブチル－3－（2, 4－ジ クロロ－5－イソプロポキシフェニル）－ 1, 3, 4－オキサジアゾール－2（3H） －オン	オキサジア ゾン	1	407		363	5－ターシャリーブチル－3－（2, 4－ジ クロロ－5－イソプロポキシフェニル）－ 1, 3, 4－オキサジアゾール－2（3H） －オン	オキサジア ゾン
1	364		ターシャリーブチル＝4－〔〔〔1, 3－ ジメチル－5－フェノキシ－4－ピラゾリ ル〕メチリデン〕アミノオキシ〕メチル〕ベ ンゾアート	フェンピロ キシメート				364		
					1	408		715	1－（5－ターシャリーブチル－1, 3, 4－ チアジアゾール－2－イル）－1, 3－ジ メチル尿素	テブチウロ ン
1	365		ブチルヒドロキシアニソール	BH A				365		
1	366		ターシャリーブチル＝ヒドロペルオキシド					366		
					1	409		716	2－（4－ターシャリーブチルフェニル）－ 2－シアノー3－オキソ－3－（2－トリフ ルオロメチルフェニル）プロパン酸＝2－メ トキシエチル	シフルメト フェン
					1	410		717	3－（4－ターシャリーブチルフェニル）ブ ロパナール	
					1	411		718	3－（4－ターシャリーブチルフェニル）－ 2－メチルプロパナール	
1	367		オルト－セカンダリーブチルフェノール					367		
					1	412		719	2－ターシャリーブチルフェノール	
1	368		4－ターシャリーブチルフェノール					368		
1	369		2－（4－ターシャリーブチルフェノキシ） シクロヘキシル＝2－プロピニル＝スル フィット	プロバル ギット又は B P P S	1	413		369	2－（4－ターシャリーブチルフェノキシ） シクロヘキシル＝2－プロピニル＝スル フィット	プロバル ギット又は B P P S
1	370		2－ターシャリーブチル－5－（4－ター シャリーブチルベンジルチオ）－4－クロロ －3（2H）－ピリダジノン	ピリダベン				370		
1	371		N－（4－ターシャリーブチルベンジル）－ 4－クロロ－3－エチル－1－メチルピラ ゾール－5－カルボキサミド	テブフェン ピラド				371		

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
1	372		N－（ターシャリーブチル）－2－ベンゾチ アゾールスルフェンアミド					372		
1	373		2－ターシャリーブチル－5－メチルフェ ノール					373		
1	374		ふっ化水素及びその水溶性塩		1	414		374	ふっ化水素及びその水溶性塩	
1	375		2－ブテナール		1	415		375	2－ブテナール	
					1	416		720	2－ターシャリーブトキシエタノール	
1	376		N－ブトキシメチル－2－クロロ－2'， 6'－ジエチルアセトアニリド	ブタクロー ル	1	417		376	N－ブトキシメチル－2－クロロ－2'， 6'－ジエチルアセトアニリド	ブタクロー ル
1	377		フラン					377		
					1	418		721	フルフラール	
1	378		N，N'－プロピレンビス（ジチオカルバミ ン酸）と亜鉛の重合物	プロピネブ	1	419		378	N，N'－プロピレンビス（ジチオカルバミ ン酸）と亜鉛の重合物	プロピネブ
1	379		2－プロピン－1－オール					379		
1	380		ブロモクロロジフルオロメタン	ハロン－1 2 1 1	1	420		380	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロン－1 2 1 1
					1	421		722	4－ブロモ－2－（4－クロロフェニル）－ 1－エトキシメチル－5－（トリフルオロメ チル）ピロール－3－カルボニトリル	クロルフェ ナビル
					1	422		723	3－ブロモ－N－〔4－クロロ－2－メチル －6－（メチルカルバモイル）フェニル〕－ 1－（3－クロロピリジン－2－イル）－1 H－ピラゾール－5－カルボキサミド	クロラント ラニブ ロール
1	381		ブロモジクロロメタン		1	423		381	ブロモジクロロメタン	
1	382		ブロモトリフルオロメタン	ハロン－1 3 0 1	1	424		382	ブロモトリフルオロメタン	ハロン－1 3 0 1
1	383		5－ブロモ－3－セカンダリーブチル－6－ メチル－1，2，3，4－テトラヒドロピリ ミジン－2，4－ジオン	ブロマシル	1	425		383	5－ブロモ－3－セカンダリーブチル－6－ メチル－1，2，3，4－テトラヒドロピリ ミジン－2，4－ジオン	ブロマシル
					1	426		724	3－（3－ブロモ－6－フルオロ－2－メチ ルインドール－1－イルスルホニル）－N， N－ジメチル－1，2，4－トリアゾール－ 1－スルホンアミド	アミスルブ ロム
1	384		1－ブロモプロパン		1	427		384	1－ブロモプロパン	
1	385	○	2－ブロモプロパン		1	428	○	385	2－ブロモプロパン	
1	386		ブロモメタン	臭化メチル	1	429		386	ブロモメタン	臭化メチル
1	387		ヘキサキス（2－メチル－2－フェニルプロ ピル）ジスタノキサン	酸化フェン ブタスズ				387		
1	388		6，7，8，9，10，10－ヘキサクロロ －1，5，5a，6，9，9a－ヘキサヒド ロ－6，9－メタノ－2，4，3－ベンゾジ オキサチエピン＝3－オキシド	エンドスル ファン又は ベンゾエピ ン	1	430		388	6，7，8，9，10，10－ヘキサクロロ －1，5，5a，6，9，9a－ヘキサヒド ロ－6，9－メタノ－2，4，3－ベンゾジ オキサチエピン＝3－オキシド	エンドスル ファン又は ベンゾエピ ン
1	389		ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝クロ リド		1	431		389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝クロ リド	
					1	432		725	ヘキサヒドロ－1，3，5－トリス（2－ヒ ドロキシエチル）－1，3，5－トリアジン	
					1	433		726	4，6，6，7，8，8－ヘキサメチル－ 1，3，4，6，7，8－ヘキサヒドロシク ロペンタ〔g〕イソクロメン	
1	390		ヘキサメチレンジアミン		1	434		390	ヘキサメチレンジアミン	
1	391		ヘキサメチレン＝ジイソシアネート		1	435		391	ヘキサメチレン＝ジイソシアネート	
1	392		ノルマル－ヘキサン		1	436		392	ヘキサン	
					1	437		727	ヘキサンジヒドラジド	
					1	438		728	ヘキシル＝2－ヒドロキシベンゾアート	
					1	439		729	1－ヘキセン	
1	393		ベタナフトール		1	440		393	ベタナフトール	
					1	441		730	1，4，5，6，7，8，8－ヘプタクロロ －2，3－エポキシ－2，3，3a，4， 7，7a－ヘキサヒドロ－4，7－メタノ－ 1H－インデン	ヘプタクロ ルエポキシ ド
					1	442		731	ヘプタン	
					1	443		732	5－ヘプチルオキシラン－2－オン	
1	394	○	ベリリウム及びその化合物		1	444	○	394	ベリリウム及びその化合物	
1	395		ペルオキシニ硫酸の水溶性塩		1	445		395	ペルオキシニ硫酸の水溶性塩	

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
					1	446		733	ペルフルオロオクタン酸（別名P F O A）及びその塩	
1	396		ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）	P F O S	1	447		396	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）	P F O S
1	397	○	ベンジリジン=トリクロリド		1	448	○	397	ベンジリジン=トリクロリド	
					1	449		734	2-ベンジリデンオクタナール	
1	398		ベンジル=クロリド	塩化ベンジル	1	450		398	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル
1	399		ベンズアルデヒド		1	451		399	ベンズアルデヒド	
1	400	○	ベンゼン		1	452	○	400	ベンゼン	
1	401		1，2，4-ベンゼントリカルボン酸1，2-無水物		1	453		401	1，2，4-ベンゼントリカルボン酸1，2-無水物	
					1	454		735	3-（1，3-ベンゾジオキソール-5-イル）-2-メチルプロパナール	
1	402		2-（2-ベンゾチアゾリルオキシ）-N-メチルアセトアニリド	メフェナセット	1	455		402	2-（2-ベンゾチアゾリルオキシ）-N-メチルアセトアニリド	メフェナセット
1	403		ベンゾフェノン		1	456		403	ベンゾフェノン	
1	404		ペンタクロロフェノール		1	457	○	404	ペンタクロロフェノール	
1	405		ほう素化合物		1	458		405	ほう素化合物	
1	406		ポリ塩化ビフェニル	P C B	1	459	○	406	ポリ塩化ビフェニル	P C B
1	407		ポリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）		1	460		407	ポリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）	
1	408		ポリ（オキシエチレン）=オクチルフェニルエーテル		1	461		408	ポリ（オキシエチレン）=アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が8のものに限る。）	
1	410		ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル		1	462		410	ポリ（オキシエチレン）=アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）	
1	409		ポリ（オキシエチレン）=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		1	463		409	ポリ（オキシエチレン）=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	
1	411	○	ホルムアルデヒド		1	464	○	411	ホルムアルデヒド	
1	412		マンガン及びその化合物		1	465		412	マンガン及びその化合物	
					1	466		736	無水酢酸	
1	413		無水フタル酸		1	467		413	無水フタル酸	
1	414		無水マレイン酸					414		
1	415		メタクリル酸		1	468		415	メタクリル酸	
1	416		メタクリル酸2-エチルヘキシル					416		
1	417		メタクリル酸2，3-エポキシプロピル					417		
1	418		メタクリル酸2-（ジメチルアミノ）エチル					418		
1	419		メタクリル酸ノルマル-ブチル					419		
1	420		メタクリル酸メチル		1	469		420	メタクリル酸メチル	
1	421		4-メチリデンオキセタン-2-オン					421		
1	422		（Z）-2'-メチルアセトフェノン=4，6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン	1	470		422	（Z）-2'-メチルアセトフェノン=4，6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン
1	423		メチルアミン					423		
1	424		メチル=イソチオシアネート		1	471		424	メチル=イソチオシアネート	
					1	472		737	メチルイソブチルケトン	
					1	473		738	メチル=2-（3-オキソ-2-ベンチルシクロペンチル）アセタート	
					1	474		739	2-〔メチル-〔（Z）-オクタデカ-9-エノイル〕アミノ〕酢酸	オレオイルザルコシン
1	425		N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル	イソプロカルブ又はM I P C				425		
1	426		N-メチルカルバミン酸2，3-ジヒドロ-2，2-ジメチル-7-ベンゾ〔b〕フラニル	カルボフラン	1	475		426	N-メチルカルバミン酸2，3-ジヒドロ-2，2-ジメチル-7-ベンゾ〔b〕フラニル	カルボフラン
1	427		N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	カルバリル又はN A C	1	476		427	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	カルバリル又はN A C
1	428		N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル	フェノブカルブ又はB P M C	1	477		428	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル	フェノブカルブ又はB P M C

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質						
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	
1	429		メチル＝3－クロロ－5－（4，6－ジメトキシ－2－ピリミジニルカルバモイルスルファモイル）－1－メチルピラゾール－4－カルボキシラート	ハロスルフロンメチル				429			
1	430		メチル＝（S）－7－クロロ－2，3，4a，5－テトラヒドロ－2－〔メトキシカルボニル（4－トリフルオロメトキシフェニル）カルバモイル〕インデノ〔1，2－e〕〔1，3，4〕オキサジアジン－4a－カルボキシラート	インドキサカルブ				430			
1	431		メチル＝（E）－2－〔2－〔6－（2－シアノフェノキシ）ピリミジン－4－イルオキシ〕フェニル〕－3－メトキシアクリラート	アゾキストロビン	1	478		431	メチル＝（E）－2－〔2－〔6－（2－シアノフェノキシ）ピリミジン－4－イルオキシ〕フェニル〕－3－メトキシアクリラート	アゾキストロビン	
1	432		3－メチル－1，5－ジ（2，4－キシリル）－1，3，5－トリアザベンタ－1，4－ジエン	アミトラズ				432			
1	433		N－メチルジチオカルバミン酸	カーバム	1	479		433	N－メチルジチオカルバミン酸	カーバム	
					1	480		740	N－メチルジチオカルバミン酸ナトリウム	メタムナトリウム塩	
					1	481		741	N－メチルジデカン－1－イルアミン		
1	434		メチル－N'，N'－ジメチル－N－〔（メチルカルバモイル）オキシ〕－1－チオオキサムイミデート	オキサミル				434			
1	435		メチル＝2－（4，6－ジメトキシ－2－ピリミジニルオキシ）－6－〔1－（メトキシイミノ）エチル〕ベンゾアート	ピリミノバックメチル				435			
1	436		アルファ－メチルスチレン		1	482		436	アルファ－メチルスチレン		
					1	483		742	2－メチルチオ－4－エチルアミノ－6－（1，2－ジメチルプロピルアミノ）－s－トリアジン	ジメタメトリン	
1	437		3－メチルチオプロパナール					437			
					1	484		743	メチル＝ドデカノアート		
					1	485		744	（E）－3－メチル－4－（2，6，6－トリメチルシクロヘキサ－2－エン－1－イル）プタ－3－エン－2－オン		
1	438		メチルナフタレン		1	486		438	メチルナフタレン		
					1	487		745	（RS）－1－メチル－2－ニトロ－3－（テトラヒドロ－3－フリルメチル）グアニジン	ジノテフラン	
1	439		3－メチルピリジン		1	488		439	3－メチルピリジン		
					1	489		746	N－メチル－2－ピロリドン		
1	440		1－メチル－1－フェニルエチル＝ヒドロペルオキシド					440			
					1	490		747	2－メチルプロパン－2－チオール		
1	441		2－（1－メチルプロピル）－4，6－ジニトロフェノール					441			
2	95				1	491		95	メチル＝ベンゾイミダゾール－2－イルカルバマート	カルペンダジム	
					1	492		748	3－メチルペンタ－3－エン－2－オンと3－メチリデン－7－メチルオクタ－1，6－ジエンの反応生成物であって、1－（2，3，8，8－テトラメチル－1，2，3，4，5，6，7，8－オクタヒドロ－2－ナフチル）エタノン、1－（2，3，8，8－テトラメチル－1，2，3，4，6，7，8，8a－オクタヒドロ－2－ナフチル）エタノン及び1－（2，3，8，8－テトラメチル－1，2，3，5，6，7，8，8a－オクタヒドロ－2－ナフチル）エタノンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの		
1	442		2－メチル－N－〔3－（1－メチルエトキシ）フェニル〕ベンズアミド	メプロニル	1	493		442	2－メチル－N－〔3－（1－メチルエトキシ）フェニル〕ベンズアミド	メプロニル	
1	443		S－メチル－N－（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミデート	メソミル	1	494		443	S－メチル－N－（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミデート	メソミル	

現行物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
1	444		メチル＝（E）－メトキシイミノ－〔2－ 〔〔〔（E）－1－〔3－（トリフルオロ メチル）フェニル〕エチリデン〕アミノ〕オ キシ〕メチル〕フェニル〕アセタート	トリフロキ シストロビ ン	1	495		444	メチル＝（E）－メトキシイミノ－〔2－ 〔〔〔〔（E）－1－〔3－（トリフルオロ メチル）フェニル〕エチリデン〕アミノ〕オ キシ〕メチル〕フェニル〕アセタート	トリフロキ シストロビ ン
1	445		メチル＝（E）－メトキシイミノ〔2－（オル トートリルオキシメチル）フェニル〕アセ タート	クレソキシ ムメチル	1	496		445	メチル＝（E）－メトキシイミノ〔2－（オル トートリルオキシメチル）フェニル〕アセ タート	クレソキシ ムメチル
1	446		4，4′－メチレンジアニリン		1	497		446	4，4′－メチレンジアニリン	
1	447		メチレンビス（4，1－シクロヘキシレン） ＝ジイソシアネート					447		
1	448		メチレンビス（4，1－フェニレン）＝ジイ ソシアネート		1	498		448	メチレンビス（4，1－フェニレン）＝ジイ ソシアネート	
					1	499		749	3－メトキシアニリン	
					1	500		750	（E）－2－メトキシイミノ－N－メチル－ 2－（2－フェノキシフェニル）アセトアミ ド	メトミノス トロピン
					1	501		751	2－（2－メトキシエトキシ）エタノール	
1	449		3－メトキシカルボニルアミノフェニル＝ 3′－メチルカルバニラート	フェンメ ディファム	1	502		449	3－メトキシカルボニルアミノフェニル＝ 3′－メチルカルバニラート	フェンメ ディファム
1	450		N－（6－メトキシ－2－ピリジル）－N－ メチルチオカルバミン酸O－3－ターシャリ －ブチルフェニル	ピリブチカ ルブ	1	503		450	N－（6－メトキシ－2－ピリジル）－N－ メチルチオカルバミン酸O－3－ターシャリ －ブチルフェニル	ピリブチカ ルブ
1	451		2－メトキシ－5－メチルアニリン					451		
					1	504		752	1－メトキシ－2－（2－メトキシエトキシ） エタン	
1	452		2－メルカプトベンゾチアゾール					452		
1	453		モリブデン及びその化合物		1	505		453	モリブデン及びその化合物	
1	454		2－（モルホリノジチオ）ベンゾチアゾール					454		
1	455		モルホリン					455		
					1	506		753	硫化（2，4，4－トリメチルペンテン）	
					1	507		754	硫酸ジメチル	
1	456		りん化アルミニウム		1	508		456	りん化アルミニウム	
2	100				1	509		562	りん酸ジブチル＝フェニル	
1	457		りん酸ジメチル＝2，2－ジクロロビニル	ジクロルボ ス又はDD VP	1	510		457	りん酸ジメチル＝2，2－ジクロロビニル	ジクロルボ ス又はDD VP
1	458		りん酸トリス（2－エチルヘキシル）		1	511		458	りん酸トリス（2－エチルヘキシル）	
1	459		りん酸トリス（2－クロロエチル）		1	512		459	りん酸トリス（2－クロロエチル）	
1	460		りん酸トリトリル		1	513		460	りん酸トリトリル	
1	461		りん酸トリフェニル		1	514		461	りん酸トリフェニル	
1	462		りん酸トリ－ノルマル－ブチル		1	515		462	りん酸トリブチル	

2. 第二種指定化学物質（新旧対照表）

●現行物質（2008（H20）年度改正施行令第二種指定化学物質）の一覧リストは以下をご参照ください。
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/pdf/sin2shu.pdf

●令和3年10月に化管法改正施行令が公布され、指定化学物質が見直しされ、第二種指定化学物質は現行の100物質から134物質となります。2021（R3）年度改正施行令の施行日は令和5年4月1日となります。

●改正により、現行物質から除外される物質、新たに追加される物質等がありますのでご注意ください。

注1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）

を1質量％以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量％以上）含む製品が化管法適用対象です。

注2：グレー着色：2021年度見直しにおいて除外された物質

緑着色：2021年度見直しにおいて第一種指定化学物質となった物質

水色着色：2021年度見直しにおいて指定範囲の変更がなく名称のみ変更された物質

（令和4年1月）

現行物質 2008（H20）年度改正施行令指定化学物質				改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第二種指定化学物質			
種	号 番 号	物 質 名 称	別 名	種	号 番 号	物 質 名 称	別 名
1	6			2	1 6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	
				2	2 755	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル	
2	1	アセトアミド			463		
2	2	パラ-アニシジン			464		
1	19			2	3 19	1-アミノ-9, 10-アントラキノ	
				2	4 756	2-アミノ-3-クロロ-1, 4-ナフトキノ	ACN
2	3	5-アミノ-1-（2, 6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル）-4-エチルスルフィニル-1H-ピラゾール-3-カルボニトリル	エチプロール		465		
2	4	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール	アミトロール		466		
2	5	3'-アミノ-4'-メトキシアセトアニリド			467		
2	6	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン			468		
2	7	アルキル硫酸エステルナトリウム（アルキル基の炭素数16から18までのもの及びその混合物に限る。）			469		
				2	5 757	イソプロピルアンモニウム＝（RS）-2-（4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル）ニコチナート	イマザビル又はイマザビルイソプロピルアミン塩
1	42			2	6 42	2-イミダゾリジンチオン	
1	43			2	7 43	1, 1'-[イミノジ（オクタメチレン）]ジグアニジン	イミノクタジン
2	8	ウレタン			470		
2	9	N-エチルアニリン			471		
2	10	2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	アメトリン		472		
2	11	エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート	デスメディファム		473		
				2	8 758	エチルメチルケトンペルオキシド	
2	12	N-〔3-（1-エチル-1-メチルプロピル）-1, 2-オキサゾール-5-イル〕-2, 6-ジメトキシベンズアミド	イソキサベン		474		
				2	9 759	6-エトキシ-1, 2-ジヒドロ-2, 2, 4-トリメチルキノリン	エトキシキン
2	13	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1, 2, 4-チアジアゾール	エクロメゾール		475		
2	14	1, 2-エボキシ-3-（トリルオキシ）プロパン		2	10 476	1, 2-エボキシ-3-（トリルオキシ）プロパン	
1	67			2	11 67	2, 3-エボキシ-1-プロパノール	

現行物質 2008（H20）年度改正施行令指定化学物質				改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第二種指定化学物質				
種	号 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
1	70			2	12	70	エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物
				2	13	760	塩化ベンゾイル	
2	15	4, 4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド				477		
				2	14	761	オクタン	
				2	15	762	オクタン-1-チオール	
2	16	クロロアセトアルデヒド				478		
				2	16	763	（2-クロロエチル）トリメチルアンモニウム＝クロリド	
				2	17	764	クロロシクロヘキサン	
2	17	（RS）-1-〔3-クロロ-4-（1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ）フェニル〕-3-（2, 6-ジフルオロベンゾイル）ウレア	ノバルロン	2	18	479	（RS）-1-〔3-クロロ-4-（1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ）フェニル〕-3-（2, 6-ジフルオロベンゾイル）尿素	ノバルロン
				2	19	765	1-〔4-〔2-クロロ-4-（トリフルオロメチル）フェノキシ〕-2-フルオロフェニル〕-3-（2, 6-ジフルオロベンゾイル）尿素	フルフェノクスロン
2	18	（1'-S-トランス）-7-クロロ-2', 4, 6-トリメトキシ-6'-メチルスビロ〔ベンゾフラン-2（3H）, 1'-シクロヘキサ-2'-エン〕-3, 4'-ジオン	グリセオフルビン			480		
1	109			2	20	109	オルトクロロトルエン	
1	110			2	21	110	パラクロロトルエン	
2	19	1-クロロナフタレン				481		
				2	22	766	（E）-N-〔（6-クロロ-3-ピリジル）メチル〕-N-エチル-N'-メチル-2-ニトロエテン-1, 1-ジアミン	ニテンピラム
1	114			2	23	114	（RS）-2-〔2-（3-クロロフェニル）-2, 3-エポキシプロピル〕-2-エチルインダン-1, 3-ジオン	インダノファン
1	116			2	24	116	（4RS, 5RS）-5-（4-クロロフェニル）-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチアゾクス
				2	25	767	N-（4-クロロフェニル）-1-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキシミド	クロルフタリム
				2	26	768	1-（4-クロロフェニル）-3-（2, 6-ジフルオロベンゾイル）尿素	ジフルベンズロン
				2	27	769	4-〔3-（4-クロロフェニル）-3-（3, 4-ジメトキシフェニル）アクリロイル〕モルホリン	ジメトモルフリン
1	118			2	28	118	2-（4-クロロフェニル）-2-（1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル）ヘキサンニトリル	ミクロブタニル
				2	29	770	4-クロロフェニル＝2, 4, 5-トリクロロフェニル＝スルホン	テトラジホン
1	119			2	30	119	（RS）-4-（4-クロロフェニル）-2-フェニル-2-（1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル）ブチロニトリル	フェンブコナゾール
				2	31	771	〔2-〔3-（4-クロロフェニル）プロピル〕-2, 4, 4-トリメチル-1, 3-オキサゾリジン-3-イル〕（1H-イミダゾール-1-イル）メタノン	
				2	32	772	3-クロロ-1, 2-プロパンジオール	
1	131			2	33	131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	
				2	34	773	（5-クロロ-2-メトキシ-4-メチルピリジン-3-イル）（2, 3, 4-トリメトキシ-6-メチルフェニル）メタノン	ピリオフェノン
2	20	酢酸ベンジル		2	35	482	酢酸ベンジル	
2	21	サフロール				483		
1	137			2	36	137	シアナミド	
1	138			2	37	138	（RS）-2-シアノ-N-〔（R）-1-（2, 4-ジクロロフェニル）エチル〕-3, 3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット

現行物質 2008（H20）年度改正施行令指定化学物質				改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第二種指定化学物質				
種	号 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
				2	38	774	（RS）－アルファーシアノ－3－フェノキシベンジル＝N－（2－クロロ－アルファ，アルファ，アルファトリフルオロ－パラ－トリル）－D－バリナート	フルバリネート
2	22	（S）－アルファーシアノ－3－フェノキシベンジル＝（S）－2－（4－クロロフェニル）－3－メチルブチラート	エスフェンバレート			484		
				2	39	775	アルファーシアノ－3－フェノキシベンジル＝3－（2，2－ジクロロビニル）－2，2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シベルメトリン
1	139			2	40	139	（S）－アルファーシアノ－3－フェノキシベンジル＝（1R，3S）－2，2－ジメチル－3－（1，2，2，2－テトラプロモエチル）シクロプロパンカルボキシラート	トラロメトリン
1	140			2	41	140	（RS）－アルファーシアノ－3－フェノキシベンジル＝2，2，3，3－テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンプロパトリン
2	23	アルファーシアノ－4－フルオロ－3－フェノキシベンジル＝3－（2，2－ジクロロビニル）－2，2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シフルトリン	2	42	485	アルファーシアノ－4－フルオロ－3－フェノキシベンジル＝3－（2，2－ジクロロビニル）－2，2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シフルトリン
				2	43	776	1－〔2－（シクロプロピルカルボニル）アニリノスルホニル〕－3－（4，6－ジメトキシピリミジン－2－イル）尿素	シクロスルファムロン
				2	44	777	4－シクロプロピル－6－メチル－N－フェニルピリミジン－2－アミン	シプロジニル
1	155			2	45	155	N－（シクロヘキシルチオ）フタルイミド	
2	24	トランス－1，2－ジクロロエチレン				486		
2	25	ジクロロ酢酸				487		
2	26	1－（3，5－ジクロロ－2，4－ジフルオロフェニル）－3－（2，6－ジフルオロベンゾイル）尿素	テフルベンズロン	2	46	488	1－（3，5－ジクロロ－2，4－ジフルオロフェニル）－3－（2，6－ジフルオロベンゾイル）尿素	テフルベンズロン
2	27	1，3－ジクロロ－5，5－ジメチルイミダゾリジン－2，4－ジオン		2	47	489	1，3－ジクロロ－5，5－ジメチルイミダゾリジン－2，4－ジオン	
2	28	2－〔4－（2，4－ジクロロメタートルオイル）－1，3－ジメチル－5－ピラゾリルオキシ〕－4－メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ			490		
2	29	2，4－ジクロロ－1－ニトロベンゼン				491		
2	30	2，2－ジクロロ－N－〔2－ヒドロキシ－1－（ヒドロキシメチル）－2－（4－ニトロフェニル）エチル〕アセトアミド	クロラムフェニコール			492		
2	31	N－（2，3－ジクロロ－4－ヒドロキシフェニル）－1－メチルシクロヘキサンカルボキサミド	フェンヘキサミド	2	48	493	N－（2，3－ジクロロ－4－ヒドロキシフェニル）－1－メチルシクロヘキサンカルボキサミド	フェンヘキサミド
2	32	2，4'－ジクロロ－アルファー（5－ピリミジニル）ベンズヒドリル＝アルコール	フェナリモル			494		
1	170			2	49	170	（RS）－2－（2，4－ジクロロフェニル）－3－（1H－1，2，4－トリアゾール－1－イル）プロピル＝1，1，2，2－テトラフルオロエチル＝エーテル	テトラコナゾール
2	33	2－（2，4－ジクロロフェニル）－1－（1H－1，2，4－トリアゾール－1－イル）－2－ヘキサノール	ヘキサコナゾール			495		
2	34	2，4－ジクロロフェノール				496		
2	35	（RS）－2－（2，4－ジクロロフェノキシ）プロピオン酸	ジクロルプロップ			497		
2	36	1，3－ジクロロ－2－プロパノール				498		
2	37	（RS）－1－〔2，5－ジクロロ－4－（1，1，2，3，3，3－ヘキサフルオロプロポキシ）フェニル〕－3－（2，6－ジフルオロベンゾイル）ウレア	ルフェヌロン	2	50	499	（RS）－1－〔2，5－ジクロロ－4－（1，1，2，3，3，3－ヘキサフルオロプロポキシ）フェニル〕－3－（2，6－ジフルオロベンゾイル）尿素	ルフェヌロン
2	38	3，3'－ジクロロベンジジン二塩酸塩				500		
1	189			2	51	189	N，N－ジシクロヘキシル－2－ベンゾチアゾルスルフェンアミド	
1	193			2	52	193	ジチオりん酸O，O－ジエチル－S－（2－エチルチオエチル）	エチルチオメトン又はジスルホトン
2	39	ジナトリウム＝4－アミノ－3－〔4'－（2，4－ジアミノフェニルアゾ）－1，1'－ビフェニル－4－イルアゾ〕－5－ヒドロキシ－6－フェニルアゾ－2，7－ナフタレンジルスルホナート	C Iダイレクトブラック38	2	53	501	ジナトリウム＝4－アミノ－3－〔4'－（2，4－ジアミノフェニルアゾ）－1，1'－ビフェニル－4－イルアゾ〕－5－ヒドロキシ－6－フェニルアゾ－2，7－ナフタレンジルスルホナート	C Iダイレクトブラック38

現行物質 2008（H20）年度改正施行令指定化学物質				改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第二種指定化学物質				
種	号 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
2	40	ジナトリウム＝8－〔3, 3'－ジメチル－4'－〔4－〔（パラトリル）スルホニルオキシ〕フェニルアゾ〕－1, 1'－ビフェニル－4－イルアゾ〕－7－ヒドロキシ－1, 3－ナフタレンジスルホナート	C I アシッド レッド114			502		
2	41	2, 4－ジニトロアニリン				503		
2	42	ジニトロナフタレン				504		
2	43	メタ－ジニトロベンゼン				505		
				2	54	778	〔3－（4, 5－ジヒドロイソオキサゾール－3－イル）－4－メシル－2－メチルフェニル〕（5－ヒドロキシ－1－メチルピラゾール－4－イル）メタノン	
2	44	2, 3－ジヒドロ－6－プロピル－2－チオキソ－4（1H）－ピリミジノン	プロピルチオ ウラシル			506		
1	204			2	55	204	ジフェニルエーテル	
1	205			2	56	205	1, 3－ジフェニルグアニジン	
				2	57	779	2', 4'－ジフルオロ－2－（3－トリフルオロメチルフェノキシ）ニコチンアニリド	
2	45	1, 2－ジプロモエタン	E D B又は二 臭化エチレン			507		
2	46	1, 4－ジプロモブタン				508		
2	47	2, 3－ジプロモ－1－プロパノール				509		
2	48	1, 3－ジプロモプロパン				510		
2	49	ジベンジルエーテル				511		
2	50	2, 3－ジメチルアニリン				512		
1	216			2	58	216	N, N－ジメチルアニリン	
2	51	〔4－〔4－（ジメチルアミノ）フェニル〕（フェニル）メチリデン〕シクロヘキサ－2, 5－ジエン－1－イリデン〕（ジメチル）アンモニウム＝クロリド	マラカイトグ リーン塩酸塩			513		
				2	59	780	3, 7－ジメチルオクタ－1, 6－ジエン－3－イル＝アセタート	酢酸リナリル
				2	60	781	（E）－3, 7－ジメチルオクタ－2, 6－ジエン－1－オール	ゲラニオール
2	52	ジメチルカルバモイル＝クロリド				514		
				2	61	782	S, S'－ジメチル＝2－ジフルオロメチル－4－イソブチル－6－トリフルオロメチルピリジン－3, 5－ジカルボチオアート	ジチオピル
				2	62	783	N, N－ジメチルテトラデカン－1－アミン	
				2	63	784	（RS）－N－〔2－（3, 5－ジメチルフェノキシ）－1－メチルエチル〕－6－（1－フルオロ－1－メチルエチル）－1, 3, 5－トリアジン－2, 4－ジアミン	トリアジフラム
				2	64	785	2, 2－ジメチルブタン酸＝3－（2, 4－ジクロロフェニル）－2－オキソ－1－オキサスピロ〔4. 5〕デカ－3－エン－4－イル	スピロジクロフェン
2	53	O, O－ジメチル－O－（3－メチル－4－メチルスルフィニルフェニル）－チオホスフェイト	メスルフェン ホス			515		
1	234			2	65	234	臭素	
2	54	臭素化ビフェニル（臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。）				516		
1	235			2	66	235	臭素酸の水溶性塩	
2	55	2－（1, 3－チアゾール－4－イル）－1H－ベンゾイミダゾール				517		
2	56	チオアセトアミド				518		
2	57	2－（チオシアナートメチルチオ）－1, 3－ベンゾチアゾール	T C M T B			519		
2	58	チオリン酸O, O－ジエチル－O－（6－オキソ－1－フェニル－1, 6－ジヒドロ－3－ピリダジニル）	ピリダフェン チオン			520		
2	59	チオリン酸O－3, 5, 6－トリクロロ－2－ピリジル－O, O－ジメチル	クロルピリホ スメチル			521		
1	253			2	67	253	チオリン酸O－4－プロモ－2－クロロフェニル－O－エチル－S－プロピル	プロフェノホス
				2	68	786	デカヒドロナフタレン	
2	60	1, 1, 2, 2－テトラクロロエタン				522		

現行物質 2008（H20）年度改正施行令指定化学物質				改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第二種指定化学物質				
種	号 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
2	61	テトラナトリウム＝3, 3'－〔（3, 3'－ジメトキシ－4, 4'－ビフェニリレン）ビス（アゾ）〕ビス（5－アミノ－4－ヒドロキシ－2, 7－ナフタレンジルスホナート）	C Iダイレクトブルー15			523		
2	62	テトラブロモメタン				524		
2	63	オルト－テルフェニル				525		
1	276			2	69	276	3, 6, 9－トリアザウンデカン－1, 11－ジアミン	テトラエチレンペンタミン
1	278			2	70	278	トリエチレンテトラミン	
2	64	1, 1, 1－トリクロロ－2, 2－ビス（4－メトキシフェニル）エタン	メトキシクロル			526		
1	291			2	71	291	1, 3, 5－トリリス（2, 3－エポキシプロピル）－1, 3, 5－トリアジン－2, 4, 6（1H, 3H, 5H）－トリオン	
				2	72	787	1, 3, 5－トリリス〔3－（ジメチルアミノ）プロピル〕ヘキサヒドロ－1, 3, 5－トリアジン	
2	65	トリス（N, N－ジメチルジチオカルバメート）鉄	ファーバム			527		
				2	73	788	2, 4, 6－トリニトロトルエン	
1	294			2	74	294	2, 4, 6－トリプロモフェノール	
2	66	トリプロモメタン	プロモホルム			528		
				2	75	789	（1R, 2R, 4R）－1, 7, 7－トリメチルビシクロ〔2. 2. 1〕ヘプタン－2－イル＝アセタート及び（1S, 2S, 4S）－1, 7, 7－トリメチルビシクロ〔2. 2. 1〕ヘプタン－2－イル＝アセタートの混合物	イソボルニル＝アセタート
1	295			2	76	295	3, 5, 5－トリメチル－1－ヘキサノール	
1	301			2	77	301	トルエンジアミン	
2	67	ナトリウム＝3－〔〔N－〔4－〔〔4－（ジメチルアミノ）フェニル〕〔4－〔N－エチル－N－〔（3－スルホナトフェニル）メチル〕アミノ〕フェニル〕メチレン〕－2, 5－シクロヘキサジエン－1－イリデン〕－N－エチルアンモニオ〕メチル〕ベンゼンスルホナート	C Iアシッドパイオレット49			529		
2	68	ナトリウム＝1, 1'－ビフェニル－2－オラート				530		
1	306			2	78	306	ニアクリル酸ヘキサメチレン	
2	69	メタ－ニトロアニリン				531		
				2	79	790	ニトロエタン	
2	70	N－ニトロソジフェニルアミン				532		
1	315			2	80	315	オルト－ニトロトルエン	
2	71	メタ－ニトロトルエン				533		
2	72	パラ－ニトロフェノール				534		
				2	81	791	ノナン	
2	73	バリゴルスカイト	アタバルジャイト			535		
2	74	3, 3－ビス（4－ヒドロキシフェニル）－1, 3－ジヒドロイソベンゾフラン－1－オン	フェノールフタレイン			536		
				2	82	792	2, 2－ビス（プロモメチル）プロパン－1, 3－ジオール	ジプロモネオペンチルグリコール
1	330			2	83	330	ビス（1－メチル－1－フェニルエチル）＝ペルオキシド	
				2	84	793	ビス（りん酸）三亜鉛	
				2	85	794	4－ヒドロキシ安息香酸プロピル	パラオキシ安息香酸プロピル
				2	86	795	2－ヒドロキシ安息香酸（Z）－3－ヘキセニル	
1	334			2	87	334	4－ヒドロキシ安息香酸メチル	
1	338			2	88	338	2－ビニルピリジン	
2	75	4, 4'－ビピリジル				537		
2	76	1－（4－ビフェニルオキシ）－3, 3－ジメチル－1－（1H－1, 2, 4－トリアゾール－1－イル）－2－ブタノール	ビテルタノール			538		
2	77	パラ－フェネチジン				539		
				2	89	796	2－フェノキシエチル＝イソブチレート	
				2	90	797	フェノチアジン	

現行物質 2008（H20）年度改正施行令指定化学物質				改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第二種指定化学物質				
種	号 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	管 理 番 号	物 質 名 称	別名
				2	91	798	ブター２－イン－１，４－ジオール	
1	352			2	92	352	フタル酸ジアリル	
				2	93	799	フタル酸ジイソブチル	
1	353			2	94	353	フタル酸ジエチル	
2	78	フタル酸ジシクロヘキシル				540		
				2	95	800	フタル酸ジトリデシル	
				2	96	801	N－ブチル－N－エチル－アルファ，アルファ， アルファートリフルオロー２，６－ジニトロ－パ ラートルイジン	ベスロジン又 はベンフルラ リン
1	359			2	97	359	ブチル－２，３－エボキシプロピルエーテル	
				2	98	802	３－（５－ターシャリーブチル－１，２－オキサ ゾール－３－イル）－１，１－ジメチル尿素	イソウロン
				2	99	803	N－ブチルカルバミド酸＝３－ヨード－２－プロ ピニル	
				2	100	804	３－ターシャリーブチル－５－クロロ－６－メチ ルウラシル	ターバシル
				2	101	805	５－ターシャリーブチル－３－〔２，４－ジクロ ロ－５－（プロパー２－イン－１－イルオキシ） フェニル〕－１，３，４－オキサジアゾール－２ （３H）－オン	オキサジアル ギル
				2	102	806	１－（４－ターシャリーブチル－２，６－ジメチ ル－３，５－ジニトロフェニル）エタノン	
1	364			2	103	364	ターシャリーブチル＝４－〔〔〔（１，３－ジメ チル－５－フェノキシ－４－ピラゾリル）メチリ デン〕アミノオキシ〕メチル〕ベンゾアート	フェンビロキ シメート
				2	104	807	１－ターシャリーブチル－１－（３，５－ジメチ ルベンゾイル）－２－（３－メトキシ－２－メチ ルベンゾイル）ヒドラジン	メトキシフェ ノジド
1	366			2	105	366	ターシャリーブチル＝ヒドロペルオキシド	
1	368			2	106	368	４－ターシャリーブチルフェノール	
1	370			2	107	370	２－ターシャリーブチル－５－（４－ターシャリ ーブチルベンジルチオ）－４－クロロ－３（２ H）－ピリダジノン	ピリダベン
1	371			2	108	371	N－（４－ターシャリーブチルベンジル）－４－ クロロ－３－エチル－１－メチルピラゾール－５ －カルボキサミド	テブフェンピ ラド
1	372			2	109	372	N－（ターシャリーブチル）－２－ベンゾチア ゾールスルフェンアミド	
1	377			2	110	377	フラン	
				2	111	808	４’－フルオローN－イソプロピル－２－（５－ トリフルオロメチル－１，３，４－チアジアゾ ール－２－イルオキシ）アセトアニリド	フルフェナ セット
				2	112	809	５－プロパン－１－イル－６－（２，５，８－トリ オキサドデカン－１－イル）－１，３－ベンゾ ジオキソール	ビベロニルブ トキシド
2	79	１，３－プロパンスルホン				541		
2	80	N－プロピル－N－〔２－（２，４，６－トリク ロロフェノキシ）エチル〕イミダゾール－１－カル ボキサミド	プロクロラズ			542		
				2	113	810	３－プロモ－１－（３－クロロピリジン－２－イ ル）－N－〔４－シアノ－２－メチル－６－（メ チルカルバモイル）フェニル〕－１H－ピラゾ ール－５－カルボキサミド	シアントラニ リブロール
2	81	３－プロモ－１－プロペン	臭化アリル			543		
2	82	ヘキサクロロエタン				544		
2	83	ヘキサクロロシクロペンタジエン				545		
2	84	１，４，５，６，７，７－ヘキサクロロビシクロ 〔２，２，１〕－５－ヘプテン－２，３－ジカル ボン酸	クロレンド酸			546		
2	85	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝プロミド				547		
				2	114	811	ヘキサフルオロプロペン	
				2	115	812	ヘキサン酸エチル	カブロン酸エ チル
				2	116	813	２－ベンジリデンヘプタナール	

現行物質 2008（H20）年度改正施行令指定化学物質				改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第二種指定化学物質				
種	号 番 号	物 質 名 称	別 名	種	号 番 号	管 理 番 号	物 質 名 称	別 名
2	86	5－ベンジル－3－フリルメチル＝（1RS）－シーストランス－2，2－ジメチル－3－（2－メチルプロパ－1－エニル）シクロプロパンカルボキシラート	レスメトリン			548		
				2	117	814	ベンゼン－1，2，4，5－テトラカルボン酸	
2	87	パラ－ベンゾキノ				549		
2	88	ペンタクロロニトロベンゼン	キントゼン又はPCNB			550		
2	89	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム				551		
				2	118	815	ホルムアミド	
1	414			2	119	414	無水マレイン酸	
1	417			2	120	417	メタクリル酸2，3－エポキシプロピル	
1	419			2	121	419	メタクリル酸ブチル	
2	90	N－メチルアニリン				552		
1	429			2	122	429	メチル＝3－クロロ－5－（4，6－ジメトキシ－2－ビリミジニルカルバモイルスルファモイル）－1－メチルピラゾール－4－カルボキシラート	ハロスルフロ ンメチル
1	432			2	123	432	3－メチル－1，5－ジ（2，4－キシリル）－1，3，5－トリアザベンター－1，4－ジエン	アミトラズ
				2	124	816	2－（4－メチルシクロヘキサ－3－エン－1－イル）プロパン－2－イル＝アセタート	酢酸テルピニ ル
2	91	6－メチル－1，3－ジチオロ〔4，5－b〕キノキサリン－2－オン		2	125	553	6－メチル－1，3－ジチオロ〔4，5－b〕キノキサリン－2－オン	
				2	126	817	4－メチル－2，4－ジフェニルベンター－1－エン	
1	434			2	127	434	メチル－N'，N'－ジメチル－N－〔（メチルカルバモイル）オキシ〕－1－チオオキサミデート	オキサミル
2	92	2－メチル－5－ニトロアニリン				554		
				2	128	818	2－メチル－N－〔4－ニトロ－3－（トリフルオロメチル）フェニル〕プロパンアミド	フルタミド
2	93	メチルヒドラジン				555		
2	94	2－メチル－1，1'－ビフェニル－3－イルメチル＝（Z）－3－（2－クロロ－3，3，3－トリフルオロ－1－プロペニル）－2，2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ビフェントリン			556		
1	440			2	129	440	1－メチル－1－フェニルエチル＝ヒドロペルオキシド	
2	95	メチル＝ベンゾイミダゾール－2－イルカルバマート	カルペンダジ ム			557		
				2	130	819	7－メチル－3－メチレンオクター－1，6－ジエン	ミルセン
2	96	4，4'－メチレンビス（N，N－ジメチルアニリン）				558		
2	97	4，4'－メチレンビス（2－メチルシクロヘキサニアミン）				559		
				2	131	820	2－メルカプトエタノール	
1	452			2	132	452	2－メルカプトベンゾチアゾール	
				2	133	821	ラクトニトリル	
				2	134	822	硫酸ジエチル	
2	98	硫酸ヒドラジン				560		
2	99	りん酸（2－エチルヘキシル）ジフェニル				561		
2	100	りん酸ジノルマル－ブチル＝フェニル				562		

参考：化管法関連の参考資料一覧

目的	コンテンツ	URL	
令和3年度 化管法政令改正 について知りたい	経済産業省 HP	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html	経済産業省
PRTR について 知りたい	経済産業省 HP	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html	経済産業省
	PRTR について (平成 24 年度版)	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/files/PRTR_2012_panph.pdf	経済産業省
	PRTR に関する Q&A	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/manual_faq.html	経済産業省
SDS について 知りたい	経済産業省 HP	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html	経済産業省
	化管法 SDS 標準的な書式 (JIS Z 7253 対応版)	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html	経済産業省
	JIS Z 7253:2019 GHS に基づく化学品の危険有害性 情報の伝達方法ーラベル, 作業場 内の表示及び安全データシート (SDS)	⇒ 日本産業標準調査会 HP から検索してください。	日本産業標準調査会
	化管法に基づく SDS・ラベル作 成ガイド(本資料)	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2020/SDS_guidance_2020.pdf	経済産業省
	ーGHS 対応ー化管法・安衛法 におけるラベル表示・SDS 提 供制度	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2020/GHSpamphlet_2020.pdf	経済産業省
	化管法 SDS 制度に関する Q&A	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html	経済産業省
GHS 分類につ いて知りたい	政府向け GHS 分類ガイダンス	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHsmanual.html	経済産業省
	事業者向け GHS 分類ガイダ ンス		
	JIS Z 7252:2019 GHS に基づく化学品の分類方 法	⇒ 日本産業標準調査会 HP から検索してください。	日本産業標準調査会
	政府による GHS 分類結果	https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html	独立行政法人製品評価技術基盤機構
		https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_download.html	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	GHS 混合物分類判定ラベル作 成システム(NITE-Gmiccs)	https://www.ghs.nite.go.jp	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	GHS 混合物分類判定システ ム	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_auto_classification_tool_ver4.html	経済産業省
	GHS 混合物分類判定システ ムに関する Q&A	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/5.html	経済産業省

目的	コンテンツ	URL	
評価基準値を 検索したい	NITE-CHIRIP(化学物質総合情報提供システム)	https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop	独立行政法人製品評価技術基盤機構
		※NITE-CHIRIP は、国内法規制情報、外国法規制情報、有害性・リスク評価情報(GHS 分類結果など)、試験結果・試験報告書などの情報を検索することができます。	
	JICA BIGDr(ビクドクター)	https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/top	一般財団法人日本化学工業協会
	chemi COCO(ケミココ)-基準値・指針値	http://www.chemicoco.env.go.jp/reference.html	環境省
事業所周辺の 環境中濃度を 推計したい	PRTR マップ	https://www.prtrmap.nite.go.jp/prtr/top.do	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	METI-LIS(経済産業省低煙源工場拡散モデル)	http://www.jemai.or.jp/tech/meti-lis/download.html	産業環境管理協会
	AIST-ADMER(産総研-曝露・リスク評価大気拡散モデル)	https://www.aist-riss.jp/software/20311/	国立研究開発法人産業技術総合研究所
化学物質管理 の新着情報に ついて知りたい	NITE ケミマガ	https://www.nite.go.jp/chem/shiryo/chemimaga.html	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	ケミマガ(みずほ情報総研株式会社)	https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/mailmagazine/chemimaga/index.html	みずほ情報総研株式会社

化学物質排出把握管理促進法（化管法）

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質リスク評価室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

TEL : 03-3501-0080

FAX : 03-3580-6347

【化管法に関する HP】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

【GHS に関する HP】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html

【化管法に基づく SDS の提供に関するお問い合わせ】

sds-meyasubako@meti.go.jp